慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	李能和「朝鮮の巫俗」註(上)
Sub Title	A note on Lee Nung Hwa "Observations on Korean shamanism"(Chosen, 1928-29)I
Author	野村, 伸一(Nomura, Shinichi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション No.28 (2002. 4) ,p.1(332)- 120(213)
JaLC DOI	
Abstract	○、一、二、三、四、目次解題本文と註釈の基準李能和略年譜「朝鮮巫俗考」を読む李能和「朝鮮 の巫俗」(この項次号)・註
Notes	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20020411-0332

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

李能和「朝鮮の巫俗」註(上)

野村伸

、 星) 夏 次

○、解題

一、本文と註釈の基準

二、李能和略年譜

.「朝鮮巫俗考」を読む (この項次号)

四、李能和「朝鮮の巫俗」・註

○、解題

と、また表現においていくらか誤記が多いところをみると、李能和が直接、日本語で書いたのであろう。そうとすれば、たいへんな文章 ある。ただし、原文と対照すると部分的に違うところもある。この日本文をだれが書いたのかは定かではないが、特に翻訳者名がないこ 連載した「朝鮮の巫俗」の全文である。それはまた、一九二七年に雑祀『啓明』第十九号に漢文体で発表された「朝鮮巫俗考」の全訳で 本稿は、近代朝鮮の先駆的な宗教民俗の研究者李能和が一九二八年から一九二九年にかけて雑誌『朝鮮』に編輯官(編修官)の肩書で

家である。

て漢文を書き下すことは十分可能であっただろう。 しフランス語の教官を務めた。そして、一九○五年には、日本語も学び、実に英、中、仏、日の四カ国語に通じていたという。 李能和は一八六九年生まれで、漢学はもとより、二○歳前後には英語を学び、また漢語学校で中国語を学んだあと、フランス語も習得

まとめられた。 巫覡』は一九三二年、『釈奠・祈雨・安宅』は一九三八年である。また赤松智城と秋葉隆の『朝鮮巫俗の研究』も一九三七年、三八年に 民族の衣食住や習俗などについて調査をはじめていたが、それが本格的にまとまるのはこの数年のちのことである。すなわち、 朝鮮の巫俗」は、 朝鮮においてはじめて巫俗を歴史的に叙述した画期的な論文である。当時、 朝鮮総督府には村山智順がいて、 朝鮮

かつ地域研究的な視野に立って進めるほかはなく、そのためにも李能和の再読からはじめない限り発展は見込めないであろう。 なわれていない。たとえば李能和について、巫俗の実態を踏まえた本格的な研究論文がみあたらない。おそらく今後の巫俗研究は歴史的 朝鮮半島の巫俗の研究は、最近十数年のあいだにフィールドワークを中心とした現地研究がめざましく進展し、今日、 もはや基礎的な現地調査の段階は終えた感がある。しかしながら、これを歴史、特に社会史の上で幅広く考察することはあまりおこ 韓国内において

る り李能和の多様な仕事の概略は理解できる。このなかには、徐永大の論文「李能和の<朝鮮巫俗考>について」があり、今後の李能和の 巫俗論に関してはひとつの踏み台となることはまちがいない。この詳細については、「三、「朝鮮巫俗考」を読む」の項で述べることにす 和研究-すなわち、一九九三年度に韓国宗教学会では「李能和の宗教史学」という課題をかかげ、一年の研究を経て『わが文化の根源を探る李能 韓国内では李能和はまだまだよく知られていない。そうしたなかで唯一、関心を示したのは宗教・歴史学の分野の研究者たちであった。 −韓国宗教史学を中心に−』(集文堂、一九九四年)を出版した。ここには八人の研究者による論文が収められていて、これによ

性を述べることがほとんど無かったという点である。徐永大は、これを民族史学者申采浩と較べつつ「かなりの違いがみられる」と述べ 点指摘したところで、わたしは唯一、ひっかかるものを感じた。それは李能和の視点が周辺民俗との比較に流れていき、 ただ、ここであらかじめいうと、歴史学者徐永大による李能和論は全般的に手堅く、納得のいく部分が多いのだが、最後に問題点を六 朝鮮巫俗の特殊

協のようなものがあっただろうという。 ⁽²⁾ そして、朝鮮巫俗の特殊性を強調せず普遍性を論じようとしたことについて、そこには仏教の存在を認めた日本の当局への配慮、 妥

たとみられるのである。 とで検証されなければならないが、少なくとも、一九二〇年代に周辺民俗との繋がりのなかで巫俗を論じたことこそはむしろ先駆的であっ でもあり、そのことが、より広いアジアの文化史のなかでは「独自性」を帯びてくるだろう。それは今後なお、 この李能和の視点は、むしろ今日、より切実に求められるものではなかろうか。朝鮮民族にとっての巫俗はまた東アジアの民衆のもの 詳細を積み重ねていくこ

においてはそもそも日本文で書かれた論文があることすら知られていない。 巫俗論は名前ばかりは知られているものの、今日の巫俗研究者から忘れられた感がある。韓国においてすら、このようであるから、日本 これらもそれほど広く検討され論じられていない。しかも、再刊されている李在崑訳はかなり不正確な翻訳である。要するに、 の李在崑訳、一九八一年の金烈圭訳(韓国思想全集、三星出版社)、そして一九九〇年前後に徐永大の校勘したものがあることはあるが(3) いずれにしても原文が漢文であったということによるのであろう、「朝鮮巫俗考」の読まれ方はあまり幸福ではなかった。一九七六年

のもとにおこなわれた民衆文化の探求であった。 学者のだれひとり手を付けなかった基層文化研究の意義を宣揚したものである。その形式こそは考証学風であるが、優れて近代的な意識 び朝鮮社会の変遷状態を研究せんとする者は、先づ巫俗に着眼観察しなければならない」と冒頭にいいきっている。これは王朝五百年の 文献資料を羅列しただけのもののようにみえる。しかし、これをまとめた李能和は、「朝鮮古代の神教の淵源、 こうした現状をみるとき、 何よりもまず忘れられたこの論考を読むことからはじめなければならないだろう。この論文は、一見すると 朝鮮民族の信仰思想、及

文を意味の取れるかたちで紹介したいものと考えたのである。 なると、なお難しい作業が多々含まれているので、多くの部分は記されてあるままにした。今回と次回の二回で、とりあえず日本語の全 ここでは、まず日本語で記されたものを提示することを第一とし、 註釈は簡略にとどめた。巫俗に関連する個々の漢語に註を付けると

ただし、徐永大「李能和朝鮮巫俗考校勘」『比較民俗学』第五、六、七輯、 比較民俗学会、一九八九―九一年は『啓明』に発表された漢文の原

文に頭注を加えつつ、簡単なまとめも付したものですぐれた業績である。そこでも述べられているが、李能和の文には誤字、脱字、年期の誤りな どが少なくないので、註釈は不可欠である。

- 2 九九四年、四三頁。 李鍾殷・徐永大・梁銀容・宋錫準・崔俊植・金壽根・金鐸・申光澈『わが文化の根源を探る李能和研究―韓国宗教史学を中心に―』、集文堂、一
- 李能和輯述・李在崑訳『朝鮮巫俗考』、白鹿出版社、ソウル、一九七六年。本書はのちに東文選書店から再刊されている(一九九一年)。

、本文と註釈の基準

本文と註釈は次の基準によった。

本文は雑誌『朝鮮』に発表されたままのもので、歴史的仮名遣いを踏襲した。誤字、脱字が少なくないが、それとわかるものには

(ママ)を付した。また国王在位年などの年号はできるだけ西暦年号に直して頭註を付けた。紙面の都合で年号以外の註は原則とし

て文末に一括した。

李能和の本文には漢文の引用が多数あるが、これをそのまま提示した。ただし、意の取りにくいものに関しては註にその大意を記

三 註釈の大意では、李能和輯述・李在崑訳『朝鮮巫俗考』、白鹿出版社、ソウル、一九七六年を参照したが、この訳文はかなり恣意 的なところがあるので、必ずしもその忠実な翻訳ではない。これを参照した時は「李在崑訳参照」とだけ記した。

四 を参照し「北訳」と記した。 『高麗史』の引用文について大意を記す際には新書苑編集部編輯『北訳 高麗史』、新書苑、ソウル、一九九一年の原文と翻訳文

Ŧi. 九九七年、ソウルを利用した。これは一九七一年から一九九四年まで民族文化推進会によりつづけられた「国訳朝鮮王朝実録」に 朝鮮王朝実録の大意、年次などを記す際には韓国学データベース研究所『CD-ROM 国訳朝鮮王朝実録』、ソウルシステム、

とめたものである

基づくもので、今日利用されるものとしてはもっとも信頼できるものである。引用の際は「CD-ROM」とだけ記した。 李能和の最初の「朝鮮巫俗考」(原漢文)を参考にするときは「原文」とだけ記した。

李能和略年譜

李能和研究―韓国宗教史学を中心に―』所収の李鍾殷「李能和の生涯と学問」に比較的、詳しい記述がみられる。以下はそれによってま 李能和の生涯と業績については、 韓国民族文化大百科事典編纂部編『韓国民族文化大百科事典』 および前引『わが文化の根源を探る

して、 に教官として就任し、フランス語を教え、一九○六年には同校の校長となった。一方、この間、一九○五年には私立日語夜学舎に入学し、 (フランス語)学校に入学してフランス語を学び、同年、農商工部主事として採用されている。また一八九七年には官立漢城外国語学校 李能和は一八六九年忠清北道槐山郡で学者の気風のある家に生まれる。書堂で漢学を学んだのち、父親に従って、ソウルにいく。 当時の朝鮮を取り巻く国際情勢に目覚め、英語、中国語、フランス語、日本語を次々と習得していった。一八九五年には官立法語

ちとともに仏教振興会を発足させるのに力を尽くした。そうして、みずからは仏教振興会の幹事に押され、一九一七年からは理事を務め ものであった。一方このころから、 九一〇年、父親はキリスト教会を設立し、長老職を引き受けているが、李能和自身は、この年、覚皇寺の法席に臨み仏教に帰依している。 された。しかし、この学校は、一九一〇年日本による朝鮮併合にともなって閉鎖されたため、こののちはフランス語教育に尽力した。一 この年、国文研究所の委員となった。一九○九年、法語、 こうして李能和は、一九○六年ごろまでの間に英・中・仏・日など、四カ国語に通じた。そして一九○七年には日本の官庁を視察し、 九一二年には私立能仁普通学校を創立し、三年間その校長を務めた。この学校名は自身の名前の能と夫人の名前の仁を取ってつけた 仏教界の啓蒙運動がはじまっていて、李能和は、その機運のなかで、一九一五年に僧侶および信徒た 英語、 日語の学校が統合されて官立漢城外国語学校となると、その学監に任命

行した。これらは仏教の布教および民俗文化守護運動の核となるべく発足した仏教振興会の設立目的を推進するものであった。 を刊行、また『仏教振興会月報』(一九一五年)、『朝鮮仏教界』(一九一六年)、『朝鮮仏教叢報』(一九一七一二一年)などを編集し、刊 た。この間に、李能和は、 『引教相照 伝道必携 百教会通』(朝鮮仏教月報社、仏教書館、一九一二年)、『朝鮮仏教通史』(一九一八年)

話が伝わっている。 麗と渤海は朝鮮史の一環であると主張し、また建国神話は民族精神を発揮するものなので必ず収載しなければならないと主張したという まで朝鮮史の編纂に従事した。この時期に集めたさまざまな資料が論考として発表された。朝鮮史の編纂過程において、李能和は、 一九一二年には、朝鮮総督府内に朝鮮史編纂委員会(のちに朝鮮史編修会と改称)が組織され、その委員となり、以後一九二五年六月

である中央仏教専門学校において、朝鮮宗教史を講義した。総督府における朝鮮史編纂が一段落した一九三八年以後は暫時、 学会が解散されるころまで、その関係はつづいた。また朝鮮総督府宝物古蹟保存会の委員として民族文化の守護に関心を示した。一九三 九三〇年、当時朝鮮にいた日本人学者たちを中心として青丘学会が発足したが、その時、 朴勝彬、呉世昌などとともに、啓明倶楽部を設立し、民族精神の啓蒙と発揚に尽力した。また、そのころ、後の東国大学校の前身 評議員として推戴され、 一九三九年、 李王職につ

いた。一九四三年、京城で逝去、享年七四歳。号は侃亭、尚玄、また無能居士。

解語花史』を刊行し、一九二八年には『朝鮮基督教及外教史』(朝鮮基督彰文社)を刊行した。さらに一九三〇年「朝鮮喪祭礼俗史」(朝 鮮語の雑誌『朝鮮』一四七─一五○号に連載)、一九三六年「朝鮮儒界之陽明学派」(『青丘学叢』25号)などの論考を残した。 いる。つづけて、一九二二年「朝鮮神教源流考」、一九二七年には「朝鮮巫俗考」(『啓明』第十九号)につづいて『朝鮮女俗考』、『朝鮮 発表された主な論考には次のようなものがある。一九一八年「朝鮮仏教通史」、自費出版。これは朝鮮仏教史を開拓した名著とされて

その変遷」(雑誌『朝鮮』)、一九三八年「李朝時代京城市制」(『稲葉博士還暦記念 満鮮史論叢』)などである。 八年から二九年にかけて「朝鮮の巫俗」を雑誌『朝鮮』に八回にわたって連載。また一九二九年「朝鮮における神話的婚媾」(雑誌 李能和は、主として漢文で論考を表現したが、日本語でも興味深い論文を発表している。その主要なものは次のとおりである。 「朝鮮における婚姻に関する慣習」(雑誌『朝鮮』)、一九三〇年「朝鮮官妓の起源」(雑誌『朝鮮』)、一九三七年「朝鮮の褓負商と 朝

歴史を述べたものであり、これもまたこの分野の先駆的な研究である。(6) これらは一九六八年に『朝鮮仏教通史』「朝鮮基督教及外教史」とともに影印本として再版された。また「朝鮮基督教及外教史」(一九二(5) 八年)は、フランス語で書かれた Dallet の『朝鮮教会史』を踏まえつつ、朝鮮王朝時代の文献資料を用いて体系的に朝鮮キリスト教の として残されていたが、一九五九年に東国大学校から影印本として刊行された。ちなみに以上のうち『朝鮮解語花史』は、妓生を主題と して、その生活に関連する多様な資料を集大成したものであり、これは「朝鮮女俗考」とともに朝鮮女性史の先駆的な名著とされている。 なお、朝鮮道教研究の先駆けとされる『朝鮮道教史』は一九二七年から一九三三年のころに執筆されたと推定されている。これは草稿

形成する際に真っ先に淘汰されてしかるべき旧弊の象徴のようなものであっただけに、多くの啓蒙知識人はこのようなものには見向きも 朝鮮の宗教文化の根底に潜む巫俗をはじめて体系的に叙述したもので、やはり貴重な業績である。巫俗は、朝鮮社会が近代の国民国家を を多数の文献から証明しようとした。そして、その開かれた視野による民衆文化探求は、発表当時ばかりか、今日にいたっても日本や韓 および朝鮮の学知は本質的には理解できなかった。李能和は朝鮮だけでなくその周辺地域の民衆生活の根柢には巫俗がありつづけたこと しなかった。そして、それが朝鮮人としてはじめてフランス語を教えたといわれる人、李能和によりなされたことの意味を同時代の日本(?) ところで、『韓国民族文化大百科事典』では「朝鮮巫俗考」の位置については言及されていない。しかしこれは、先にも述べたように 中国といった硬い国家別の枠組のなかでは十分に認知されていない。

めてもう一度考えることにする。

何故こういうことになったのか。そのいわれはともかく、今、李能和を読むことによって何がわかるのか、このことについては項を改

以上述べたことをさしあたり略年譜にまとめると次のようになる。

略年譜

八六九年 忠清北道槐山郡で生まれる。書堂で漢学を学ぶ

八八七年 ソウル貞洞の英語学堂に入学。二年間修学。

八九四年 漢語学校を卒業

八九五年 官立法語学校に入学して、フランス語を学ぶ。農商工部主事として採用される。翌年辞職。

九〇五年

八九七年

官立漢城外国語学校に教官として就任し、フランス語を教える。

私立日語夜学舎に入学し、翌年卒業。官立漢城外国語学校を辞任し、官立漢城英・中・仏・日など、 四カ国語に通じる。

九〇六年 官立漢城法語学校の校長となる。

九〇七年 日本の官庁を視察し、この年、国文研究所の委員となる。

九〇九年 官立漢城法語学校の校長を辞任し、官立漢城外国語学校の学監となる。

九一〇年 合邦により官立漢城外国語学校は廃校となり、学監を解任される。

制度、風習、宗教などについての研究に全力を注ぐ。

私立能仁普通学校の校長になる(~一九一五年)。この間、

仏教振興会で、

幹事、

月報編集者として活躍した。

『朝鮮仏教通史』上中下三巻、自費出版、新文館発行。

九二一年 総督府学務局編修官(高等官)待遇。 九一八年

九一二年

九二二年 朝鮮史編纂委員会委員になる(二五年まで)。

九二七年 「朝鮮巫俗考」(『啓明』第一九号)、『朝鮮女俗考』(東洋書院・翰南書院発行)、『朝鮮解語花史』 (東洋書院・翰南書院発

|朝鮮神教源流考」(『史林』七巻三―五号、八巻一―四号、京都帝大、一九二二―一九二三年)

行

九二八年 「朝鮮の巫俗」(雑誌『朝鮮』第百五十六号~第百六十三号に日本語で七回掲載。第百五十八号には掲載無し)。

『朝鮮基督教及外教史』(朝鮮基督彰文社)刊行。

「朝鮮の巫俗」 (雑誌『朝鮮』第百六十四号、連載八回で完結。

内容は「朝鮮巫俗考」とほぼ同一)

九二九年

同時に、

「朝鮮における神話的婚媾」(雑誌 『朝鮮』第百六十八号)

「朝鮮における結婚に関する慣習」(雑誌『朝鮮』第百六十九号)

「朝鮮官妓の起源」(雑誌『朝鮮』第百七十九号、第百八十号、完結

九三〇年

|朝鮮喪祭礼俗史」(朝鮮語の雑誌『朝鮮』一四七-一五○号に連載

九三一年 朝鮮総督府編修官に任命される。朴勝彬、呉世昌などと啓明倶楽部を設立し、 民族精神の啓蒙と発揚に尽力。

九三三年 このころ「朝鮮宗教史」執筆か(徐永大)

『朝鮮道教史』(一九二七年から一九三三年のあいだに執筆か、崔俊植

「朝鮮の固有信仰」(『心田開発に関する講演集』、

朝鮮総督府中枢院)

「朝鮮儒界之陽明学派」 (『青丘学叢』二五号)

九三六年

「朝鮮仏教大観」(『心田開発に関する講演集』、朝鮮総督府中枢院)

「朝鮮婦人の生活内容」 (雑誌『朝鮮』第二百五十六号)

『朝鮮史』第五巻(朝鮮時代中期、光海君―景宗)、第六巻

(朝鮮時代後期、

英祖―庚午改革)を分担執筆。

九三七年

「朝鮮の褓負商とその変遷」(雑誌『朝鮮』第二百七十一号)

「李朝時代京城市制」(『稲葉博士還暦記念 満鮮史論叢』)

九三八年 九四三年 四月一二日、京城市敦岩町(現、敦岩洞)の自宅で逝去、享年七四

九五九年 **『朝鮮道教史』(影印本、東国大学校刊)**

九六八年 『朝鮮女俗考』(影印本、博文閣、新韓書林、 『朝鮮仏教通史』(影印本、京畿出版社刊 民俗苑刊

『朝鮮解語花史』(影印本、博文閣刊

『朝鮮基督教及外教史』(影印本、博文閣刊

九七二年 『朝鮮仏教通史』(影印本、宝蓮閣刊)

一九七六年 李在崑訳『朝鮮巫俗考』(白鹿出版社)

九七七年 李鍾殷訳『朝鮮道教史』(普成文化社刊)

九七八年 『李能和全集』 (韓国学資料叢書、影印本、中央大学校永信アカデミー韓国学研究所)

金サンオク訳『朝鮮女俗考』(大洋書籍刊)

『朝鮮道教史』(韓国学資料第五集、影印本、普成文化杜刊)

九八〇年 尹在英訳『朝鮮仏教通史』三巻、博英社

九八一年 金烈圭訳『朝鮮巫俗考』(韓国思想全集、三星出版社)

九八九年 姜孝宗訳『百教会通』(雲住出版社)

九九一年 李在崑訳『朝鮮巫俗考』(東文選刊)九九〇年 金サンオク訳『朝鮮女俗考』(東文選刊)

九九二年 李在崑訳『朝鮮解語花史』(東文選刊)

後注

- 1 韓国民族文化大百科事典編纂部編『韓国民族文化大百科事典』17、韓国精神文化研究院、一九九一年、七五五-七五六頁、李箕永執筆
- (2) この書には巻末に年譜と詳細な著作目録もある。
- 3 行されている。 『朝鮮女俗考』(東洋書院・翰南書院発行、昭和三年、定価弐圓)。これは漢字とハングルを混用したもので、一九八六年に民俗苑から影印本が刊
- 本書は李能和著・李在崑訳『朝鮮解語花史』、東文選、一九九二年、ソウルとしてハングル訳されている。
- (5) 後掲の略年譜を参照のこと。
- 6 韓国民族文化大百科事典編纂部編『韓国民族文化大百科事典』、韓国精神文化研究院、一九九一年七五五-七五六頁、(李箕永執筆)参照。
- 7) 同上、七五五頁。

或は神格の人となつてゐた。昔は巫を以て天を祭り、

朝鮮の上古時代には、

既に神市があつて、

其の教門の爲め、

天王桓雄や壇君王倹は、

或は天降の神となり、

神に事へしめ、

巫は世に尊敬されてわた。

朝 鮮 (/)巫. 俗

(--)禁

> 轉 軷

李

和

能

朝 鮓 巫 俗 0 由 來

の禮、 駕洛の禊浴、 有の俗は社會の排斥に遇ひ、 外來の敎が 是れが所謂巫祝神事である。 王者の號となし(今方曾は巫である。)句麗では師巫と云ふ稱があつた。(三/ 次次維或は慈元と云)(2) 佛には焚修の法、 百濟の蘇塗、 世間の 算率する 處となり、 道には醮祭の儀があり、 夫餘の迎皷、 同列に恣せられなかつたのである。故に今日に至り、 降つて後世に及び、人文進みて、儒、 句麗の東盟に至るまで、一つも壇君神教の遺風餘俗でないものはない。(3) 争ふて宗門を倡へて (疑世新に教門を借へる者、儒、佛・仙と合致してゐると) 固 彼の外來の教は朝鮮固有の風俗に混つてゐたのである。 佛及び道が相繼いで輸入され、 乃ち斯くの如く馬韓の天君、 朝鮮古代の神教の淵源、 儒には吉凶 歳の舞天、

鮮民族の信仰思想、

及び朝鮮社會の變遷狀態を研究せんとする者は、先づ巫俗に着眼觀察しなければならない

朝

である。

故に新羅では

(1) 巫覡の起原及び歌舞と降神

噂をなし、災を避け福に趨かしめた。故に歌舞は卽ち巫俗の起源であると云ひ得るのである。 巫は古代神教の祭を掌る人であつた。蓋し舞を以て神を降ださせ、歌を以て神を侑け、而して人の爲めに祈

[說文]男曰觋 女曰巫

徐曰能見也。

[尚書]敢有仁舞子宮 耐歌子室 時謂巫風

以歌舞事神

故歌舞爲巫覡之風俗也

〔漢書釋義〕王氏曰 女能事先形 跪曰

其舞之監神者 巫以工兩邊人字 以舞降神日巫。 是取象其舞

巫者托神如舞忠之類

皆須舞

蓋以通暢和氣

〔朱子語類〕巫(8)

達于神明。

女巫男覡

皷之逐變

呪之喃喃

舞之數數

稱以逐鬼降神

(2 巫 現 の 別 (五洲衍文長箋散稿 近世人號雲居) 今我郷曲 (9) 稱

女

巫

城隍堂、山神堂、彌勒堂、七星堂、都堂、神堂、等が是れであつて,女真薩滿の堂子祭神と其の俗は同

[巫堂]朝鮮語に女巫を巫堂「早む」(Mutang) と云ふ。蓋し女巫の祀神の處を堂と云ふてゐる。

例へば國師

源である。高麗史に恭護王三年、政堂文學鄭道傳上號に曰く、(1)

殿下即位以來 道場高峙於宮禁 法席常設於佛字 道殿之雕無時

巫堂之事煩瀆。

云々の語は、巫の所謂堂と稱する一つの證とすべきである。

に遇ひ、 〔萬神〕朝鮮語に女巫を萬神と呼んでゐる。蓋し巫は神を祀らざるはなく、故に萬神を以て稱としたのであら (館) を源にして、仙書より出た様である。蓋し上古では神と仙は巷しい分別がなく混稱してゐたのである。 萬神の稱への由來は非常に久しい。抱朴子を按するに、黃帝東の青丘に到りて風山を過ぎ、紫府先生 三皇内文を以て刻んだのを得たが、名を萬神と云々してある。是れに依れば萬神の 稱 へ は、 青丘

躬 巫

(博士) 朝鮮語に男巫を「博敷」(Pak su)と呼んでゐる。 即ち博士か或は卜師の轉であらう。 巫書(跡)には

ト師を博士と稱へてあるが、周易博士、多智博士、等が是であらう。

〔花郎〕 朝鮮語に男巫を亦た花郎(対号)と稱へてある。

李朝實錄 成宗二年, 大司憲韓致亨上跣に日く、

有男人號稱花郎者(4) 使類聚 觀其行義 售其狂詐之術 漁取人財貨 略與女巫同。○李晬光芝峯類說云 按新羅時取美男子粧師(E) 名花郎時謂郎徒 或謂國仙 如永郎述郎南郎蓋亦是類 今俗乃謂男巫爲花郎

擇人子弟之美者 旨矣。○丁若鏞疋言覺非日 何粉粧飾名曰花郎 花郎新羅貴遊之名也 今以巫夫倡優之賤 國人皆尊師之。東史云 花郎既飾 **謂之花郎非矣。唐令狐澄新羅國記云** 徒衆雲集 相磨以道義 相悅以歌

男巫、俗稱花郎或稱博士(然之稱花郎博士者。或取其美名。臂而自號者聚。

遊娛山水

無遠不屆

意者

花郎服章花雕

而今之倡夫亦服裝袨麗

故是名。

〇李圭景巫覡辨證說云

按するに、我が南道の俗では、(8)

男巫を花郎と謂ひ。

西北兩道では、

花郎を賤娼遊女の別稱としてゐる。

— 13 (320) —

失其

て賤罵の辭を作つたものであらう。 南毛、俊貞の兩美女を率じて源花となし、徒衆三百餘人を聚めたが、二女娟を爭ひて互に妬み、俊貞は遂に南 毛を誘殺したのである。それ故美男を選び、粧飾を施し、花郎と名つけてあつた。是れを取つて來て比べ仍つ 例へば人を罵るに「徐は小賤娼婦花郎女の子息だ」と云ふのも是れであらう。思ふに、新羅の真輿王は始め(9)

〔郎中〕 李朝實錄。燕山君九年癸亥二月甲子 御經筵 侍錦官鄭麟仁曰 開下三道(遊·慶尚進)礼神(3) 技者至有幾女服而出入 安琛為觀察使

痛草其弊

其習稍衰

朱殄請申諭下三道 **痛加禁斷**不答。 巫號為郎中 出入士族家 頗有醜聲

〔兩中〕 李朝實錄 同寺者 者·方言謂之回寺· 率皆不事農業 中宗八年十月丁酉,全羅觀察使權弘狀啓日,觀本道弊風,男子之稱爲居士,女人之稱爲(22) 縱搖橫行傷風敗俗 法所當禁 其中尤甚者 莫通兩中男巫之稱凡民

情慾之談 浴髮之狀 無所不為一令人竦聽抃喙,以為快樂,間有弱冠無髯者,則變著女服,塗粉施粧,出入(5) 之家祀神之時 **昏夜與女巫雜坐堂室** 雖女巫多在 必使雨中主席 主家及參育人等 虔恭迎慰 終夕達朝 歌舞娛神 奸人娶女 形跡隱秘 難於摘發 恐士族人家亦復如是 男女相雜

成化十八年 刑曹受教曰 花郎遊女等(37) **合所任官斜摘** 依大明律犯奸條 **并加本罪一等**。

乘間伺隙

則不祥莫甚

按するに、兩中とは卽ち郎中の轉變であつて、郎中は、亦た花郎(郎徒は郎衆に變つた)の轉變したもので

〔廣大〕 朝鮮語に男巫を亦た廣大と稱してゐるが、廣大は卽ち歌舞の娼優である。蓋し巫覡は歌舞を以て娛

ある。

うすると朝鮮男巫を廣大と稱するは、其の源は或は此れに依つたのであらうか、廣大の說は高麗 史 神の業をしてゐる故に、 俳優の技に轉じたのである。羅隱荆巫説に據ると、衣食廣大云々等の語がある、 12

ક

見 z

え、丁茶山先生牧民心皆にも現はれてゐる。

演雅人物品云

(才人) 〔倡優顐官〕 安順花鼎福撰雜同散異(常) 朝鮮語に又た男巫を才人と言つてゐるが、是れは其の業とする所の才藝伎術を以て名を得た故であ 倡優顧官(類。) 作游區關官) (29)

〔優人〕 魚叔權稗官雜記云 ⁽³⁾ らう。大典通編に才人は白丁と同條にしてある、 俗傳官府收巫布甚重(31) 而して縮稱するには、才白丁へ云つてある。 每官差到門際突 一家茶黃奔走具酒會 乞緩程期

(戯)があつて、 按するに、我が朝鮮は、 者間日或連日 以為故事 外使の觀覧に供してゐたが、大抵は皆醜惡の假面を被つてやつたのである。 苦海多端 昔から眞正の戯劇がない。此れは文化上の一大缺點と云ふべきであらう。 適歲時優人作此戲于御庭 於是 命除其稅 優人亦有益於民矣 假面の戯は新羅 令優人尚作其戲 古は山蹇

戱

から始まつたもので、

郷樂及び處容舞が是れである。

高麗時代に至り太難儀假面を用ひ、

後に山臺戯になつた

と觀聽に堪へない程である。 今尚は其の遺俗が殘存し のである。李朝に至つては、唯一の戯劇として都監を設けて、以て其の事を行ひ、山蹇都監と名つけてある。 楊州の古邑は山臺都監の本所となつてゐる。其の呈舞伎は甚だ粗野であつて、(※) 併し魚叔権の所述には、 巫は徴税に苦し、依つて戯劇を演じてゐる、 而して家庭 殆ん

生活上の悲劇の天然脚本は真境を演出し以て、君心を感動せしめ、之れが爲め発稅し得るに至つたのであると

— 15 (318) —

如是

(35) 一四八年

33 一 年

云つて居る。此れ所謂 皆臣
軍官が、天
面を
恰
愉せしめたとの事であらう。

高 句 麗 の 巫 俗

災異を議論してゐるのと其の義類似して、一頭地をも讓らないであらう。今は其の語りが巫の口から出てゐる を修め、災を除けさせ、語りは甚だ理に合致し、若し彼の左傳か或は漢書の中に置いたならば、賢臣良佐等の れば、必らず帥巫に質したものである。 と云つて皆顧みずしてゐるが、其の師巫の名義を祭するに、當時王の師表たるを知るべく、故に國家に災異あ が國家の爲め吉凶を占つたり、又は滿洲薩滿が天神を主配してゐたのと同じものである。又師巫は王に勸めて徳 巫は人鬼が自己に降つてゐると云ふ。巫は、始祖王祠を祀つたに始まり、後世巫俗の、蹇神、龍咒、卜筮、空 瑠璃王十九年秋八月 郊 豕逸 王使託利斯卑追之 至長屋澤中得之 以刀斷其脚筋⁽³⁾ (3) 1 巫は人鬼が病崇であると言ふ 句麗の巫俗を按するに、巫は能く人の病景を言ひ、巫は胎中の小兒の事を卜ひ、巫は能く災異の事を言ひ、 神託、療病(暑の如し)、衛龍(龍光神廟の如し)等は皆これが本となつてゐるのである。師巫は、即ち周の太師神託、療病(李朝清人)、衛龍(高麗及び李朝の)等は皆これが本となつてゐるのである。師巫は、即ち周の太師

王聞之 怒日祭天之牲

贵可傷也 遂投二人坑中殺之 九月王疾病 巫曰託利斯卑為崇 王使謝之 即愈(三國)

次大王三年秋七月 王、吠于平儒原 白狐隨而鳴 王射之不中 間於帥巫(36) (37) 巫は狐怪を言ひ王に勸め徳を修めしむ 日狐者妖獸 非吉祥 況白其色

4<u>1</u> 年年宝

之戰

史三郎

(39)二三四年

(37)二〇九年

山<u>上</u>王十三年 王曰凶則爲凶 古則爲吉 立王子郊盛母 (酒桶) 爲小后(38) **(3**) 巫 爾既以為妖 叉以為福 は 腹 中 兒 ž 初小后母孕 ŀ ふ 何其誣也 未産 遂殺之(史配) 巫卜之曰 必生王后

母喜

及生名日后女

尤可怪也

然天不能諄諄其言 故示以妖怪者 欲令人君恐懼

修省以自新也

君若修德

則可以轉禍爲福

游壑 東川王八年秋九月 太后于氏甍 太后臨終遺言日 妾失行(33) (4) 巫は王神が巳に降ると云ふ 則請葬我於山上王陵之側 **逐葬之如其言 ル**者日 國壤降于予日 昨見于氏歸于川上 將何面目見國壤(夫國壤王)於地下 若羣臣不忍躋於 不勝憤患

退而思之 顏厚不忍見國人 硝告于朝 遮我以物 是用植松七重於陵前(史配)

(5)

巫 は 朱 蒙 祠 E 祀 る

王寳臧四年夏五月 唐將李世勣攻遼東城 **晝夜不息旬有二日** (42) 帝 (唐太) 引精兵會之 **凼其城數百重** 皷噪聲

城有朱蒙祠 祠有鎻甲銛矛 妄言前燕世天所降 方凶急 飾美女以婦 神巫朱蒙悅 城必完 (三國)

振天地

Ξ 百 濟 の 巫 俗

百濟の巫史は絕無僅有とも云ふべきである。 る。蓋百濟は もと、夫餘・句麗から出てゐるものなれば、其の巫俗も句麗と同じであることが推想せられ 即ち末王の末年に、 巫は龜藏を解釋したる一事あるの みであ

に相違ないのである。 然るに、句麗には巫が能く狐怪を説く沓あり、百濟には能く龜藏を解する者があるが、是れは同一の系統

二身であつた。日者曰く非水の暴溢は大王勃興の兆であつて、牛の一首二身は大王が鄰國を併合すべき徴であ 或は巫の事であらう。然らば百濟の世にも、巫を大いに崇尚したのを思ひ起すべきである。 ると。王は之れを聞いて喜び、遂に辰馬 (原尊とである) を併吞する心を有してゐる、云々。此の日者と云ふは 記、百清本紀に始祖溫祚王二十五年春二月。王宮の非水が暴溢し、又は淡城の人家に馬が牛を生んだが、一首 後周冑を按するに、百濟は陰陽五行を解す云々、即ち此の識を解する巫は、亦一つの日者であらう、三國史

巫は魏識を解す

其背有文曰 「百濟同月輪 新羅如月新 王問之巫者 (45) **栽慈**王二十年春二月 有一人鬼入宫中⁽⁴⁾ 漸盈王怒殺之 或曰 同月輪者盛也 如月新者微也 大呼百濟亡百濟亡 即入地 日同月輪者滿也 意者 國家盛而新羅髮微乎 王喜(是國) 王怪之 使人堀地深三尺許 游⁴⁶ 則 **暦** 如月新者 未滿也 有一個 未⁴⁷ 満 則

新羅の巫俗

四

の神市は、是れ即ち古代巫祝の事であつて、壇を設けて天を祭る故を以て、號を壇若となしたので、壤君は即 新羅の方言に巫を次次雄と謂つてゐる。巫を雄と云ふは、必らず神市桓雄から始まつたのである。蓋し桓雄

ち神權天子である。

せば、或は訓或は音を以てする、即ち、西露山を、西述山とも作るが(放露と逃ば通用である。) 是も亦一例である。 此等の方言は、三韓より傳はつてゐる。然らば巫號たる次次雄の語源は、桓雄より出てゐるのは疑ふ餘地がな いのである 新羅の人は、次次雄が祭祀を尚し、鬼神に事へる故を以て畏敬し、遂に尊長と稱へ、次次雄となしてある。 桓と寒とは晉相通じ、而して寒の訓は次(补)である。又新羅の方言を若し漢字で形 容する と

然らば、次次雄は即ち桓雄を謂ふてゐるのである。 南解次次雄は、只巫の稱號を借りたのみでなく、自身が即ち祭主として神に事ふる、是れ亦一つの瓊君であ⁽⁸⁾

新羅の始祖朴赫居世は、辰韓六部の人等に推戴されて居西干(原西とは辰)になつてゐる。(4)

韓の諸國邑に、各々一人を以て天神を祭らしめ、而して號を天君としてある。則ち朴赫居世も天神を祭る天君 後漢書を按ずるに、馬韓種の人のみ辰國の王となる云々、然らば、朴赫居世は必らず馬韓種の人である。馬

であつて、天神を祭祀する天君は、即ち次次雄としてゐる。 南解次次雄は、其の親妹阿老を以て始祖廟に配らしめてゐた。蓋し新羅の俗には旣に巫を以て祭祀を尙し、

鬼神に事へさせてあつた。そうすると、阿老も亦巫であるに違ないのである。

巫は尊長の稱へである故國王は巫を以て號となす

新羅本紀 第二代南鮮次次雄 次次雄 或云慈充 金大問云 方言為巫也

祀

故畏敬之

遂稱尊長者為慈充

三國史記

世人以巫事鬼神尙祭(52)

髙 厖 の 巫

風

五

三國遺事古朝鮮條「桓雄天王,徒三千を引率して「太白山神壇樹下に降り,世に在つて教化させるには,(3) 巫を聚めて雨を配る。是れ即ち古代の巫を以て天を配る證據である。

風

伯兩師を將ゐて主穀、主命、主病、主刑、主善惡、凡そ人間三百六十餘事を主管させたのである。 其の子壇君王倹國を開き、朝鮮と號をなす云々。然らは、風伯丽帥を將ゐて穀類及び人民の生命を主管せし

是れは、 後世に至り旱魃の際、 巫を聚め雨を禱り、 又は徙市の本となつ てゐる。 (稚市は恐らく神市天王が異角 天神を祀る。是れ即ち古代の神權君主は、人民の生命の爲め、穀物及び雨を祀る巫祝神事である。

した。これ古俗の遺傳を想見すべきである。

のであらう。) 高麗は國初より末王に至るまで、 凡そ天早に遇へば、必らず巫を聚め雨を禱り、或は 徙 市をなした事に依った) 高麗は國初より末王に至るまで、 凡そ天早に遇へば、必らず巫を聚め雨を禱り、或は 徙 市をな

(1) 巫を聚め雨 を 禱 る

顯宗十二年五月早(54) 集必與辭雨(高麗史五行)

(55) 一一〇一年 (54) | 〇二二年

仁宗元年五月以早。造土龍于都省廳、聚巫麟雨、十一年五月庚午、集本(8) (5) (6) 以早、賜巫祈雨、睿宗十六年閏五月辛未、聚巫麟雨。 造上龍子都省廳 聚巫麟雨 十一年五月庚午 集女巫三百余人于都省廳聚巫麟雨

月乙亥 叉聚巫疇雨 十二年六月己卯朔 集巫二百五十人于都省祈雨 十五年五月壬午 **會巫都省廳新雨**

十八年閏六月己丑 聚丛藤雨。

(6) 二二五〇年 (59) - 一七三年 (65) | 三四六年 (64) | 三三二年 (66) 一三五四年 (63) 一三一六年

> 三十七年五月己亥 聚巫都省新雨 忠烈王十年五月癸亥以旱徙市(60) (61) (62) (62) (63) (63) (63) 十九年閏五月癸酉 丁丑集 4 于都省廳橋雨 十五年五月庚辰 聚巫斯雨于都省。

以旱徙市。辛卯聚巫祈雨。三十二年六月,以旱聚巫麟雨。

忠粛王三年五月己巳 聚基膦雨 五年四月己未 聚巫鷲雨 徒市 十六年五月丁卯 聚水醇雨 (64) (64) (元年五月

辛卯 聚基醇雨 四年五月壬午朔 以早徙市 聚巫祈雨

忠穆二年五月癸巳 聚巫三司禱雨。

恭愍王三年五月丙子 聚巫麟雨。

(2) 巫は病崇を言ひ又は巫宮に從ひ堤を決す

巫は人鬼が病崇であると云ふてゐる。高麗の初め旣に其の事があつたのである。又徐兢高麗圖經を按するに、

の巫俗の盛んであつたことを知るべきである。巫言に從ひ堤を決したとの事に至つては、今の世俗の「動土忌(8) 高麗舊俗に、人民は病氣しても變を飮まず、只鬼神に奪へ、訊咒厭勝を以てするのみ云々。之れに依つて高麗

犯殺」の本となつてゐる。 仁宗二十四年

時有王疾

以巫謂俊卿爲崇故也(71)

又遣内侍

(69) 一一四六年

奉說 決金堤郡新築碧骨池堤堰 從巫言也(喪魔) 追復拓俊卿門下侍郎平章(柴建俊卿)召其子孫官之(70)

(3) 女巫神を奉じ空唱をして宣言を託す

筌唱は巫覡が人を迷はせる事の、最も甚しきものである。李朝の上世に此の風盛に行はれてゐた、 其の淵源

(76)一二七六年

を研究すれば、脱代より傳へられてゐる。 神に託して宜言するとは、 今の巫の所謂給咆喊 (Pohanchuta)で

ある。

忠烈王元年 安珦出為尚州判官 時有巫女三人 奉妖神惑衆 自陝州歷行郡縣 所至作人**聲呼** 空中際隱若

珦杖而械之 巫託神言 悚以禍福 州人皆懼 稍不為

喝道 聞者亦走設祭 英取後 動後數日 雖守介亦然 至尚州

巫乞哀 乃放(安賴傳)

巫 蠱 Ø 辜 (呪詛)

高麗史忠烈王の時に始めて見え、 今の民俗に 尚ほ此の風がある。 詛咒は多く妖巫より出で、 この俗稱は方子 巫女の韻呪は、既に周淡の背に見えてゐるのである。其の由來の久しきを知るべく、我東の女巫の韻呪は、

(Pangcha) である。

不軌 於是因貞和宮主及淑方慶等 柳璐涕泣力諫 公主國悟皆釋之 甲申遼將軍高天伯及忽刺歹 如元上表(8) 忠烈王二年十二月丙子 夜有人投匿名背 經告貞和官主 訊咒公主(完也)又齊安公淑金慶方等四十三人(7)

巫縣之育 皷虛而起 聖明之鑑 質可知也云々。(喜麗)

神が巫に降る

朝鮮は到る處に城隍祠がある。則ち巫砚の集つで祈禱する處である。又各郡に於いて別神事を行ふは、(8)(巫覡

輩が歌舞を以て侑け、其の呼諧する處は皆城隍神である。 按するに、其の源は麗代より出てゐる。 咸有一為朔方道監倉使 登州城隍神壓降於巫 奇中國家齃語 有一指祠行國祭 撬而不拜 有司希旨劾罷(55)

— 22 (311) —

謀

(89) 一二九九年

(6) 錦 城 Ш 홲 巫 C 降 る

錦城神堂は最も淫祠であつた、 巫女が何時も集合して神祀は殆と絶人間がない。又朝鮮風俗に山神祭を都堂

祭と云ふ。又巫女を用ひて妥蠑をなす。此の本源は避代の錦城神堂より出てゐる。(88)

之征 我實有力 鄭可臣羅州人 高宗朝登第 累騰華要 忠烈王二年

(高麗史)

歸其祠(可臣傳)

忠烈王初 沈锡為公州副使 有長城縣女言

賞將士而不我祿何也

除實文閣待制 羅州人稱錦城山神降于巫

言珍島耽羅

必封我定寧 公可臣惑其言 飆王封定寧公 且輟其邑祿米五石

錦城大王降我云 爾不爲錦城神堂 巫必教爾父母 我懼而從之。(8)

高麗史明德太后傳云 有女巫以妖言出入后宫

(7)

宫

中

巫

を

好

む

頗見信愛

金子粹傳云

恭讓朝

子粹睛禁淫礼

用斷諸巫出

入宮掖

以絕妖妄 以正風俗

(8) 宫 中 歌 圣

る

衣羅綺戴馬尾笠(90)

別作一隊

稱為男粧

教以新聲 (高麗)

選城中巫女善歌舞者 籍置宮中

笙歌鼓舞 為巫觋戲(声麗)

衣縄出田 田田

夜還

忠烈王二十五年

(9) 國 巫 堂 及 び 別 祈 恩

— 23 (310) —

(郎) 二三八七年

(⑪) 一三四九年

忠惠王四年 分遣惡少

徴收山海稅

或徵巫匠業中資布(高麗)

巫祝に馬

を出させる

忠肅王四年

僉議左政丞判三司事姜融之妹

為巫食松岳祠(京麗)

(11)

巫

匠

布

を

〈·

辛禑十三年二月 (12)

出馬有差

以充進獻(萬麗)

令兩府下至巫祝 (13) 城

内

の

巫

仁宗九年八月 奏日鬼神無形 日官奏

其虛實恐不可知 近來巫風大行 搖礼日盛

王然之

弛其禁(乘醫)。崔沆黜巫觋于城外。 請合有司選黜發必 韶可

諸巫忠之

飲銀瓶百餘

胳權貴

國中設立巫堂

所謂別祈恩之處

又不下十餘所

四時之祭以至無時別祭

杰⁹² 譲 朝

一年糜費不可殫記(4) (96) 脈所不為 金子粹上號日 常祭之時 風俗不美 雖禁酒之令方嚴 斯為莊矣 乞明勑有司 (93) (53) (54) (74 諸巫作隊

(10)政丞姜融の妹巫となる

> 除祀典所載外 一禁搖祀 托稱國行 有司莫敢詰焉

用断諸巫云々 (高麗)

故崇飲自若

九街之上

巫は本外階級の別なく、貴賤を問はず、皆之になつたのである、高麗の故都は今の開城都であるが、こゝで

上流の女が巫になると俗に仙官と呼び、中流の女が巫になると法師と謂ひ、下流の女が巫になると巫堂と云ふ

仙官の號は毅宗の時に始まり、(%)

兩班の家産の裕かなる者を、擇んで仙官となし、八關を祭らしめた。忠肅土の(g)

時左政丞姜融の妹巫になつてゐるが、是が所謂仙官であらうか。

- 24(309)-

(10) 一三三九年

惡搖祀 禁令甚嚴 巫覡不得入境。(商麗史玄)

忠肅王後八年五月 監((66) 玄德秀為安南都護副使 監察司防示禁令 一巫覡之輩 妖言惑衆 士大夫歌舞礼神 污染莫甚

舊制

巫覡不得后

城内 仰各部盛行推刷 黜諸城外(嘉麗)

恭譲時 李詹上跪日 臣願放必現於選地 不介在京都 使人人設家廟 以安父母之神 絕搖祠 以塞無名之費

東京

老巫篇幷序

非特喜東家之搖祀寂然如掃 予所居東鄰有老巫 日會士女 亦且賀京帥之內無搖詭 以潘猷怪舌聞于耳子甚不悅 歐之無因 世們民淳 將復太古之風 **今國家有勅** 是用作詩以賀之 且明夫此 使諸巫遠從 不接京帥予

身無尤 妖以惑衆則不旋踵而見敗 問其理也 **輩若淳且**質

則貴見黜于王京哉

乃反託洛巫以見接斥

是自招也

叉雅咎哉

為人臣者亦然

忠以事君則終

廿淡酒自飽腹 女如雲履滿戶 言至神隆我軀 昔者巫咸神且奇 (应彰·巫真·巫魏·巫拉·巫歌·巫秘·七巫居之)、行湘之間亦信(山海經云。天門日月所入。有叢山。巫盼)、元湘之間亦信 磨屑出門駢頭入 而我開此突且吁 起躍膽身頭觸棟 競懷椒精相決疑 如非穴中干歲鼠 **喉中細語如鳥聲 巫**口自道天帝釋 自從上天繼者誰 鬼荒搖譎詭尤可强 當是林下九尾狐 們阵無緒緩復急 釋皇本在六天上 距今漠漠千百春 東家之巫亦所惑 **肯入妆屋處荒僻** 千言萬語幸一中 海東此風未掃除 **肹彭眞禮拉謝羅** 面數量班年五十 女則為巫男為現 丹青滿壁通神像 験女痴男敬瓮奉 靈山路夐又難追 自 酸 +

元九雕以標額

星官本在九将中

安能從汝居汝壁

死生禍福每自推

其能試丟橫氣機 聚窮四方男女食 奪帶

恭譲三(108) 年

成均博士金貂上背日 臣願囘天聽

洪**宸**裏

帝城便清淨 何不稱人聽 有形何不械人旻 書(成有) 坐掃巫鬼不使暫接虎 且死那能久 我今所念贵此解 天下夫婦衣 士子對諸糾 抗脫各自首 此景臣利誠國金 行身傾勿近流怪、李帝報東國) (B) 我有利釼凛如水 瓦皷喧聲無我耳 自念為臣儻如此 章丹陳麥獨謂幻 聰明天子可其奏 此翁逝後又寢與 意欲滿逐滌民字 幾囘欲往燙復止 君不見昔時鄴縣令 河沈大巫使絕河伯娶 又不見今時啟尚 只因三尺法在耳 豈為其神能我崇 東家之巫年追暮 朝夕 朝未及慕如播迹 況復爾曹難隱身 醜鬼老狸爭復聚 誅流配贬尚其理 敢賀朝廷有石畫 稱曹若謂吾術神 我今幸是忘且晦 換徒型黨選移徙 變化恍惚憾無垠 訶逐群巫辭切直 得接王京無我駭 小臣爲國誠自喜

日遊 有聲

放坐嘅於遠地 不與同京城(東國)

(110) 一四

朝 鮮 0

巫

俗 <u>(=)</u>

> 禁 轉载

李

能

和

六 李 驯 0 巫

鲜の古巫は乃ち、埃及の祭祀長、又は印度の婆羅門が、祭祀祈禱等の一切の儀禮を掌つた様なものである。 凡そ天地、日月、星辰,山川を祭り、又は、風伯雨師を祭るに至る迄巫を用ひない處はなかつた。然らば、朝 僧侶・巫が雨を祈つたことは、魔代にも旣に行はれてゐた。抑々古代では巫を以て只雨を祈つた計りでなく、 處

巫 を聚めて雨を 祈る

一應儒。佛、道の三教が輸入されてからは、僧侶、道流、

巫覡等何れも神事に用ひられたのである。

巫を聚めて雨を撃壇に斬り、巫を名山に遠はして雷震を祈禳せしめ、十八年六月漢京及び開城に於いて巫を聚 事を知つてゐる。其れに今却つて左道に依り、天が甘雨を降すのを希ふはよきか」と。然し是れは實錄の記事 とは全然合はない處であるが、 つた、所が今僧と巫を聚めて雨を斬るとは乃ち愧づべきてはないか、余は꽢經を護んで僧と巫との妄誕である 國朝寳鑑に因つて按するに、太宗十三年王は政院に教へて「昔より水旱の災難は皆君王の不徳に依るのであ(三) 若し此の教への通り果して實行されてゐたならば,何故太宗十六年に至り更に

(113) - 四〇一年

を隱し美徳を装ひ、以て天下幷に後世を欺懣したもので、寳鑑果して信ずべきであらうか。 めて三日間雨を祈らせたのであらうか。所謂國朝寳鑑は儒臣史官等の撰述に係はるものであつて、多くは事實

成視時人慵齋叢語に祈雨の儀式を論じて「城內の萬戶水瓶に楊枝を挿んでゐる」と云つた。仁祖實錄に「閭(竺)

巫が雨を祈るとは、卽ち此の意義であらう。李朝以來巫を用ひ雨を禱らせたことは、實錄に載つてゐる。卽ち 巷の家毎に水瓶を設けて楊枝を挿み、又盲・巫が祈る」と云つてある。 是れ蓋し佛教の風俗より出たのであらう 佛家では觀世音菩薩、大慈大悲を以て苦難を救ひ、楊枝を以て甘露を灑ぐと云ふてゐる。水瓶に柳を挿み價と 太宗元年四月旱りに女巫を聚め、雨を寥壇に禱る。○五年夏五月女巫を聚めて、雨を松岳開城大井に祈る。○

十年夏五月己卯に巫七十餘人を白岳山堂に聚めて雨を禱る○十一年秋七月庚午に禮曹に命じて雨を山川諸神

丙辰には醴曹書簡を以て表じて曰く「文獻通考に神事及び祈禳とは門執事 (執事とは大畝及び) が上下神祗に祈 るのである」、と云つた。今本年も旱魃に雷篋の天變までを加へられてゐるから,古制に依り名山大川に於い に耐り、又巫を白岳に盲人を明通寺に聚めて雨を祈る○十六年夏五月庚戍に巫を雩祀墳に聚めて雨を祈る。

て巫を使ひ祈禳しては如何と乞ひ、これに從ふた。○十八年六月漢京及び開城留後司に於いて三日間巫を聚

たい」と、遂に是れに従ふた。〇七年夏六月己未に巫を東郊に聚めて雨を祈る。秋七月已巳に體曹謹啓して日 曰く「今旱りが甚しくて農作物が焦げ枯れてゐるから、 世宗五年癸卯夏五月庚辰に巫女を聚めて三日間雨を祈る。癸未には醴曹は開城留後司の報告に依り上啓して 願はくは司に命じ僧徒及び巫女を使つて雨を祈らせ

(115)一四七四年

丙寅夏四月乙丑に巫を聚めて雨を祈る。 祈る○十七年夏五月丁酉に巫を聚め雨を漢江に祈る。○十八年六月辛丑に巫を聚めて雨を祈る。○二十八年 侍を遺はし、香を降し雨を祈らせたら如何と、王是れに從ふた。○八年夏四月乙酉に巫を聚め雨を雰雨壇に に當り旱災甚しいから、 く「文獻通考を按するに、小宗伯大烖執事(女巫である)は上下神祗に禱祀をする」と云ふてゐる、 古制に依り、京中及び畿内各所に於いて、春秋別祈恩例を以て日を擇び、巫及び内

子島の中に設け、 門を祭り、次に五龍(龍) 祭を設けた。即ち東郊に於いては寄龍、西郊に於いては白龍、 北郊に於いては黑龍、中央鍾路街に於いては黃龍を作り、官を命じて三日間祭祀を行はしめた。又龍祭を楮 巫女を以て雨を祈るのは、已に周より行は れ今日に始ま つたのではないから、 向は如何」と、 余も亦行ふた、 今巫女を以て祈雨をさせてゐるが、 又價を使つて祈禱をさせても妨げ はなからう、 教へて曰く「興天寺に於いて雨を祈るのは正道でないけれども、旣に祖宗朝より行はれて來た計りでなく、 成宗五年閏六月癸丑、 ふ」と、○成視慵齋叢話に祈雨の醴は、先づ五部に命じて溝瀆を修め、阡陌を淨め、 **驀華舘等の池邊に於いて蜥蜴を水瓮の中に泛べ、** 道流をして龍王經を暗誦せしめ、又虎の頭を朴淵・楊津に投せしめた。又昌德宮後苑、(㎡) 祈雨の巫女と行香別監成繼重に鹿の皮各一枚を給つた。○十六年六月丙戌に丞政院に 青衣童子數十人は楊枝を以て瓮を撃ち、 **聖上は 旱魃の事に付き 甚だ憂ひ給ふ況や** 固より妨げは無からうと思 宗廟社稷を祭り、 南郊に於いては赤龍 銅鑼を鳴ら 皆の意

しながら、

「蜥蜴よ、蜥蜴よ、雲を興し霧を吐いて雨を澤山降らせよ、そうしたら汝を放して遣らう」と大

(11) 一五四四年

坊々曲々に棚を設けて香を焚く、兒童達は群集して雨を呼ぶ、又市を南門に移し。北門を開けた」と云ふてゐ 呼し、獻官及び監祭は冠笏を整へて立ち、三日間これをつゞけた。○又城內の萬戶水瓶を設けて楊枝を挿み

る

賞格は前例を考査し、若し前例無ければ賞給の事を以て該曹に言へとのことであつた。庚午に政院上啓する

中宗三十九年六月戊辰に政院へ傳へられるに、今巫女を以て雨を祈らせたが、幸に雨が三日間降り續いた、(『)

に、先に祈雨の巫女に對し賞給の事を以て敎へられたが、然し上旱を憂たまひ大小人民恐懼して 措 く 能 は

ず、巫女を使ひ雨を祈り、たま~~雨が降つたが、 彼の巫女の祈は如何で天を感動させ得やうか、 賞格の事は

も見童が雨を祈り降雨の場合には賞給の前例があるから、今度彼等にも幾分か賞給して遣らうかと思ふたの 甚だ不穩當であらうと云つた。 傳へて曰く巫女が祈禱するに當つて偶然たりとも三日雨が降り續いが,何時

である。然しながら此の事は果して正道ではない、賞格は不穏當だと云ふのは其の意向至當であらう。

仁祖十六年戊寅三月晦日禮曹上啓し、近頃旱氣益々甚しいから、將に開月二日より祈雨祭を行はうとしてゐ すべきは勿論、又閭巷の瓶柳等は禮典にも據る處がないと力言した。處が瓶柳の事は元來煩はしい事ではあ るが、彼の肓・巫及び兒童等の祈祝又家々に瓶柳を設けるのは徒に弊害ある計りで利益はない、故に一切禁止

(11)一六三八年

英宗十一年命じて巫祭の名號を去らしめ、巫女の祈雨は太常祭案に載せてあつたのを、是に至つて除去させた のである。(強勢)

(壁) らうが、傳來の舊規であるから停止すべきでないと云はれたのである。(質錄)

(19) 一七三五年

— 30 (303) **—**

121 (122) 一四二〇年 四一八年

> 宮 中 巫 を 好 む

七

の樓に登つて失足し地に落つる様なものであると云つた。妃は之を聞き甚だ心配せられてゐたが、太祖射獵 恭讓王四年壬申三月、 (1) 太祖海州へ出獵せんとしたが、巫方兀は康妃に告げ、公の此度の旅行は譬へば百尺 袓 康 妃 ع 巫 方 兀

(20) 一三九二年

太宗の時代國巫は大君の病を治む

たのである。(大艇)

に出掛け禽を逐ふた時、

馬が泥地に陷つて倒れた為め、太祖は途に落ちて負傷せられ、輿に擔がして歸られ

禍を発れぬ。又巫女贄文は病症も宜く察せず、宮門に於いて雑神を淫祀し、測らざる禍に至らしめてゐる。 太宗十八年戊戌春二月、刑曹巫女の罪狀を繋げて上奏し、誠寧大君の病氣の爲め國巫加伊は祈禳をしても(函) **(2**)

宜しく法に依りて處理せられたしと云つた。

(3) 世宗朝大妃巫に命じ昼辰を祀らず

邊に移御し奉つて,巫を命じて神を帳幄の中に於いて祭らせた。(錄) 世宗二年**庚子夏**六月辛亥,巫を用ひて星辰を祀つたのは乃ち大妃の令旨であつた。癸亥大妃を繕**殿下**の川^(②)

ゐたが、儒生等は巫女聲を騙逐して仕舞つた。中使大に怒り其の事由を擧げて上奏した、王は今此の報を聞 世宗は嘗つて疾病に罹られ、呻吟せられたが。內侍等は巫女の言に惑ひ、成均舘の前に於いて祈禱をして

-- 31 (302)--

き余の疾病は稍愈る様であると云はれた。(燃新童)

4 成宗病氣の時大妃巫を使ひ禱祀す

李穆は幼少の時から、佔畢齋金宗直に從ひ教へを受けてゐたが、中々の篤學者であつて、十九の時己酉進士

公は諸生を呼び集められ其の巫を杖つて逐ひ出された。巫は宮中に訴へたが上はその僞りを怒られ、成均館 ある。成宗甞て疾病にかゝられたが、大妃女巫を使つて禱祀を行ひ、淫祀を泮宮の碧松亭に設けてあつた。 に推薦され太學に遊んだが、言論は慷慨で志氣は峻烈であつた。宜く善否を辨じ、囘避する所が無かつたので

に命じ其の儒生の名を一々記させられた。儒生等は自ら大譴罰處せらるゝを慮り、爭ふて名を隱し或は逃げ

する所であると云はれ、特に酒を賜はつた。(區錄名) たのであつた。王は大司成を召されて、爾は能く諸生を導き、士習をして正道に歸らしめたのは洵に、嘉尙と

5 燕山君の時代宮中に於いて巫女を禁止す

知らないが兎に角禁内に於いて墳に祀事を行ふことは甚だ宜くなからう。(燕山君) 四五輩東宮の外庭に坐し、皷を敷ち笛を吹きながら、大いに祀事を張つてゐたと云ふ、臣等は其の爲す所は 燕山君八年壬戍六月癸卯,弘文舘上奏し、臣等は闕內に於て皷吹を聞き女を使して往見せしめたが、巫女

す、本府は之を審問しようとしたが逃げたので、只鍮銀及び符咒四枚を捜し得ただけである。 売山君九年癸亥二月甲子、經鐘に於で持平權憲表す、巫女乭非は多く妖恠の術を以て愚俗を惑はし正教を汚

の事。 彼の家人に問へ

内需司に於いて造つて吳れたと云つてゐる。併し乭非は名は國巫であつて、事は內需司に係はつたもの

(30) 一五〇五年

であると啓したので、王は内儒司に聞いて見よと云はれた。又乙丑王は巫女の事古より傳へられてゐたので(図)

ある。 捕へて其の罪を治めやうとするのであると云つたが、王は妖僧に對して守令が皆崇拜してゐると云ふが、彼 に掛けて神は其の中にあると云ふが、人は自からそれを見ないのである。又鍮器があるが其れは飯佛の器で ある、豪諫は何の爲めに審問しようとするかと云はれた。持平權窓啓奏して此の巫は妖術が多い、鏡を房中 又能く符配を以て民衆を惑はし、其の恠誕の所却つて虛雄 (處據は常時患清)よりも甚しい、故に敢へて

の云ひ散らす樣な者ではない、其の鱗問する事を止せと云はれた。○持平權憲啓奏して星宿廳に國巫を置か

せられる,併し臣等の思ふには,彼の妖僧は僻方に居て其の弊害は敷邑に止まるが,今若し此の巫の罪を問 妖妄を以て民心を迷はずから、其罪を問はうとするのであるが、然るに此は彼の妖僧虛雄の例ではないと仰 れたのは其の由來旣に久しいことであるが,臣等は固より其の國巫を革除しやうとするのではない,此巫は

を用ひ、類は總て斯の如きものである。何んぞ必らずしも此巫のみを罰せんやと、憲府に啓奏したが聽き入

はないならば、今後は國を舉げて崇信し、其の害毒は遙かに多いであらうと云つた。處が王は巫女は皆妖術

れられなかつた。(燕山君)

ので、王は之を悼み麗婉の號を贈り、叉野祭を後苑に設け,王自ら諸妃嬪及び興清(釋今でゐる)を率ひ,親(翌) しく巫の語りを聞き悲慟せられ、葬後一再ならず祭祀を設けられた。王は巫覡の祈禱を喜ばれ、自から巫に ふたので、王は特に眷愛された。彼が病に罹つて別院に移るや、王は常に病床を見舞はれたが遂ひに死んだ

なす様になつた。(村梨書)

(135) - 五一五年

(34) 一五一九年

なつて樂を作り歌舞をして、廢妃(巫典)が憑り附かれた貌様をなし、屢々白岳祠に登り巫祀を行はれたが、

宮中では其れを以て廢妃の巣りであると云つてゐた。(燕山君)

燕山朝では、諸生を逐ひ出したゝめ、大學が空いてゐたが、 巫觋を聚めて搖祀を其の中に設けたのである。

成廟は始めて言者の語りを聽き入れられて、罷めさせたのである。中廟己卯年間には、儒者を進用して、僅(3) のである。巫女が神祠に於いて用ひる什器は、皆驛から驛迄と云ふ風に官力を以て運搬したのであつたが、 か一年間も立たないうちに、國の風俗は大に變つたのである。是れから後は冠、婚、喪祭は稍式禮に遵じて **ゐたので、神祠に於いて行醴をした。後には巫は宴を張り、開城留守も參列して、巫女と共に歌舞をしてゐた** は、僧徒や巫覡が、經を誦し、祈禱を仁政殿に設けたのである。且つ松岳神祠は、もつと崇奉の的となつて(⑫) 巫佛等の祈祝の事に至つては、尚ほ夷俗があつたのである。故に祖宗朝に於いて、自から病に罹られた際に 李朝の總べての文物は、一々中華の制度に倣ひ、彬々として觀るべきものがあつたが、併しながら、叉た

中宗の時代に國巫乭非宮掖に出入す

財貨又は御衣に至る迄多くは自家へ持歸つたので、憲府は之を引致廟問の上罰したが、時の人は皆其の快舉 を稱揚した。但し臺官は其の御衣の處置方に困つた。戊寅弘文舘副提學申鏛の上箚に、先頃は卽日移御せら 中宗十年乙亥閏四月乙亥、時の國巫乭非は宮掖に出入し、或は災厄を禳ひ或は恩福を祈つた。凡そ宮禁の⑻

れに依つて推察するに、必らず邪恠な事があつて禁中に現はれたからであらうと云つてゐた。(錄) れ事甚だ茶黄である,官禁の秘密は其の端緒を知る能はず、 特巫を以て確除し符呪を以て怖厭させたが、

此

明宗の時代宮禁巫を好む

めて、 **歎くべきでは無ないかと云つてゐた。(李徳洞松) 淫祀の廢絶は隨分長かつた、** 命長くして災難がなかつた。又儒生等も司馬文科に及第された者が多かつたので、群衆の迷ひは頓に解け、 た が、犯人は累々として章甫が獄舎に溢れる程になつた。留守沈守废もこれを禁抑する能はず責を以て罷譴され(※) ど餘所がなかつた程である。文定王后は大に怒り嚴命を下し、首從犯者全部を拿致し、重罪に處せんとした があつた。府に居住する生員姜姓の者,儒生四十餘人を引溶して,神屋を燒き拂ひ像設を毀裂し,掃蕩殆ん 及び宮女の往來は路に絡釋してゐる。厨の供へものは尠からず男女山谷の中に塡め,連日逗留して頗る醜聞 産階級一家の財産を皆傾盡しても尚ほ足らない位で、文定王后の時代 (明宗) に至つて其の極に達した。中官 市井の富商は竸ふて奢侈を誇り、百里に財物を載せ、聲樂路に滿ち、一度設備するには、其の費用殆んど中 あつた樣である。(泉に見へてゐる)成廟朝、大臣が建白して嚴禁してゐたが、戚里の貴家は尚ほ前習を踏み、 松岳神祀は國の初より盛んであつて、其の弊害が漸次擴つたのである。官府に亦巫と共に對舞してゐる者も 三司は願狀を交代に呈上し、以て釋放を請つたが月を越ても中々聽許がなかつた。明廟隙を窺ひ屢々諫 漸く放釋を許されたのであつた。諸巫 ※ は必らず鬼神の譴罰があらうと喧傳し、其の後姜姓の者は燾 處が後日又漸次復設され、今に至つては途に弊害の極を成したのである、豈に

(38) 一五七五年

(8) 宣組の時代妖巫宮中に出入す

宣祖八年仁順王后病に罹られたが、時に妖巫があつて禁中に出入りをしながら、専ら祈麟又は幻惑を以て⑻

のである。(強素) 事とし、薬餌の使用は殆んど停廢され、遂に大故に至つたのである。所謂妖巫とは士人の女で、宗室堯卿の 妻であつた。三司は幷に骪に處せられ度き旨を以て願ひ出でた,仍つて命令を獄吏に下し、嚴重に處置した

(9) 光海君の時代妖巫宮中に出入す

光海主の時、承旨韓孝仲は上跣を以て、妖巫福同が宮中に出入する狀況を陳べてゐた。 (年識)

仁観の時代巫女宮掖と交通す

(10)

(40)一六二四年

は、聖上御即位の後長く遠地へ流されたが、此前に赦宥されて京城に歸り、又た宮掖の路を通すると云ふ事 につき稍傳播の世評があると云つてゐた。(聲) 仁祖二年九月甲子、大司諫金尚容、司諫鄭宗溟等上啓し、臣等竊かに聞くに巫女の內最も妖恠であつた者(8)

(11) 孝宗の時代喪儀に巫祝を以てす

(祖)一六五八年

儀式中巫祝を以て桃茢及び執戈をさせる事につき禀請すると云つた。(質) 孝宗九年戊戌五月辛亥,王は親しく麟坪大君の喪に臨まれたが,憲府啓上し臣等聞く府に依れば,政院は(※)

(12)**窮宗の時代宮中に於いて巫女を禁止す**

蕭宗元年王は天然痘を患ふ、外聞に宮中に於いて將に巫神を迎へると傳へられてゐた。 時に明 聖 大 妃 病(ミロ)

(145 一七 一

> だらうかと、宮中の事を掌る女官を召して詰問になり、紛擾を擅に醸もす事勿れ、と教へられたのである。 に罹られ、 后の第金錫翼、錫衎等は禁止する事を請ふたが、大妃は大に驚かれ、 如何にしてかう云ふ事がある

(備考)

う云ふ事はなかつたと云はれたが、大小の廷臣屢々爭ふたので、畢竟流配に處したのである。(錄) 衰弱に陷らしめ、遂に不諱に至らしめたので、世朵は上疏を以て告發するのであると云ふた。王は始めはそ に傳播されたのである。王の不例の時に當り、巫女は聖母に請ひ精進を勸め、常膳を減じた爲めに、 擧國憂惶し、殊に先大妃甚だこれを憂慮せられ、初めより巫女が閼内に這入り祈禳をすると云ぶ話枘が遠近 入し、擅に誑詐を行ひ、内秘が漏るゝので、識者の慨歎する久しかつたのである。先般王の痘腫を患ふるや **ゐる、近世櫾祀を以て風俗をなし、閻里の細民は云ふ迄でもなく宮家等も崇信し、遂に巫卜尼師等宮掖に出** 堦の傳達に依ると、三退神等の事を以て調べるも,容易に白狀せず、故に刑訊に命じ流罪に處したと云ふて は宮中に入り癖を行ひ、僭越に袞服等を着用するに就いて、刑賈に命じ審問の上懲治させたが、刑曹判書尹 肃宗十年甲子正月丁巳、 特命を以て妖巫茣醴に對し死刑を滅じ島流した。先時儒臣朴世栄て啓するに、巫女 玉體を

以て事をなしてゐると。(質) る能はず、今堂々たる干乘の奪嚴を以て、乃ち女巫を使ひ淸禁に侵入させたので、誾巷の駿庶は妄に傳說を 際費用が尠なくないと云ふが、士夫の家には稍嚴格にして置かれた爲めであらうか、巫覡は敢へて家内に入 粛宗三十七年辛卯十二月甲戌、執義李綜上啓し、臣竊かは聞くに前後痘患の際女巫は宮掖に出入し、祈禱の

英宗の時代の大内と主巫

(13)

李漢 時人星湖像説に、大内より州邑に至る迄皆主巫があり(あつて、州邑に出入する者は内巫堂である) 隨意に出入(海) 英宗星湖像説に、大内より州邑に至る迄皆主巫があり(按げるに大内に出入りする者は、関巫女で) 隨意に出入

し、民間の風俗は是れが爲めに非常に紊れてゐた。

であるが、それは効力はない、際楽こそ有効なものであると云はれた。 英宗四十一年乙酉十二月癸亥、王診筵に於いて教ふるに、凡そ閭巷に疾病者あれば必らず巫覡を用ふる樣印

高宗の時代に二人の巫女があつた。一は李姓、一は尹姓で、彼等は自から關聖帝が自分に神托され、⑻ 高宗の時代の李尹ニ巫及び壽蓮

常にかう云ふ事があるが,帝王の家としては最も戒むべき事であると云ふた。聖上が此輩を斥けられたのは

都提調洪鳳漢は、閭巷の富貴の者には

實に盛徳である云々。(数)

鬱君大監と云つて、宮禁に出入して權力を有し義子が無數にあり、方伯守宰等の官職は多く其の手に依つて 自筆の號を賜はつたとて、李姓女は真癡君、尹姓女は賢癡君と稱へた。賢癡君は關廟を奉じ二宮洞にあつた が、俗に二宮大監殿内神と云ふのがそれであつた。眞癡君は内命に依つて宋洞の北關廟に居住し、俗稱に眞

任発されたのであつた。李尹の後に又女巫壽蓮と云ふ者があつて、宮禁に出入し祈福穰災をなし、其の二人

の子は皆高官になつてゐたのである。

八 巫 覡 所 屬 の 官 署

— 38 (295) —

帝は

弊害ある所を察せられ、

を配り、或は奴婢を獻納する等、

に就いて一切巫に聞き、或は祢像に錢を掛け、或は魂を誘ふて室に入れ、或は空唱を聽き、或は親しく城隍

李朝の上代には國巫を星宿廳に置かれたが、恐らく此の制度は高麗朝から傳へられたのであらう。 ´罒 故に「毉」の

字は巫に從ふのである。李朝に於いて巫を使ひ、疾病の手當をさせたのも、亦た偶然でない。 巫と道教との間の聯結の始まりであつて、巫覡を活人暑に置いて、病人の救療を任せたのは、巫と際術との〔®〕 連鎖であると云ひ得るであらう。蓋し古は巫が閝薬を掌つたと云ふ事が山海經に見えてゐる, 成宗九年戊戌九月丁亥, 星宿廰に國巫を置く 弘文館副提學成倪等の上疏に、今世の人は爭ふて鬼神を信じ、凡そ吉凶及び禍福

と云ふ事を聞かぬ、皷笛歌舞は街衢、閭砦の間に絶へない、是れ臣等の本當に迷惑する所である。 ふて淫蕩及び醉狂の醜態を演じ、恬然として恥づる處がない。我々は一人でも此れに依つて罪に處せられた 令は稍弛んでゐる樣であつて、城外より段々這入つて來て、婦女等を誑誘し酒食を費さしめ、或は度厄惡魔

又法司に命じて巫覡を解散せしめ、皆城外に放ちたのであつた。處が近日に至り禁

是れ皆樂朝の禁止すべき事で續典にも著れたことである。

拂ひをすると云ひ、或は救病すると云つて、大に宣傳してゐると見え、大家巨室等は皆それを迎え入れ.

からうか。一體星宿廳は何に依つた體儀であらうか、神は明神でなく、祀は正祀でない,是れ王政として當今星宿廳は城内にあつて祈恩の使春秋に絕へす,かくの如くなるに,只人民の爲す所を實むるは間選ひでな 身を以て教ふれば從ひ首を以て教ふれば訟ふと云ふが、命令する所は其好みに反するから民は從はない、

殿下は深く其の

(154153) 一五〇六年 年

然に排除すべきである。伏して願はくは、剛斷を揮ひ、風俗を整頓し、邪淫妖妄をして嗚明の下に身を容る

ゝの所なからしむるは、臣等の切に望んで止まぬ所であると云つた。(盤)

中宗元年丙寅十月庚午、弘文館副提學李胤等上跣し、昭格界幷に星宿廳等を一切解散すべきを請ふた。(紫) 三月乙未には、星宿廳の首巫女及び隨從巫女に雜役を発除すべしと云はれたのである。(燕山君) 燕山君九年癸亥二月甲子、王は星宿廳に國巫を置かれたのは其の由來久しかつたと云はれ、又十二年丙寅(E)

東西の活人院に巫覡を置かれた動機

(2)

當を遣らないものあらば發見次第罪を以て問ひ、年末に至り人を多く活かした者に對しては、巫稅を滅じ或 一日米一升づゝ供給する事とし、歳末に及び病人數の記された名簿を監司に報告せしめ、仍つて決算する樣 は賦役を免除す、若し貧困の病家にして治療の資無きものには、京中活人院の例に依り國庫の米穀を以て、 **観を以て之を分掌せしめ、若し熱病に罹る家あらば、守令は際生及び巫覡を使ひ,考察して救療せしめ、手** 世宗十一年三月癸巳、禮曹啓上し、今政府諸曹と共に會議を致したが、各官各里の民戸は其の接近せる巫(ธ)

東西活人院に巫覡を置く事に就いての議論其の一

にしたいと乞ふたが、許されたのである。(数)

りて常然絞罪に處すべきであらうが、是れより前禁止する條文を設けなかつたので、一朝遽かに法を以て處 られた妖巫七人は、能く鬼神を使ひ、宮中に於いて唱えしむるに、人の語りに似て眩戯に導くことは、律に據 世宗十八年夏四月丁丑,三公黄喜,崔潤徳,盧閣等を召され御前會議があつた。其の一に今司憲府に捕へ^(家)

加へ、又在外の妖巫をも引致して罪に決し、良女は官府に屈せしめ、私賤の者は本主に返し、守令は時々檢 並び行はれるので、妖巫は自然に屛息するであらうと云つた。(数) ると云はれた。黄喜崔潤徳は、彼等を若し法に照らさずして遽かに許し遣れば、 府に屬せしめ、守令に命じ監檢を爲さしめ、又京中妖巫も此の例に依つて各官に分置し、 放逐して、京城に雜居する事を許さなかつたのである。今卿等の云ふ處に依ると、外方の妖巫は其の地方官 察を行ひ、かゝる惡習の行はれぬ様にしたいと申上げた。王は、昔太宗朝にも亦妖巫があつたので、皆城外に 其の出入りを制限して、 重にやらなければ、其の弊害は倍加するかも測り難い。それよりは、寧ろ彼等を東西活入院に分屬せしめ、 のは如何であらうかと云はれたが、之を城外へ逐ひ出すのは却つて愚民の惑ひ易い所である。若し防止を嚴 治するのは宜しくない。一旦彼等を城外は放黜して、それから禁止の規定を立て、以て其の弊害を防禦する きを知る筈はない、 るは不可なからん、併し前に相應の禁餘を立てないで、遙かに罪を以て處決するは余の安心出來ない所であ 一旦罪に決し法の恐しきを知らしめ、特恩を以て罪の等級を減じ活人院に留置せば、恩威 相互間の交通を厳禁し、又憲府に命じて常に檢察を細密にし、犯禁の者あれば嚴罰を 妖巫は其の罪のある所の重 嚴重に監視せしむ **--** 41 (292) **--**

上文に據れば、則ち巫に良賤の區別がある樣であるが、蓋し巫には貴賤の種別がなかつたのである。

東西活人院に巫覡を置く事に就いての議論其の二

世宗二十六年九月癸巳、掌令趙孜上啓し、淫祀禁止の事に付きては屢々敎旨を降され、(『) 又元典にも記され

比してゐるから、若し一家病に罹れば忽ち他に傳染する、これこそ恐るべき事である。 ふた者が甚だ多いと云ふが、それは大いに不都合である。早速心を輩して救ふべきである。都城は人家が櫛 てるのは行ふが爲めであつて、不可行の法は立つべきでないと敎へられた。(錄) 來なければ、寧ろ東西活人院に聚め、病人を救はせ、京中に入れぬやうにしたいと云つた。王は凡そ法を立 者の外に、未だ甞つて祖宗が設けなかつた法を立てるのは、有效ではなからうか。若し遠く黜けることが出 法は立つてゐるが行ひ難いと云はれた。孜更に湊し、巫女の禁止は旣に嚴かであるが、今又駈逐されてゐる は淫祀の禁防は祖宗より創められてゐるが、巫女の輩は未だ殄絕せず、余遽かに革除し得らるゝ筈はない、 つてあないからである。贈ふこれを選方へ逐ひ放ち、更に其の妖術を行はしめぬやうにしたいと云つた。王 てゐる。今禁防の令則を立て、至極嚴密であるにも拘はらず、國巫は依然と存在してゐるは,根本が未だ絕 世祖五年六月丁巳、王は戸曹・禮曹・漢城府に對し間閣に疫疾が盛に流行してゐる故に、際巫を以て樂を(®) 救療に輩力する様命じて置いたが、今間く所に依ると、官吏はたゞ慢然として意を致さず、人命を失 東西活人署に巫を置き疫疾を治めしむ **貧賤の者で病に罹つ**

(6) 東西活人署に女巫多し

に棄てない様に注意すべしと云はれた。(タヒ)

た者は、皆東西活人署に入れて、宜しく治療せしめ、若し死んだ者があれば直ぐに埋葬し、尸體を城の近處

(16)一六八七年

餘り多く入れられてゐる、其の根を扱かないでは到底禁止し得る筈がない。(歟) 中宗十一年五月癸丑、御前費講の際、侍講官柳灌は、國家は巫女城内に入るを禁じたが、東西活人署にはਿ

7 東西活人署の名簿にのせられた巫女

京城より去る二百里外の各官に於いて、願ひに從ひ分励せしめたいと云つた。(資) 中宗十二年九月丁亥、司憲府上啓し、東西活人署の名簿にある巫女、及び五部から探り出した巫覡等を、

(8) 東西活人署の巫籍と收稅

さしむるが、此れは革除すべきであると云つた。(銃) 中宗十二年九月辛卯、 御前朝鵲の際、中用漑啓し、東西活人署に於いて巫女の戸籍を扱ひ、 以て納稅をな

(9) 東西活人署に屬する巫女に對する建議

西活人暑に置く事勿れ、との事を以て建議し、また中川漑金詮李織孟等騰して、東西活人署に分属せしめる させる積りであつたが、今是弊をして共儘存置すべきでない。丙申に檢詳柳墩は、巫稅布を取る事勿れ、東 中宗十二年九月辛卯,御前朝講の際、掌令鄭順朋は巫女を東西活人署に分励せしめた本意は、病人を治療

事勿れと云つたと終した。(戦)

粛宗十三年、巫女を活人署より騙逐して仕舞ひ史、に城内に接近する事を得ない様にしたのである。 (確彰)(ほ)

(10) 京巫女を活人署より驅逐した

関巫署を活人署に併合した說

(62) 一七〇九年

は閉丛署を解散すると共に、活人署に併合したものであらう。 (熱線室配速別集)

李朝には関巫署があつたが、其の始終の年代は詳でない。今巫覡を活人署に分置してゐるのを見れば、或

東西活人署の沿革 (京城傳染病)

李朝太宗十四年九月丙子、施惠所を歸摩署と改め、東西大悲院を活人院と爲す。(實錄以)(四) (12)

じた。粛宗三十五年、滲添二人を滅じて、忠民署に風せしめたが、吏員は背員四人、庫直二人、使令二名で し都城の病人の治療事務を掌らしめた。定員は提調一人、別提四人、滲率二人としただ、後に別提二人を減 文獻備考に依れば、李朝太祖元年、高麗の制度に依り、東西大悲院を置かれたが、更に東西活人署に變更

あつた。

世宗二十七年冬十月丁丑、議政府體曹の呈申に依り、今瑩寺の僧侶は病人の爲めに汗燕沐浴の具を普請し(6)

米布は東西活人署に分與し、奴婢は刑曹に命じて處置させ、瓦材を以て倭館を修葺すべきであると云つた。 して僧侶の居住に適しないのみならず、汗蒸沐浴は効験がない、請ふ墨寺を撤廢し、汗蒸沐浴の具及び立寳 て貰ひ度き旨を云ふてゐるが、旣に東西活人院を設置され、疾病の手當をしてゐる。一體墨寺は閻閻に介在 世祖二年三月、集賢殿直提學梁誠之上跣するに、妖服を嚴禁すべし、今國中の女子は喜んで長衣を着け、®

(码)一四五六年

服である。願くは有司に命じ、期限を定めて禁止すべきである。 男子の貌樣をしてゐる。始め長衣を衣裳の間に着てゐたのが、段々流行して全國に普及した、これが所謂妖 を取つて東西活人署に分與し、貧困の者に與ふべきだと云つた。 若し前の通り着てゐる者あれば、其の衣服

宜からうと。(光海君)

大典會通(活人署)はもと都城の病人の救療を掌た(超麗兄兩都目)、別提二員(統)二人に減す)參奉二人、品大典會通(活人署)はもと都城の病人の救療を掌た(提調一員參泰醫)、別提二員(從六品(原)、四人)參奉二人、從九 **卅祖十二年丙戌正月戊牛、官制を改定して東西活人院を、活人署と變更し、參率一人を置いた。**

活人署の中止と復設

唯東西活人署の更設にあるのみ、官員及び霽員を定めて該司に命じ、相當に藥物を備へしめ、各部に傳染し 啓し允許を蒙つてゐる。殊に聖教は至極丁寧で、慈恵の意は至つて弘大である。救療の事を頂備するには、 てゐる者あれば、一々該司に報告して直に救쨨に掛る樣にしたいと申上げたが、王は之を允許された。然し活 人署の官員は、十分其の事務に熟練してゐる者を選擇し,提調及び其の他を任命し、以て管理せしむるのが 光海君四年壬子十二月戊申、醴曹活人緊復設の事を以て啓羨し、本曹令禀請しようとしたが、育官は旣に上(66) (13)

止まなかつた。が、兩暑に收容されてゐる者は、殆んど八百餘人に達して。 仁祖二十二年甲申、命じて東西活人暑に病人の粮米を給はつた。是時疫癘猖獗を極めと傳染甚だしく連年 二十四年乙酉正月癸亥、教へを政院に下し、東西活人署に收容されてゐる、傳染病患者を調査したが、

物故者の質數を報告せず、政院は其れを等閑に附して視察せず、故に救活の實蹟は中々擧らなかつたのであ り東西活人署に入幕救疫される者は、大概は皆士大夫の僕謀である。活人署官員は賞給を希**ふ計略を以て、** 署の收容患者全部は六百九十六人で、其の內死亡者は八人、全快者は二百七人、現に病幕に臥てゐる者は四 百十三人であつた。かくて京師の疫癘年を追ふて傳播し、問卷には殆んど清淨の家なく、死亡者は無數に上 兩

(四)一六九八年

孝宗元年庚〇三月戊辰、教へを下し、活人署の病人は其の數幾何であるかと、政院上啓するに、東西活人(※)

にする罪狀は、誠に駭くべきである。請ふ、本署提調は嚴重に審問すべく、叉常該際官は有司に命じ、摘發 れたのにも拘はらず、該司は何等實行の意思なく、無辜の生靈を殞すに至らしむ、其の職務に怠り上命を忽 が、今疫癘が流行し、死亡者相繼で出づ、襲に儒臣は際司に命じて救療せしむべき旨を以て陳達し、允許さ 求して使用するが食糧は各々の自辨である。宜しく宜忠應に命じて給米せしむるがよからうと云つた。(第) 署の官員を招し調ぶるに、兩署の病人は各五十人づゝで、共の救療の狀況は藥物入用の場合には、際司に請(罒) 謝宗二十四年戊寅十二月庚戌、諫院啓奏して、惠民署の設けられたのは、元來庶民を救活する爲めである。(四)

東西活人署の設置は、専ら病人救療する為めである、然るに近來傳染病に罹つて入署する者を、本署の官員 本意は、果して何處にあらうか。願はくは、活人署官員を一切陶汰し、其他の書員并に庫直を獄に入れ、罪 は度外に置き、官の使用者は全く救護の事を顧みず、死亡する者は相繼ぐ、官を設けて職務を分掌せしむる

虚罰すべきである。今後入暑の者には樂物を以て丰當すべく更に嚴命を加へて實行せしめねばならぬ。 一體

を以て治むべきであると、王は之に從はれた。(欸) 英宗八年、教ふるに、祖宗朝より活人署を、都の東、都の西に設置されたのは、實は人民の爲めの盛意で

り殊に筋め勵まさなければならぬ。飢者は賑慮に甦し、病者は活署に任せるのは當然である。若し人民の中 あつて、これが今迄積いてゐる。然し年を經るに從つて法は弛み、今は名計りで其の質がない。この時に當 (175)一七七四年

(14) 一七八〇年

に餓死する者あらば、是れは朦朧の貴であつて、病死した者があつたならば、それは活暑の咎としなければ たが、更に又飭めなければならぬ。(質) 分給する様にし、又病氣は快癒しても餓ゆれば必らす死ぬる、これについては並に脈膽へ草案の記錄を示し ならぬ。併しながら、活人署にも唯赤手を以てしては仕事が出來ないから、備局に云ひ付けて相當の樂物を

英宗二十年續大典に依れば、京巫女は活人署に風せしめてゐた。

恩澤は人民に及ばない,茲に至つては言語道斷である。況んや方今疾病猖獗病者相續いでゐる。何卒五部に 金致仁は、惠民署を設置した故は、際樂を以て人民の疾病を救ふが爲めであつたが、沓法は全く廢棄され、 英宗四十六年庚寅正月癸酉,王は資政院に於いて常瘳を行ひ,且つ朝講に臨まれたが,講終つた時領議政

命じ、活人署に於ける使用の樂餌は、直ちに本署に報告し配付を受けて以て、相應の實効有らしめん事を希

主旨は、都下人民の中に若し痼疫に忠ふ者あれば、それを救活させるのであつたが、本暑は本から財力がな ふと、王之に從はれた。(数) 正宗四年庚子九月己亥、蠹講の際活人緊提調黃景源特進官を以て拜謁上言するに、最初活人緊を設立した

甲午女賈を発除したので、京巫の女賈も隨つて廃止され、特に平安道別餉庫の錢五百八十兩を賜り、(『) 納する事となつて、均廳より廻される給金も亦停止されてゐる。然し京巫女は旣に外方に逐れ、收貰が來な に送られ、均應より本署に翹附される事となつたのである。昨年經鑑官宋徳相の言に依り、 く京巫達より若干の身税を收納し、それを以て本署役員の一年間の給料として拂つたのである。處が先大王 更に巫女布を收 均役廳

に命じ充分協議をさせ、其の議決を俟て答ようと。 念がないとは云はれない、卽ち一朝邀かにそれを解散すれば、或は愛禮の義に背くのではなからうか。廟堂 務がないから、活人署及び役員も一切廢止したいと云ふ、卿の瞻ひは、許しても宜いと思ふが。亦少しく疑 を救療してゐるから、更に活人署を置く必要はないと云つた。王は近來唯署の稱號があるのみで、果して實 くなつた故、本署役員の一年間の給料は出る處がない。臣の考へでは、國家は旣に惠民署を設置して、病民

命じて、納めさせれば宜からうと。(蹊) るのは實に存羊の義に非ずと、戸曹钊背金蓮鎭は京城の巫女は、旣に江外に逐ひ出したから、巫秘は該邑に 尙該署の給料は前例に依り、均廳に於いて支拂ふ樣にしたら如何あらうと、右議政李徽は、活人署を廢止す 高宗六年己巳,六典條例成る。活人署の條に、活人署は都城の病人を救ひ活かしめる爲である。 提 調

るが、若し突然に罷発が出來なければ、其の案付の巫女は他部に屬せしめ、巫殺は一切收納する事にする。

領議政金尚喆は、活人署は共儘置く必要はない、其の衙門を忠民署に附屬せしめるのは一番適宜の措置であ

入用の物は、戸曹より繕工司、軍査監、廣興倉に指令して用達せしむる。 なつてゐる。病人の藥物は體曹に報告して,兩際司に知らせ,適宜に出納せしむる。 員(品二)、別提二員(品二)、參奉二員(聚、粉官總兒)、史隸(使令五名顯從一名。) 救療病人の有無や多少に付いては、庫直より本署に報告し、毎月朔日と十五日に、 **均役廳給料代五百八十八兩。豊徳位田の租稅三石,** 菜草三十把。

外署の幕處を拵へるに漢城府に轉報する事に

文獻備考(粮 活人署の條に(高宗)十九年廢止すとあり。

- 48 (285) -

(17) 一七四四年

(78) | 三三五年

朝 鮮 巫 俗

(三)

禁 幏

軷

能

李

和

九 巫 業 稅 及び 神 稅 布

(貨幣に代用した) を徴收した」のであつたが、李朝世宗の初年に至つて亦巫業税布を取つたと云ふ事が實錄に見(古には布を以て) を徴收した」のであつたが、李朝世宗の初年に至つて亦巫業税布を取つたと云ふ事が實錄に見 高麗史に依つて按ずれば、「忠惠王の後四年に惡少年を派遣して或は山海稅を取立て、或は巫匠業 中 の 貧(®)

のである。 えてゐる。是れ恐らくは避代の制度を襲用したのであらう。英宗二十年に至り、續大典中に「巫女一名毎に布(E) 一疋づつを收納して、是れを國庫收入の一款項として視られ、正質と同じく取扱つた」と明に記載されてゐる

(1) 世 宗 時 代 の 巫 稅

貨に應用すべきものは、一切數を加へて施行したい」と云つたが。許された。(錄) 世宗五年夏六月戊辰に戸曹啓するに「藤政府より**教へられたが、巫女業の中の奴婢身税**。魚箭行狀稅等の楮^(®)

害を革除したいが、宜く審査して聞かせよ」と仰せられ、詳に調査したが、兩道の風俗は淫祀を崇尙し、各戸 世宗八年夏五月戊午に、戸曹啓奏して「江原・咸吉兩道神稅布の貢は、他道には無いものであるから其の弊 (®)

枂

四三三年

184) 一四五一

巫覡及び賦役を滅発せしめたい」が如何と、王之に従はれた。(黛) る事とし、若し救療に怠る者があつたら、直ちに罰すべきである。年末に及んで、多く人を活かした者には、 を以て、之れを分掌せしめ、若し熱病に罹る戸があらば、守命は際生及び巫覡に命じ、宜く考察して手當をす で、各々一干疋づゝを滅じたい」が如何と、王之に從はれた。(鍵) 各官の不法なる徴收 がないとも限らないから、今將に 江原道年貰の元額二千 疋、咸吉道の 分二干五百疋の内 覡に與へ得らるる家には、其の四分の三を取るべきである。然し京中納稅の數が餘り多ければ、それに依つて が、其の習俗は旣に久しいので、一朝にして禁抑する事は容易でない。願くは民戸の收稅を革除し、其の巫覡 の通ふ所の民戸は悉く名簿を作り。極貧困の戸、鰥、寡、孤、獨の外の民家であつて、稅布一疋づゝを優に巫 は布を用ひ神の幣としてゐたから、巫覡の徒は愚民を誑誘し、以て其の利を取つて居る。其れは嚴禁すべきだ 世宗十五年十二月、教へを以て「咸吉道の防禦は最も緊急なる事で、且つ戍營建設の必要もあるから、従つ⁽⁸⁾ 世宗十一年三月癸巳に、醴曹啓し「今政府諸曹との會議があつたが、各官の各里民戸は、其の接近せる巫覡

て財用も要る。江原道の神税布を該道へ轉送すべし」と。(第) **(2**)

文宗 時代の巫稅

の規則として一疋づゝを取るが、其の配神の布は終には皆巫家に歸するのである。旣に巫稅として人民より取 賦税と云はねばならぬ。民間に放てる祀神の布は、其の家主生計程度の如何を間はず、徴收の際は必らず一定 文宗元年辛未夏四月,司憲府は啓奏し『江原及び咸吉の附道では、毎年神税布を徴收するが,是れは無名の(※)

(85)一四五五年

巫税のみを取り神税布として、普通人民より取る事は廢止したいが、如何」と王之を許されなかつた。(欸) つて、大概は守令、監司等に横領されるのである。今遽かに巫覡の風俗を革除することは出來ないけれども、只 るにも拘はらず、其の上又、稅布を取るるとは顚倒にも程があらう。況んや國庫に納入せらるゝのは僅かであ り上げるから、必ずや税布とし豫備せねばならぬが、是れは甚だ不便である。殊に淫祀の禁防餘令を立てゝあ

世組時代の巫稅

(3)

されたが、府は矢張以前の通りであるから、特に莬除を乞ふ』と王之を許された。(娘) 神の布を用ひなかつたが、 世祖元年乙亥閏六月甲申に、鐵原府使安自立上言して「本府及び安峽は元京畿に屬せられたので、^(E) 一應江原道に移屬されてからは、例に依つて稅布を徴收するので、安峽は旣に発除 民俗は配

中宗時代の巫稅

4)

が、今は當然廢止すべく、巫女も亦東西活人署に置く邳を止せよ」と、○乙未に政院は「神布及び神堂退物税 徴收するが、是れを革除すべきは勿論、地方の巫税をも亦廢止したいと」啓渉したが、知事張順孫亦啓上して を徴收する事勿れ」との教へに依つて、恣上した所があつたが、傳へて「今柳沢の上跣を視るに、 れを廢止したい」と云つた。政院へ傳ふるに、「巫女神堂税布の事は、初めそれを禁墜するが爲めに徴收したのだ 害を陳べられてゐる、始め此法を立てられたのは、それを禁抑せんが爲めであつたが、若しこれを常規として 「巫覡の事は用漑の云ふ所に依つて施行せられたい、且つ地方に於ては神堂稅布、退米稅を巫覡に取るが、是 中宗九年十二月辛卯に、(186) 朝講へ臨御せられたが、申用紙は「東西活人署に於て、巫女の戸籍を設置して、稅を 叉神布の弊

する事等につき、衆論を纒めで啓奏したが、鄭光弼・崔淑生等の議論は、此れは固より良法ではなかつた。併 徴税すれば却つて巫覡を導く事になるから、活人署の巫覡を革除する事と、叉新に立法する事に就いて、 死亡者があれば必らず其の數を補充して稅布を取るが、禁止すべきだ」と云つた。申用漑は「臣の意向にも以 繼孟等の議論は東西活人署から彼等を解散し、且つ税布及び神堂退米税を取らない事を主張した」のである。 されるであらう。若し税法のみ先に革除すれば、徒に彼等の生業を助ける計りだと云つた。申用郷・金銓・李 に、本當の巫でなき者をも巫の名簿に冒錄して其の稅を取るが、斯の如きものは制止せねばならぬ。若し淫祀 して、只其收税の事のみ廢止すれば、淫祀は依然跋扈して、彼等の資生は益々裕かであらうから、祖宗の舊法 し祖宗は徴税を目的したのでなく、禁抑の一つの方便として施行せられたのである。今若し其の淫礼を禁遏せず と充分協議すべし」と、○丙申に檢詳柳墩は、巫税布及び神堂退米税を廢止する事、且つ活人署の巫覡を解散 前から傳へられて來た法を、 祖宗の法を改める必要を認めない。守令は是本意のある所を解せず。巫覡はなくてはならぬものと思ひ、若し に協議すべし」と、領相鄭光弼啓するに、「巫覡の事は當然に其の淫祀のみを嚴禁すべきであつて、必らずしも ○丁酉に、傳教して「巫覡税布の事に就いて、大臣の議論が宜く縹らない樣だから、後日を俟つて更に歸納的 を嚴禁して、果して根本的の絶滅が出來れば、其の時こそ巫に稅を取る所がないから、收稅の法は自然に廢止 に因つた方が妥當であらう。且つ守令は是本意を宜く解せず、只其の稅布を除計に取りさへすれば宜いと云ふ風 これは當然革除すべきであるら。然らば弊風の源が已に絕たれたので、妶に於て始めて其の淫配を禁抑す 一朝に撤廢するとは、 或は不都合でなからうか」、 と云ふ疑念が無い 事もない

(189) 一五一八年

事が出來るであらう。 あると思ふ、當然共の稅法は共儘施行して、淫祀は嚴禁すべく、且つ無理に人數を補充する事は、 前日啓奏したのも、 質は此故である」と力言したが、 傳へて領相の淡言が至極合理的 (®) 更にせぬ様

牧するが、神堂では前日牧人した米がなかったので、巫女に徴牧した。)王はこの類の税は、巳に命令して取らない事にしたは、錦≼山神堂に祀る事が出來なかつた。然も朝廷では依然退來稅を徵)王はこの類の稅は、巳に命令して取らない事にした 絶ゆる事は到底望まれないのに、 淫配するのを咎めながら、退米税は従前の通り徴收するのは、不合理も甚しい。一切取る事を止せよ」と云はれた 告に依れば、 のは、畢竟するに上自から教へてなさしむるのだと云ふべきであらう。現に羅州牧使から戸曹及び本府への 於ける退米を、澤山收入して歸原署に納めたと云ふが、今淫祀を禁防するに當り、公然に稅米を納付せしむる 十分取締るべし」と。(数) び死亡者に對する埋葬投等は、 が、承旨李耔仍啓添するに「教へられた御意は,至極善美であるが、歸厚署及び東西活人署に於て、病人の手當及 中宗十三年春正月戊午に朝講へ臨御せれたか、(®) 何故に是れのみを革除せなかつたか、審査して處理すべし」と、〇乙未に傳教して、「人民に對し巫覡及び 米の出る處がなかつたので仕方がなく、各巫女に徴收した」云々。(然此してみたから、共の地方の人民米の出る處がなかつたので仕方がなく、各巫女に徴收した」云々。(當時の牧使權希孟は、大いに径配を 一切是れに因つて支拂はれるのである。且つ巫覡程祀等を禁止しても、 其の税を取らなければ却つて國家时計の為めに憂慮すべきことではなからう 持平李佑春楽し一関く所に依れば、 全羅道羅州錦城山神堂に()8) 一時に

(5)魚叔權稗官難記の巫布に關する記事 禁抑が出來ると思ふてさうしたのであらう。

か」と云つた。傳へて「神堂稅布米は取るべきものでないのに、今迄廢薬せなかつたのは、幾分か其れに由つて

該曹に云ふて宜く公議して、府に報告して處理すべし」云々。 (数)

ら質にたまるものではなかつた。偶々年始に當り、優人の此の戲劇を御殿庭に於て演せられたが、命じて其稅 般の者は蒼皇として酒食を供し款待して税期の延引を乞はねばならぬ。かう云ふ事は隔日か或は毎日あるか 稗官雜記に、「民間の傳へに依れば、官府の巫布を徴收する事は甚だ嚴酷で、若し官吏が門前に到れば、家内

(6) 綾大典に記されてゐる巫女稅布

を発除したのである。

にしてあつたが、一名毎に木綿一疋づつを買ぐので、大同木(支腕布及び木綿を以て取つたのである。)の例に依り、 英宗二十年,續大典『戸典』『雜稅』の條項に依れば『地方の巫女に對しては一々名簿に依つて稅布を取る事(例)

五升布 (中崎晶) 三十尺を以て標準とした」のである。

したのである。○原西(黄海•平)地方に於ける巫女稅全部は、管餉ぶ會計する事になつたのである。(管廟は華樹 賦役の代税も亦同じ。○咸鏡道明川以南も、稅布は五升布を以て標準としたが、錢を以ては一疋代二兩五戔と

7 星湖像説に於ける巫稅の記墓

任してゐた。

李浜(陝州) 星砌修設に依れば、「凡そ人は精靈に由つて専心修錬すれば、則ち神明は降臨するので、男は魏,

女は巫と云ふたのである。

つて祈神するのを見て、神事と謂つてゐる。法を以て禁止する能はぬ計りでなく、却つて勸められてゐる。巫 然し今の世の巫覡は國中に湿くあるが、共降ると云ふのは背邪妖鬼神の類であつて、曖昧なる俗氓は樂を作

内外に出入しながら、 た」のである。 は則ち人為であつて、 至るまで、特主巫があつて隨意に出入をなし、人民の風俗は非常に紊れてゐる。 官に利用されるが、是れは本當に禁止するのでなく、其の意思は専ら財錢にあるのみである。大內より州邑に すべき筈であるのに、税を賦するのは何事ぞ。旣に賦せられ、又其鬼神に事へるのを罰し、贖錢を厚く取つて 災難があれば必ず祈禱をせしむる故であつたらう。今は國家の配典に巫の儀式が用ひられないから、正に排斥 である。斯の如くにして、禁防は到底出來る筈がない。周官の巫を立てられたのは、 女から取る賦税を官は利用してゐるが、一體巫財とは何に由つて出るのであらうか。 | 實際鬼神が降つたのではない。昔は覡と巫とがあつたが、今は只女巫計りである。蓋しのつて随意に出入をなし、人民の風俗は非常に紊れてゐる。巫の所謂神の降つたと云ふの 宜く人に剝近して利を謀るのは、男が到抵女に及ばないので、男巫は遂に其 跡 を 絶つ 思ふに古は鬼道を崇信し 只祈祝の一事に由るのみ

(8) 燃黎室記述に載せてある巫布の記事

嚴禁しようとする者があつても、毎年巫からの收入があるからして、是れを貪つて敢へて退冶をせない」ので て図網を輕蔑し、 は婦女及び愚氓等が、 李肯翊 (嘆号) 燃黎室記述に論じて、「京城及び八道に於て巫覡の盛んなのは、 殆んど南楚よりも甚しい。 **閲里をして淫猥なる事を其の極に遠せしめてゐる。地方守宰の中に、** 誠心を以て信じ且つ宜く事へるからであらう。金錢を損し風俗を紊す計りでなく、 或は深く憎んで心から

正宗朝の巫

布

(9)

である。昨年は経鑑官朱徳相の旨に依り,更に巫女布を取る事になつたから、均役廳より貰ふ分は、自然に停 は全く支辦する方法がない」と云つた。 腏されたのである。處が京巫女は既に地方へ逐迄されて仕舞つて、 税布を取る處がないので、本署役員の給料 賃を革除したから、京巫女の貢も亦從つて廃止されたので、其の代りに均役廳から給金を受入れて使用したの 巫女から若干の身布を取つて、本累役員の一年間の給料として支拂つたのであつたが、先大王(寒)甲午に、女 正宗四年庚子九月己亥に、活人署提調黄景源啓言するに、「活人署には元より基本の財産がなかつたので、京

戸曹判許金華鎭啓言するに、「京城の巫女は既に江外に逐出されてゐるから,巫税は該邑に命じて徴收すべき

#1 196

だ」と云つた。〇正宗九年乙巳、大典通編に依れば、「京城の巫女は江外に逐出されて、收布は金廢した」と

閼 Ø 巫 布

(10)

であらうか、播間の酒食は僅か一飽に足るのみ、細布・綿絲は何處から出るのであらう」 (モ細布綿絲を質でから 名は焉ぞ斯の如くせられたか。瞽師には卜筮を教へて、禪師には念佛を教ふるぞ,怪哉人誰か爾の術法を學お 洪良浩 (原外) 耳光集の北寒路に、「北方の民俗は鬼神を好み、男巫を師と謂ふて、衆人に尊ばれてゐる。爾の

うであら)

(11)稅 の 記

が輻輳し、其の紙と布は皆活人署に納入せしめたのである。凡そ愚民は淫祀に惑はされて、紙布等を浪費する 鄭東倉 (曜外) 杢永編に依れば、玄風郡に祠があつて靜渠大王と稱したが、祈禱が宜く當るからとて、祭る者(寒) (2位) 一七四一年

から 正式の法令に由つたのではなく、或は典籍を編撰する時に當つて稠密でない一時の誤錄ではなからうから 充すのであらうか。國初は恐らくはかう云ふ事はなかつたであらう。假りにあつたとしても、其れは一二官員 の誅求の誤例から出たのであらう。今の豐徳徳物山崔瑩祠の祈禱に於ける物品を官用に補充するのも、決して 法にあつては當然禁止すべきであらう。假へ禁止は不問の事にしても何で夫れを正稅と着做して公用に

純 組 朝 の 巫 稅

二十二疋。江原道一同十一疋。成鏡道二同二十九疋()公忠道三同二十六疋。全縱道八同十五疋。慶倚道十同) のは活人署に屬せしむる。丁酉に皆江外に放逐されたので、 萬機契覽(の奉教撰)財政編巫税條に依れば、京畿・三南(慶尙の三道)・江原の巫女には、 一人毎に木綿一疋を取る (磯にて代納する)。 咸鏡道南關は一人毎に五升正布一疋を錢を以て代納せしむる。 其の代りに均役廳から支給されたのである(京徽三 名簿に依つて收税をした

巫兵の制

废

O

ち忠翊衞巫兵、攔後砲手、巫夫軍牢等が是れである。

高麗の末葉には巫に馬を出させて軍川に充されたのであるが、

李朝の末には巫を以て兵にしたのである。

則

忠翃衡巫兵

正宗即位後丙申八月庚寅に、(∞) 東萊府使梛は翳上跣を以て、「本府は兵士の重複設置の件に就いて、 大憂がある

— 57 (276) —

所謂重複設置とは、忠翊衞巫女及び寺奴が六十六人になつてゐる。何卒身布の軍を滅じ、特に道臣に命じて各(※) 邑に移管せしめ、其餘の忠翊衞巫女等は一切臣府の軍隊に補充する様に願ひ度い」と、(数)。

欄 砲

高宗九年壬申五月、忠淸水營に砲科設置の件につき、議政府将営するに、「忠淸水使李奎顏の臍願に依れば、⑻

道内の巫夫中砲術に精通してゐる者三百人を選抜し、搦後砲手と名稱を付けて、營廳へ常備兵として置きたい

朴齋炯迦朝鮮近世政鑑に依れば「丙寅洋接に依り、大いに威する所があつたので、大院君は武備を擴張すると云つて來たが、裁可を願ふ』と、王之を允許された(原省)

積りで局を設け、巨砲及び硝樂を鑄製するに、八道の俳優を以て組織し、砲技を演習せしめ搦後軍と稱し、各

府郡に分置した」のである。

根棒を以て前導をしてゐた、其れは服の色を異樣にして賤しき者である事を區別したのたが、是れは大院君の 執政時代に、各郡へ散在してゐる俳優を以て組織し、名を擱後君と云ふたものである。 た、其中に紅衣を着てゐる者が則ち巫夫軍牢、巫夫使介と云ふもので、或は吹物をしながら技術を演じ、或は 能和は幼少の時郷里の槐山郡に於て、郡守の外出の儀式を見た事があつたが、一般の官處が皆隨 從 して ゐ(恕) (ヱ) 夫 軍 牢

妖巫及び淫祀を禁止す

(21) 一三九八年

211 四 二

〔卜大は誅罪に伏す〕 太祖七年戊寅夏四月庚寅に,妖人卜大は誅罪に處せられた。卜大は文州の人であつた(㈜) 1) 太祖時代に妖巫を禁止す

が、女服を着て覡になり、愚民を惑亂したと云ふ。(李朝)

(2) 太宗時代に淫祀を禁止す

祈恩と稱し、四節季に當る毎に兩殿より內臣司鑰を使ひ、巫女と共に暗に無名の祭を行ひ今迄傳へられたが、⁽³⁾ 一體是れは醴に合はぬものであるから、쟭等は宜く前朝の配典を考査して,終始本末を詳細に陳べられよ,予 [內行祈恩] 太宗十一年夏五月癸未に、禮曹より報配の制を奏上したが、王は禮曹に命じて、前朝以來內行(三)

は正に禮を以て行はんとするのであると。(数) 〔命じて祈恩を廢す〕 太宗十一年夏五月甲戌に、醴曹に命じて徳積・紺岳・開城・大井・三聖・朱雀等の處(ヨ) (ヨ)

が、月**令**岳にも春秋の祭文が曹にあつて、別祈恩を行はれてゐたさうである。是れは軍復の行事ではなからう^(E) 啓上するに、「先日教旨があつたので、松岳・白岳・紺岳等の處に於て、別監をして香を捧げ祭祀を行はしめた 王は「神は非禮を享けず、博く古典を考察して嚴禮は皆廢して內侍別監を使ひ、香を捧げて祀るべしと」禮曹

に於て、春秋祈恩を行ふ事を定め、祀る毎に宦侍及び巫女司鑰を遣はして舉行せしめ、また女樂を張らせたが

か王は別祈恩は久しき以前から行はれて來たものであるから、廢すべからず」と。(欸)

ての配典を考査して見たが、朱雀の神のみを南方に於て祀るは宜しからず」と云つたが、命じて廢止したので 〔朱雀の配を廢す〕 太宗十一年十二月に、南方に於ける朱雀の祀を廢したのである。醴曹上言するに、「總べ

-- 59 (274)--

ある。 (鉄)

である。今より馬祖・馬步・馬社・先牧等の神を祭るには、司僕官に命じ香を以て祭らしむる事を請ふ」と。 【巫覡は馬神を祭る】 太宗十三年十一月、禮曹上言して、「司僕寺では巫覡を以て馬神を祭るが、是れは淫祀

王之に從はれた。(飲)

じて、「巫女の三千里へ流罪に處すべきを滅じ、只外方へ黜居を命すべし。剜豆瘡の爲め神を祭るは世俗の大忌 事を乞ふ」と。命じて「盲人及び加伊を除くの外、寳文の法に照らして處置すべし、と云はれた。又刑曹に命 巫女寳文は病の狀態も詳に祭せず、官閥に於て雜神を淫祀して意外の事變に陷らせたから、皆嚴罰に處せられん 其の業を精確にせないで、誠寧大君の詩命を延ばすと、聖上に吹聽した。國巫加伊は祈禳を以て禍を発れない、 寳文は酒食を設けて神を祀つたので、終に事變を見るに至つたから、刑曹に廻して處罰すべし」と。 で、それを罪としてゐる、始め誠寧大君が瘡疹に罹られた際,酒食を以て神を祀るべきものでなかつたのに、 司諫院の上跣に(略して)「巫女寳文は財貨を貪り、宮中に於て邪道を擅に行ひ大事變を招致した罪不忠に係⑻ 〔巫女贄文を選方に竄黜す〕 太宗十八年春二月,刑曹盲人巫女の罪狀を擧げて上啓するに「盲人と云ふ者は〔8〕

婢に定めて其の惡を懲戒せしむるは如何」と。是に於て寶文を慶尙道蔚山郡の官婢に定められ。方に立たんと はれて、地方の民衆中服從する者が多からうから、どうしでも彼れを窮困の苦しみを以て戒められぬ。地方官 はるものであるから、何卒寳文の罪は、上自から親しく栽決せらるべく、國巫加伊も遠方へ竄黜して、其の罪

を膺懲せられん事を乞ふ」と。柳庭顯朴訔等啓上して、「寳文を遠方へ黜呂せしめたら、共邊で勝手に邪術が行

60(273) -

. .

(222) 一四二五年

(221) 一四 一九 年

3) 世景诗弋こ矢区及び玺記を誇げする際に、誠寧大君の隨從の徒、寳文を暗に打殺したのである。

先般誠事の逝去は全く寳文の妖妄なる行ひに依つたのだと云ふて打殺したから、審査の後處罰を願ひたい」と [王子の生命は巫の手にあつたらうか] 世宗元年己亥春正月、 (3) 世宗時代に妖巫及び淫祀を禁ず 刑曹啓奏するに、「誠寧大君の家僕十數人は、

間の屠殺の數は只數于に止まる計りではない,然し人民の風智は是れを常として,法を以て取締つても容易に 改めない、何卒有司に命じて嚴しく禁防をせしめたい」と。(数) は必らず牛を殺して神を祀り、且つ宴會の供へにも川ひられ、口腹の養ひとして續いて屠宰をするから、一年 云つたが、王は「誠寧の法席は晦日から始まるにつき、暫くの間不問に附せよ」と。(欸) [巫覡が牛を殺して神を祀るのを上言して禁ず] | 世宗七年八月,咸吉道察訪辛引孫啓上するに、「本道の風俗(※) (※) (※)

祭り、 らう。恭く惟ふに、 我國家は 醴を制し樂を作り文物悉く備はる, 祀事に至つても 古今を參考して令典を作成 ける筈がない、況んや其の鬼神でないのを祀るのはどうであらうか。古には天子は天地を祭り、 未だ絕たない。巫覡妖誕の說を酷信して、死生禍福は皆神;c由ると云つて、淫祀を崇び或は家或は野原に於て 不善をすれば百殃を與へられるので、福と殃と畢竟するに善惡の如何に左右せられるので、神に諂ふて福を受 [疏を以て淫祀の禁を乞ふ] | 世宗八年十一月丙申に、司諫院上疏して、「鬼神の道は善をすれば百群を降し、(※) 淫配を取締る法令もちやんと元典に載せられてある。然るに民俗は依然舊習に染められ、 大夫は五配を祭り、士庶人は祖考を祭つたのは、則ち各々定められてゐる等級に從ふて行はれたのであ 鬼を尚ぶ風が、 諸侯は山川を

らば、下には甚しきものがあるので、上が行はれば下が慕ふて習はざる者はない」と云はれてゐる。願くは、 覡を祀るのは果して何神であるかゞ 甚だ疑問であつて、 是れ臣等の遺憾とする所である。 傳に「上に好む所あ の儘に行ひ少しも忌憚する所がないので、是れ盛治時代の一大汚點であると云はねばならぬ。 又各名山に巫を避はして祭祀を行はしむる事から出たのではなからうか。是れに由つて人は皆口實を設け、意 をして恥と思はぬ、其れは鬼神の理に味賞する計りでなく,又正家の道も喪失されたので、祖宗を尊ぶは何處 つてゐる。神に若し知威があつたら「其れを快く享けらるゝであらうか。又自家の婦女等を連れて自から祈禱 稱して、鬼神を冒瀆してなさゞる所がない。悲しきは、其の祖考の神をして、巫の家に於て食はされる事にな 家産の全部潰されて一朝水旱の災難に遇へば直ちに饑餓の苦境に陥るので、其の弊風の極は憂歎に堪へぬ。そ 酣舞又は放歌をするのみならず、禮を越え分を犯して山川城隍に誰でも皆祭り得る。群衆の宴飲費用は殆んど れく〜の祭りがあるに拘はらず、又既祭を設けられたのは、無秩序にも程があらう。神は一々數へ切れず今巫(密) にあり、鬼神を敬ふて遠くする義は何處にあらうか。其の原因を推究せば、國家が旣に國巫堂を設けられて、 れは細民計りでなく、卿大夫の家でも大概は其れを常とし、嘗つて怪まれない。或は祈恩と稱し、或は半行と 山川城隍にはそ

〔上跣を以て神祀を禁ず〕 世宗十二年五月乙巳に、司憲府上啓するに「群衆の會飲は巳に禁止され 神配は未だ咎めなかつた故か、無知なる徒輩は神配の事を假り、多く酒食を備へ男女を聚集して暴飲し沈(※) てゐ

特に教旨を下され、 國巫堂を廢し給ひ、 祈恩には朝臣を遣はし、 禮を以て祭らしめ、 巫覡の妖盲を斷つて以

下民の耳目を正しくせしめたい。(欲)

— 62 (271) —

切禁す~し」と云ふたが、王は從はれた。(盤)

側に至り、歌舞を以てし市街に於いて色々な狂態を恣に演じでゐる。今よりは神祀の家は、

男女の外雑人を一

れば、直ちに野祭を行ひかうしなければ祟りが解けないものと思ひ、巫覡を招集して男女一緒になつて酒肉を 〔野祭を禁ず〕 世宗十三年八月、司憲府啓するに、「無知なる徒邪説に惑はされて、凡そ疾病及び死亡者があ

却したが、王は之を聞き當世にこう云ふ奇恠なる事が有るとは闔らなかつた」と云はれ、直ちに小尹李補丁副 大に驚異し、順々と爭ひ配り紙布を出して少しも惜まないので、龍仁縣守張義は彼祭を捕へて、其の紙榜を燒(器) け、木竿に掛けて豆朴神(豆鮓は俗語)と稱へ、宣傳して歩く者があつて、それが村里に轉々と傳へられ、 正圀孝懽を遣はし、妖神の首唱者を調べ地位の如何を問はず嚴に訊問を行ふべし」と命せられたので、 【妖巫の豆朴神に事ふるを禁ず】 世宗十八年夏四月乙亥に、往古の誅戮された將相の姓名を紙片 に 書 き つ(器) ・愚民は 補丁等

あつたら、官吏及び里正長、色掌が其の罪を治める樣にせしめたい」と云つたが、王は從はれた。(蜂)

盛設し、禮儀を壞し風俗を敗ること是れより甚しきはない。何卒守令に命じ嚴に禁抑を加へ、若し違反の者が(図)

然嚴罰して後日を戒めたいが、 彦・崔雨は杖刑一百をして三千里へ流すべく、其左道を以て正義を紊すのは風紀上至大の影響が及ぶので、當 近頃の妖巫は法に依つて常然死罪に處せらるべきであつたが、皆滅等されて只外方へ出されるのである。 此より前、 無智なる愚民が妄りに豆朴神を稱し來るは、巳に久しかつたのであ

往きて調べる中、陽城に至り始めて姜流豆・朴豆彦・崔雨等の仕業である事が解つたので、壬辰に政府へ建白

し、「陽城人姜流豆・朴豆彦・崔雨等は豆朴神に恐り妖術をすると云ふから、首犯者姜流豆は絞罪に處し、

又近頃は旱災があるので、重罪を以て論せられず、將に滅じようとして皆に協議したが、首從共に一等を滅ず 姜流豆等も亦妖巫の類であつて、其質情を推究せば只禍を恐れ福を慕つて、神に祈願をした事に過ぎないし、

い。余は漸次に排除する積りだと云はれた。(欸) だが、是れは中古より始まつて祖宗も皆禁じ得なかつたのであるから、今日に於ても選かに革除し 得ら れな る中宮の別祈恩及び箭串司僕寺に於ける馬祭を廢した。王は「巫覡の事は甚だ奇恠であつて、當然嚴禁すべき べきを云はれた」と云つたが、王は二等を滅せしめられたのである。(欸) 〔妖巫の處置方に付き三公と會議を開く〕 世宗十八年夏四月丁丑に、黄喜・崔潤徳・盧閈等を召され議事を(※) 〔漸次に巫覡の事を除ける〕 世宗十八年夏四月内子に教へを以て、今後松岳・白岳等の各所に於いて行はれ〔繇〕

で、嚴に禁防をせなければ、其の弊害がどの程度迄及んで行くか解らないから、寧ろ東西活人署に 屬 せし め せられたが、一个司憲府に捕へられた七人の妖巫は、能く鬼神を使つて空中に唱へ、人の語りと似てゐるから、 其在外の妖巫も亦引致審問の上判決すべきであるが、良女は官府に屆せしめ私賤の者は本主に返し、守令は時 されなかつたので、一朝遽かに罰するのもいけないし、又外方へ放逐しようとしても、愚民を惑はし 易い の 々に監視を加へ。彼等をして決して勝手な行為をしない様拘束すべき」を楽論したが、王は「昔の太宗朝も妖 人は皆惑はされるのである,法に依つて常然絞罪に處せらるべきであるが,是より削取締に關する規定が發布 其出入を制限し互の交通を止め、又憲府に命じて常に檢察し、若し犯則の者があつたら嚴に取締るべく、

巫を外方へ放逐して、京城に雑居を許されなかつたが、今卿等は外方の妖巫を官府に置き、守令をして檢察を

い」と奏上したが、王は「更に考へて見よう」と云はれたのである(漢) から屏息するだらうと云つた。 虚閈は「前から禁條が 立つてな かつたのに、早速罪を 加へられては宜しくな 所に依つて其罪を知らしめ、特恩を以て罪を滅じ、活人署に留置せば、則ち恩威並び行はれるので,妖巫は自 黄喜・崔潤徳等は「今若し罰する事を止して、只許してやれば彼筚は到底其罪の重かつた事を知る筈がない、 るは不可なからん、且つ規定を立てる前に、遂かに處罰するとは余の不快とする所である」と云はれたので、 せしむるを主張するが、京中の妖巫も此の例に依り、それ~~願ふ所の各官に分置して、其妖行を禁防せしむ

外に諭し一般をして皆知らしめ、然る後七月から始めて湊に依り禁ずべし」と云はれたのである。 が、王は「取締の規定も發布せずして、若し急迫に答むれば、共れに依つて引掛る者も多からうから、一層中窓 く,且つ漢城府及び地方官員をして、常に取締を充分にせしめ以て妄邪なる風紀を清淨に改めたい と 乞 ふ た 「搖配を禁ずる條例」 世宗二十六年癸亥秋七月丁未に、議政府は搖配取締に關する條例を,左の通りに陳べ(※) (K)'S

を知りながら、告發せぬ者に就き京中にあつては五家の鄰保管領、地方に於いては各里正長を沒職罪に處すべ

〔京城及ひ地方の妖巫に對する取締の法〕 世宗十八年夏四月辛丑に、司憲府は「城内の妖巫及び信徒の内情

樣たが、其家長は不孝で添養に缺くとの律文に依り處置し、永く官職に叙用せず、其奴婢は官に於いて沒收 祖父又は父母の魂を巫家に迎入れ、名を衞護と云つて或は形を蜚き、或は神奴婢と稱して巫家に獻納す 又は奴婢を納めなくても或は衞護を設け、或は祖父母は巫家に神托されたと云つて祀る者が頗る多き

られたのである。

すべく、且つ病氣の救護と云つて代命奴婢を巫家に獻納する者があつたら、其家長は韶書違犯律 を 以 て 科

奴婢は亦官に於いて沒收すべし。

野祭及び巫家、松岳、紺岳、開城府、大井谷、其他州縣: 城隍等に、自から往つて淫祀する者及び良家

婦女が避病すると云つて巫家に寄留する者は、其家長は詔書遠反律を以て科すべし、 制令に違反する巫女は、法に依つて臨治し、京中の者は地方へ、地方の者は亦他道へ移すべし。

婦女の遠反者であつて、若し家長がなかつたら、其長子、長子がなかつたら其次子、次子がなかつたら

長孫、長孫がなかつたら次孫、若し家長も子孫もない者は、共婦女を罪に科すべし。 巫女等は或は古今絶無の神と云ひ,或は當代死亡せる將相の神と稱し、特別の神號を立て,自から自己

に神托されたと云ひ、民衆を惑はさんとする者は、妖言妖皆律に依り首を斬るべし。

巫籍に無き者は要巫と云つて京城に雑居してゐる者が隨分多いが、皆城外へ出さしめ、若し隱匿する者

があつたらば、情地の如何を酌量せず、嚴罰に處して皆巫籍に登録すべし。 巫及び其他の人々の違反する者あるのは、畢竟するに其里の管領、坊別監、色掌等、

が平素能く取締を

時々不意の檢察

なかつた故であるから、法に依つて罪に科すべし。

をなすべく、これを以て永久の規定とすべし。と、王は從はれた。(質)

京中にあつては司憲府、地方に於いては監司守令が、嚴に法令の勵行に務むるは勿論、

(4)成宗時代に妖巫淫祀を禁ず

— 66 (267) **—**

(45)一四七八年

(34) 一七四一年

(纽) 一四七五年

神奴婢と稱し巫女に給與して使はしむる者は、家長及び巫女を罰するは勿論、其婢女は官に屈せしむる

喪中の人でありながら、巫家に於いて淫祀を行ふ者は、家長及び巫女を皆罪に處すべし。

成宗三年壬辰春正月庚子に、司憲府は淫祀取締の條令を次の如く定め、歳可を奏請したのである。 (翌)

こと。

空唱の巫覡が人を惑はす事最も甚しいから、其母服の信徒を罰すべし? (部)

管領及び鄰近の者で、知りつゝ告げない者は並に聞すべし。と、王は從はれた(質)

ずしてゐるから,何卒明かにしたい」と奏請した。王は「法は巳に辛卯年に立てられたらうが,神祀の世俗は久 於ける淫亂を禁ずる法を、巳に辛卯年に設けられてゐるが、法司はそれを大典に載せなかつたので、禁止を得終ける淫亂を禁ずる法を、巳に辛卯年に設けられてゐるが、法司はそれを大典に載せなかつたので、禁止を得 〔城内に於いての淫祀を禁する法〕 成宗六年癸未八月己丑に、御經筵の講が清んで、司諫朴崇賀は「城內に

しき以前から行はれたのであつて、遙かに革除を得ざるべしと云はれたのである。持平徐赾は野祀の禁條は、

の日がない。風俗の紊れてゐるのは是より甚しきはない」と云つたが、王は「巫女等の城内に侵入する事を嚴 已に大典に載せられてゐるので、本府は其れに依つて腳行してゐるが、神配に至つては禁止の制令 が 無い 故 家々にて恣に行はれ、或は城の下、或は山の麓、又は仁王、昭格、藏義等の洞を神場となし、殆んど休息

禁すべし」と云はれたのである。

「都城内に於いて野祭をするもの、士族婦女自から野祭を行ひ、及び山川城隍に於いて祠祭をするもの、 〔一々大典に依つて淫亂を禁ず〕 成宗九年戊戌正月庚寅に「淫祀取締の規定が大典に載せられたので・(※) 彼の

— 67 (266) —

禍福の事を一々巫に聽き、或は像を諧いて錢を掛け、或は魂を室内に誘致し、或は空唱の巫に趣むき、或は自 は紙錢を用ひ、或は形を櫢いて享配を設けらるもの、喪中の人でありながら、巫覡の家に行つて淫祀をするも 奴婢を幸社及び巫覡に獻納するもの、 [神配の弊害] 成宗九年戊戌秋九月丁亥に、弘文舘副提舉成倪等は、「今の世の人は爭ふて鬼神を信じ、(細) 大典會通〔刑典〕、原〕神祀をする者。(京城内外の大小沼祀は、城外 里) 今後は一層注意を加へ、大典に依つて嚴重に取締るべし」と、司憲府へ教旨を下されたのである。(数) | 空唱の巫覡を信從するもの等の一切は、巳に令を發して禁斸せしめたが、有词は徹底的に勵行せ ない 幸行の時路邊に於いて神配をするもの、 祖父母の魂を巫家に迎入れ、 か

官巨卿の家と雖も皆迎入し、爭ふて淫祀をして恥と思はないが、未だ甞つて一人も是れに依つて罰せられたこ 等は漸次城外より京中へ這入つて來て、婦女は酒食を費し、或は惡魔拂ひと稱し、或は病を救ふと云つて、大 殿下は深く其の弊害を認められ、法司に命じ巫覡を悉く城外に放逐せしめられたが、近頃は禁令が稍弛んで彼 なからうか。臣等は甞つて祈恩使の一行を見た事があつたが、匈 廳は城内に置かれてあつて、祈恩の使は春秋に絶へないが、是れを愚昧なる人民計り責むるとは、まちがひで 教ふる者は訟ふべし」との教へもあるが、命令する所は其好みに反するから、人民は從はないのである。星宿 とを聞かない、皷笛歌舞は街衢に絶へず是れ臣等の迷惑する所である。「身を以て教ふる者には從ひ、言を以てとを聞かない、皷笛歌舞は街衢に絶へず是れ臣等の迷惑する所である。「身を以て教ふる者には從ひ、言を以て から城隍に配り、或は奴婢を給與する等、何れも聖朝の禁ずべき所で、それは、又續典にも載せられてある。 都より開城へ、開城より積城・楊州の境へ至

騎馬の者は數十人に下らず、硫僕及び荷物は其の倍數に達してゐて、或は立ち、或は留まつて、

時日を

の世に横行せない様に、せしむべきを切望して止まざる所である」と表請した、(欸) して常然矯正すべきであらう、伏して願へくは、速かに英斷を下され、風俗を整頓して邪淫妖妄が敢へて聖明 萬一譴責でもされるかと恐入つて、拜禮舞踊、跪坐等の如何なる卑劣なる行為でも、敢へて辭せない弊風があ 費し、守令等は鞠躬として氣を低め、歡迎に亦走してゐる。或は給料を厚く與へ、或は賄賂を使ひ、 一體星宿廳は、何神であつて何を祀るのたらうか、 神は明神でなく祀は正祀で無きものに就ては、 其れでも 王政と

巫等を連れ行き大成殿の庭中に於いて、淫祀を行はしめたが、巫等には雑沓して種々の正しからざる行爲があ 大妃は大いに憂ひ給ひ、これを巫等に間はれたが、皆孔廟の神の祟りだと云ふたので、王大妃は宮人に命じ、 つたので、成均舘の儒生の中に士氣のある者が率先して、諸生と共に巫等を騙逐し、棒を以て腰皷及び雜樂を 〔巫は孔子廟の庭中に於い淫祀を行ふ〕 成廟祖は文宣王の廟に参拜し、歸つて不豫にあらせらるや、貞熹王

下は諸生を率ゐて處分の命令を、闕下に待つてゐたのである。

大妃は人を使つて、成廟に告げて「殿下不豫の事に就て巫覡に問ふたが、祟りは孔廟にあると云つたので、

破壊した。宮人等は驚き走つて泰上したので、大妃は大いに怒られ、諸生を牢屋に下さんとせられ、知舘郭以

者あつたらうか、直ちに司甕院に命せられて馳走を供へしめ、知舘事以下諸生を召されて宴を勤政殿の庭に於 器具を打壊したのは、是れ君父を無視するものでなくて何であらう,今にも彼等を皆誅罪に處すべき で ある 余は内侍に命じて祈禱をせしめたが、彼の大道無道なる諸生は、 先を以て聞かせるのである」と云はれたが、成廟祖は枕を推しながら起きられ、「吾れの太學生にも義憤の 巫女を歐打し、內侍を迫逐する計りでなく、

いて賜はつたのである。(漿醬)

(23) 一五〇八年

254) 一五一四年

(25)一五三七年

5 中宗時代に巫覡淫祀を禁ず

葬禮を厚くする者はなくて,只巫覡及淫祀のみを信じ。名を野祭と云つてゐるが,是れは當然禁事 べき で あ る。須らく上にある者は先に立つて自から禁すべきであらう、然る後に人民は、自然に傚ふであらうと。(黛) 〔法司に命じ巫覡を禁す〕 中宗九年甲戌十一月癸酉に、朝講へならせられ、淫祀の事を論せられたが、王は 〔野祭を常然禁ずべし〕 中宗三年戊辰三月丁未に、喪講にならせらるや、侍講官崔淑生は「今民間に於いて(※)

〔巫覡俗をなす嚴にせざるべからず〕 中宗三十二年丁酉正月辛丑に、夕講へならせられるや、侍顫朴從麟は巫覡の弊風が盛かに行はれる様であるから、法司に命じて禁斷すべしと。(堂)

一巫覡 が風俗をなし、土大夫の家にも盛に行はれて憚る所がない様だから、是れ等の事を謹厳にせざるべから

ず」と奏したのである。(欸)

して底止する所を知らぬ程にならぬやを恐れてゐる所である」と啓上した。 者が叩けば遠方の者が應ずると云ふ工合で、京都及び開閉の間に神祀の事が大いに張られて、日夜の分別もなる。(8) き、奇恠なる點の多いのは、誰も始めからそうとは思はなかつたであらう。一人が唱ふれば百人が答へ、近い(※) にあるたらうが、 然し巫に事へる 事迄して発かるべきで ないと仰せられたが。 一體國巫の神に事へる事に付 く恣に行はれてゐる 〔淫龍を禁ずる事を贈ふ〕 中宗三十二年正月癸卯に、弘文館副提學柳世麟は、「淫祀の廢止に由る殃咎は、吾 臣者は上が好めば下の者はより悲しくなつて、邪道が正理に勝ち、末流の害族は滔々と

(26) 一四二九年

(264) 一八九五年

では無いか。所謂有庫の人民は何罪ぞ。笑止干萬の事と云ふべきか、李朝の法令は城外に出でなかつたのは,(ಔ) た。是れに由つても政令の不徹底は、昔からであつた事が見られるのである。 の命令は、幾百度になるや殆んど數へ切れない程であつたらうが、城内の巫覡及び淫祀は依然盛行せられでゐ 置かれたのであらうか。按ずるに、世宗朝より始まつて、巫覡を城外に放出したので、 る時にも同樣であつた。但し是れは城內を以て立法行政の區域とし、城外の八道三百六十州は、王化の關外に たが、巡警をして門を守らしめ門内の者であれば髪を切らせたが、城外の者なら不問に附した。又白衣を禁ず 只僧侶及び巫を放逐するに止まらず、其の他の事にも宜く見られるのである。例へば高宗乙未に斷髪令があつ(窓) 容せしめぬ樣建議して、左道異端は人民に害毒を流すから排斥すると云ふが、京城以外も王の土又は王の臣民 のである。李朝以來儒者は異端を攻め、 江の鷺梁津には、巫覡等が住んでゐるが、(正宗の時代に巫覡を云ふ)之れは皆京城から逐はれ來て部落をなした 李朝實錄。中宗二十八年正月二日條に、(※) 左道を斥けるを務めとし、巫覡及僧尼を城内に住居又は接近するを許 (※) 龍山江に巫女の家があると云つた、近來京城南大門外牛首峴。 爾後歴代に於ける黜巫

巫 ŧ 城

外

13 빏 ζ

世宗朝に巫を城外に驎く

女は迎合に奔走してゐたから、公は跪を以て論じて皆城外に出されたのである。(重) 世宗十一年 黄烈成は監察掌令に任せられたが、時に妖巫は多く京城に集まつて、 人の禍福を言ふので、

士:

の處に巫覡里と云つて區劃をして居住せしたが、近來は又た雜居して甚だ不便であるから、今後は城外の居住 世宗十三年秋七月己卯に、司憲府は啓し「巫覡は本より都市への雑居は許されなかつたので、稍離れた城外

ば又法に反するから、如何にしたら宜しいか」と。右承旨郊甲孫は「罪の輕重に依つて、適宜に法を運用せば せしめ、且つ外方の者は其の地に其儘置かれた方が穩便であらう」と云つたが、王は「爾等の云ふ通りに從ふ とて又京中に居住せしむることも宜しくないから、其の京中及び京畿に居る者は、其の願ひに依り外方へ居住 が、卿等の意は如何か」と。皆は「妖巫の違反は禁則發布の前の事だから、遽かに罰をする事も出來ず、さり 地を別に定めて集めたい」と云つた。(数) しむることになつた。(食) つた。王は之に從はれた。司憲府に命じ禁防の方法及び處置方に付き審査せしめたが、遂に巫を城外に黜居せ 結構なので、重罪に科すべきを特恩を以て減ずるのも,一つの法律行為であるから,何等不可なからう」と云 が、但し法を立てた後違反者があれば從つて罰するは當然たが、若し死罪に處すれば除り重くなるし、滅ずれ 世宗十八年夏四月丁丑に、王は令旨を承政院へ下され、「妖巫處置の事に就て三相の言論は甚だ合 理 で ある

成宗朝に巫を城外へ出す

處し、並に巫籍に記すべしと。(質)

いつて、京城に居住する者が隨分多いが、皆城外へ出すべく、隱匿する者にも、事情を滲酌する事なく重律に

世宗二十六年秋七月丁未に、議政府は洛祀に關する條令を陳べられたが、其の一は巫籍に無き者は要巫と云

273 四七五年

成宗二年五月已酉に,大司憲韓致亨等上疏し「巫覡の世に行はれるは,其由來久しく到抵一時に 廓(※)

を許されなかつた。其後禁防が弛んで、又雑居する事になつたとは、甚だ不快である、皆城外へ放逐せよ」と。 略女巫と同樣である。伏して願はくは、世宗朝の故事に依り、巫女は一切城外へ騙逐し,淫辭邪說をして容る あつて、其の妖誕が甚しいのである。男で花郎と云ふ者があつて、誑詐の術を用ひ人の財物を漁取する手段は 云つて、宴會の場て歌舞を恣にする計りてなく、関閣に喧傳して淫猥を以て事となし、又空唱とか示談とかゞ するは美風でない。況んや病人を呼集めた爲めか、今傳染病が非常に流行してゐる。美少女を集め名を絃首と(※) 令は弛み、巫覡は更に京中に雑居し、士族の婦女は少しの病氣があれば避病と云つて長く滯留し、婦道を虧損 ^ 所なからしむる事を誇ふた」が、六月己未に體質、同窓府へ傳へられ、「祖宗朝では巫覡をして城内への居住 世宗も甞つて此れを憂慮し給ひ、皆城外へ出して以て妖妄の風俗を斷つ事にせられたが、年を經るに從ひ法 淌 し 得

大典會通〔刑典〕【禁制〕に「京城内居住する巫覡は罰する」と云つた。

成宗六年八月癸未に、経筵の講が濟んで、司諫朴崇實啓し、「誕に命じて巫覡を城外へ出さしめ、(智)

且つ神祀も

咎めたが、近來巫女は漸次に城內へ歸るから、家々が迎入れ恣に搖龍が行はれる」云々。 錄實

て住居するのを見たが、 成宗六年八月己丑に、經筵の講が濟んで、領事曺錫文は啓し、「臣等の幼少時代に巫女等は城外で部落を作つ 今は皆城内に還入つて來て、公然に樂を張り酒を飲んで、殆んど絕ゆる日 が ないの

質に憎惡すべきであるが、突然差留むると人心騒動の恐れがあるから、更に城外へ出して仕舞へば、其の

.

(277) 一五一七年

(275) 一五〇九年

するかと云はれたので、克墩は「神が空中にあると稱して、能く經過の事を語るから、士女は迷信せないもの 都中の士女は爭ふて卜ひをするから、彼れの至る處には群衆が集まつて來る」と啓した。王は「どんな妖言を 命じて城外へ出さしめよ」と。(鉄) はない」と奏上した。傳へて「女巫と雖も,法意上京城中にある事を許されないが,況んや男巫であるから 革除せねばならぬから、巫女をして城内に入るのを嚴禁すべきだ」と主張したが、王は從はれた。(嬢) 弊風が自然に無くなるであらう」と。知事洪應啓し、「若しこの風俗を屏息せしむるとすれば、先づ其の根本を 成宗二十一年八月乙酉に、兵曹判書李克敬は、「今番忠清道報恩郡正兵金永山は、妖言を以て民衆を惑はし、

(3) 中宗朝に巫を城外へ出す

ある。 請ふ西北地方の空虚の處へ黜居せしめたい」云々(鉄) る、安琛が觀察使の時代に彼等を探りだし各官の奴婢に風せしたが、舊智が尙ほ殘存して今は擴がれる模樣で は南方の男人が巫事をなし、無髯の年少者が假りに女裝して、士族の家へ出入をしながら、醜聞を 漏し て 居 中宗四年六月甲子に、朝諱へ臨御せられたが、大司諫權弘は啓し「巫覡は祖宗朝より城外へ黜かれたが、今(然)

汚損する事甚しかつたので、本府は一ゃ摘發し之を城外へ放ちたが直ちに戻つて來て雜るから、見分けがつか 京城へ集まつてくる。細民でもなく、所謂士大夫の家へ、忌憚なく出入をしながら、妖言で煽動して、風化を(※) 妄の徒は閻閻に混處され、人を欺し金錢を取るから、生計は饑足してゐる。是れに由つて、外方の巫業の人は 中宗十二年九月丁亥に、司憲府は啓し「巫覡の京城内に住居する者を罰するとは、大典に載せてあるが、妖

ないので、之を禁じがたい。東西活人累付きの巫女及び五部より探りだされた巫覡等を、京城を距る十里程の(※) 方外の各官へ分置し、其の官をして常に監禁して他の處へ移動せしめず、毎年名簿を添へ本府に報告するを一

契れ

紛擾を起す恐れがあるから、其の中の首犯者を摘發して黜呂せしめば、立派な先例になつて汚染の風俗は自然 断の法は既に成立されてゐる。法司の欲する所は乃ち別の條令を立てるにあるから,大臣に咨詢して旣に議決 の出入を戒めば、巫術は自然に屏息し、別に條合を立てる必要がなからうと思ふ」と、憲府へ傳へて、「巫覡禁 くなつてくるのは、法令勵行の弛みに由つたのであるから、今でも取締を嚴重にして、違反者を戒め、 に居住する者を罰するとて、大典に散せてあつて法は嚴で無き事でもなかつたが、近米城内に雑居する者が多 に退治されるたらうから、强ひて祖宗の典章を薬で一切を竄黜する事までしなくて宜からう。又新法令に就て を取締る法令は大典に載せてあつて、意義は且つ謹厳であるから、法司は佐つて其の弊風を救ふのが當然であ つの規定とし、永久に妖淫の風俗を絶たしめたい」と云つたが、狀啓を政院へ下された。(尊) 中宗十二年九月丁亥に,傳へて「一體巫覡の徒は,妖恠なる行為を以て士大夫の家へ出入してゐるが, 宜く協議の上,政府大臣に問ふて以て啓せよ」と。鄭光朔・申用漑・李繼孟・崔淑生等は、『巫覡の京城内 若し別に條令を立て一切放逐する計りでなく,他の處へ移動する事も許さないとすれば,甚た策悶して

へて「新法は更に立つべからず、政府は宜く協議すべし」と。(数) 中宗十二年十一月庚寅に、 司憲府は巫覡を黜けんとし、政府へ申上げたので、政府は仍つて啓上したが、傳

をした。當然其の通りに行はるべし」と。(黛)

痛心に堪へぬ。城内の巫覡の家屋は残らず破壊し、其の中甚しき者は遠島へ流すべく、然し是れ等の處置は皆 る巫女家の處置は、本府の管轄に属せられてゐるが、城外にある寺刹は府の行政區域外であるから、特に碧旨(※) 妖僧妖巫の事を以て、該院の啓奏に依り、審問すべき旨を本府に命せられ、府は直ちに審査した所、城内にあ 枝葉の事であるから,上自から當然御注意あらせられ、嚴禁せざるべからず」と言上した。乙亥に憲府啓し、 て此の習俗を倣ふ。是れ亦朝廷の恥辱と云はねばならぬ。簡ふ法司に命じ、一々摘發して誘惑罪に處すべく, 人心を幻惑するから、疫病に罹つた家は、破産に至る迄肘を潰しながら竸ふて媚び、士大夫と雖とも禍を恐れ 體巫覡は皆坡外へ放逐し,活人署へ分屬せしめ,都下への出入を咎むるは乃ち祖宗朝の定規だが,近來此類 中宗二十八年二月癸酉に、諫院啓し、「妖巫は自から疫神に憑かれ、疫見の生死は已にあるとて邪說皷唱し、《※) 國憲に由らず邪說で煽動し、財力が豐富になるから別に城内に住宅を拵へ、宴飮欿舞を忌憚なく行ふのは

4 粛宗朝に巫を城外へ黜く

を率らねばならぬと云つたが、願ひに依り允許された。(欲)

めたい」と云ふたが、太子は從はれた。(欸) 妖行盛になつて、風俗は塻亂され財産を浪費するから、漢城府に命じ巫女の城内にある者を皆城外へ駈逐せし 粛宗四十六年庚子正月壬辰に、冊子は大臣以下諸員を引見せられたが、持平洪龍祚言上し「間閣の間に巫の(®) (**勳宗四十六年庚子二月辛丑に、右議政李健命は、巫々放逐令の旅廢を奏酷した。是れより前妖巫は閼閦に横**

行して民の風俗は日に腐敗するから、臺閣は舊典に依り放逐方を顯ひ上げ、漢城府は旣に逐出し仕舞つたが、

— 76 (257) —

(286) 一八一五年

(28) 一七八〇年

になつてゐた。(歌)

(5)

正宗朝に巫を城外へ黙く

大臣として益々廟行せしむるとは思はず、却つて彼等を呼入れ、助長に汲々としてゐたから.一時は皆の笑柄

正宗四年九月己亥に、豊講へ臨御せられ、戶曹判書金華鎭は『京城の巫女は襄に江外へ逐出されたから、(※)

<u>٨٧</u>

正宗九年乙巳に、大典通編に京城の巫女は江外へ逐出されたと云つた。

税は該色より徴納せしめたい」と言つたが、王は之に從はれた。(質)

純宗朝に巫を城外へ逐ふ

巫覡を城外へ駈逐した。(聲)

純宗十五年

(28) 一四九〇年

(287) 一四三三年

Ξ 巫 覡 の 術

法

朝

鮮

0

巫

俗

(四)

禁

轉載

唱

空

世宗十八年庚辰夏四月丁丑に、三公黃喜,崔潤德、盧閈寺を召され、御前會議があつた。其の一に、「今司憲(鄒)

府より引致審査中の妖巫七人は、鬼神を使つて空中に唱へしむれば、人の語りに似て人をして眩惑に導くから

成宗二年辛卯五月己酉に、大司憲韓致享等は上跣し「巫覡の行爲に空唱を以て癡を示さる者あるとは實に驚怨

くべき程の妖誕だ」と云つた。(<u>漿</u>)

當然絞罪に處すべきものだ」云々。(質)

(288) 一四七一年

成宗三年壬辰春正月庚子に、司憲府は啓し「淫祀を禁ずる條令の一、空唱の巫覡は甚だしく人を惑はしむる

から、其の信從する者は罰ずべきだ」と云つたが、九年戊戌春正月庚寅に、司憲府へ敎へられ「空唱の巫覡を 信從する者は、旣に命じて禁斷せしめたが、有司は勵行を緩めてゐる樣だから、今後は嚴禁すべし」(錄)

惑はしめ、都中の士女は爭つてトひ、到る處に募集をなす」と云つたが。傳へるに「其の妖言は如何」と云は 成宗二十一年庚戌八月乙酉に、兵曹判許李克墩は「今番上たる忠清道報恩郡正兵金永山は妖言を以て民衆を(8)

李

能

和

n 克墩は「神は空中にあつて能く經過の事を云ふと稱するから、士女は迷信せぬ者はない」と云つた。(錄)

(2)

世宗二十六年癸亥秋七月丁未に、(第) 托 其の一に巫女等は、 或は古今

絕無の神と稱し,或は當代死亡せる將相の神と稱へ,別に神號を立て,自から己に神托されたと謂ひ,妖言を

以て民衆を惑しむる者は、妖言妖鴨律に依つて處置すべきだ」と云つた。(欸) (3)

掛

鏡

燕山君九年癸亥春二月甲子に、経筵に臨御せられた、持平權憲は啓し「國巫忍非は元より多術なる者で、^(密)

を室の中に掛け、神は其の中にあると云ふが人が見た者はない」と云つた。(燕山君) 李漢星湖噻說に「田舍の巫は萬明神 を 崇奉して人民に疾苦あらば祈禱をする,或は萬明 は 新羅金庾信の母(※)

恐く新羅の習俗であらう。 が、野合して舒玄の處へ往つた者と云つて、崇拜する者は必らず大錢を備へて置くが、鏡は橢圓形に限るとは 李圭景五洲衍文に、金庾信の母は萬明神になつたとて、今の巫女は萬明と稱し祝ひをし、(蜜)

神祠に銅の圓鏡を

掛け、明圖と云つた。

呪

文

燕山君九年二月甲子に、(24) 経筵成らせらるや、持平權憲は 「國巫乭非は呪術に長じ、鍮器を持つて飯佛の器と

云ひ、又能く呪文を以て民衆を惑はしむる」と。(燕山君)

銳

禁の秘密なので其の事由は知り難いが、韓巫を以て祈禳をし、呪文を以て怖厭せしむる,其れに依つて推究せ ば、禁中に必らずや妖恠の事があるのであらう。(蜂) 中宗十年乙亥閏四月乙亥に、弘文舘副提學申鏛は上剳し「曩に卽日移御せられ、事甚だ蒼黃としてゐる.官(※)

筮

をかりて顯達するであらう」と云つた。南氏は「寡婦の子で、焉ぞ弟があらうか」と云つたが、後李家に再嫁 當七歲の時巫家に連れ往き運命を卜つたが、巫は「憂ふる勿れ、此の兒の人相を見るに、後日必らずや弟の力 して子を産んだ、是れ即ち収蕃である。子當は公の力に因つて勳封に恭せられた。(徽語) 太宗朝、李叔蕃と漆原府院君尹子當とは、同母異父であつた。子當の母南氏は少年寡婦とし咸陽に居り、子

米のトひ

なからうか。 するに「元朝の日牕間に於いて米團を投げ、奇數を得れば不利になる」と云はれたが、米團とは粉團の類では 口では呪文を暗誦しながら、指先では米を辨へ、以て吉凶を知ると云ふ。此の風俗の由來は、途の史書を考査 李德懋青莊舘全書,巫女擲米條に、我東の巫女は、白米を盤の中へ盛り上げ,其の米を少許撮み投げ散し、(※)

錄を按するに、詩の栗を握り卜ひするのを引いて、昔は錢を殷く用ひず、詩書にも賃錢の用語がない、卜ひす る者は又栗を用ゐる。漢の初めにもそうであつた。史記月者傳に卜ひをして、不審の點があれば糈を奪ひ、又 李圭景 (急暴) 五洲衍女,米糈卜辨諮說に「今の巫覡の擲米をするは、卽ち楚精の遺俗である、 又顧亭林日知

日に牕間に於いて米を擲ち、奇數を得れば不吉だと(弥敷なら不吉たと云つたらしい)云つて、麗代より傳へられた風 俗だと云つてゐる。 ふが、米の單、雙、縦、横は亦陰陽奇偶の理で、遼及び麗の時代から傳へられたのである。遼史に依れば正朝の <u>繋江(戦居住地) 李夢曦昊榮は、甞つて米巫卜を箸述し「楚糈の遺俗に、米の單、</u> 俗より出でたであらうが、撮米撒米をして吉凶を考究するとは、それが何れの時代から始まつたかは詳でない。 米巫との文句があるが、則ち巫は米を受けて卜ひをするとの事である。今巫覡に米を給して卜筮をするは、 雙、縱、横を以て占をしたと云

古

李四光芝峯類説に「李二相長坤は、ௌ (7)巫

いと云つたし は時期になつても見へないから.或 は 死にはせぬかと疑ひ.巫 を 呼んでトひをしたが、巫は「決して死なな 人に遇つて去つた。或日に家へ往つたが、 影は庭の中にある」と云つた。公は聞き自後は家に歸らなかつた。晩年に至り常に巫は虚妄なる者ではな 天が明るいから入る事能はず、 家の後の竹林に隱れてをつた。 夫人

(8)栲 栳 [2 <

作するに、竹を編んで形は箕の如くにし、節樂を持つて踊つたのだが、女眞は北關と接近してゐたから、其の 女真の風俗より出でたのである。 李圭景王洲衍文に「今の女巫は神を祈るに、箸を以て栲栳前に雖き、(※) 清乾隆朝編體器闘に、 宴饗の時樂節を舞ふと云ひ、 其の節に依つて唱曲をするが、 **準朝にも殿庭用の節を制**

燕山君時代に弘文館校理で亡命となり、常に隔日一度は家に來て其の夫

習俗が傳へられたのであらう」。

煞

法

(9)

右の足皆鉗ぢて相向ひ、當らねば左右の足は皆外へ向ひ針ぢない」とは、一つの鷲異と云ふべきか。 則ち接煞説は是れだ」と云つた。朝鮮では俗稱返魂である。一體接煞は其の意義不明たが、儲泳袪疑說に「人 が若し某日に死ぬるは、則ち某日の煞氣を受くるのだ」と。陰陽術家に「雌煞雄煞の 當る 當らぬとの說があ 李圭景五洲衍文に依れば「火堅志に耄城二郎が死し歛襲をした後、 低を以て掩ふて死人の歸向を試みんとて、早朝に行はれたが、二鴉の足跡が明かに灰上に印されたので、 雌煞に當れば、死者の右足鉗ちて左に向ひ、雄煞に當れば死者の左足鉗ちて右に向ひ、 家人 は 俚俗法 を 用ひ焚所の前で灰を筛 雌雄煞に當れば左

蹈

(10)

盆は壊れない、或は邪鬼に依つての行はれであらうか)或は鬼神に依つて其の術法を誇るのであらう。 双を水盆へ立て刄の上で軽輝をしても足は切れず、水)或は鬼神に依つて其の小に見踏をすると) 脣に水盆を附けるとか、 利乃を水盆に立て、 其の上に 足踏をする とは(妖巫行術するに水盆を擧げに小巫は大巫を見れ) 脣に水盆を附けるとか、 利乃を水盆に立て、 其の上に 足踏をする とは(妖巫行術するに水盆を擧げ 五洲衍文に「巫は賤技と雖ども、 古今を以て其の優劣を論ずれば、荆楚吳越の巫は大巫である、

(11)

神 術 法

云つて淫祀をする、人の財力を費さしめるは、其の幾何か知らないが、 天倪錄に「宋象仁は性質本より剛正にして平生に巫覡を憎み、 彼等は鬼神を假托して民衆を欺懣し、鵞祝と 質は皆虚妄である。 如何にすれば、 此

82 (251) ---

來臨を請ふたが少許あつて、巫は吾來り吾來りと云ひ、公に向つて先が幽明に別れた悲みを語り、 で神を呼びたいが、指定の神でなければ除らないと云つた。公は古い着物一枚を給はつた。巫は庭の中へ座席 真假を試験し見てから處決しても宜いと思つて、命じて酒筺を給與した。巫は又請ひ公の一枚の着物を拜受し 呼寄せて上げるが、敷器の饌と一蛮の酒が要ると云つた。公は死刑は重大なる事だから一應其の言に從はう, 吾に死友があつた、卽ち京中某官某氏である、汝は能く此神を招致し得るか。其れは難しくない、公の爲めに でも宜いと云つた。公は汝能く鬼神を使へるか、然り、公の親友の中で近頃死なれた者なら尚ほ宜しい、公は と云つた。公は如何にして真巫と云ふべきかと云ふと、巫は願はくは今訳して若し虚言だつたら死に處せられ 假とがある、假巫なら誅滅しても宜いが、呉巫は排斥すべきものではない、官の厳禁するとは假巫の事を謂ふ 聞きしたと云つた。汝は死を怖がらないか焉ぞ依然として此の郡内に居殘つてゐるか、巫は拜告し巫にも真と ひ捕へ來り、汝は巫女であるかと問ふと,然りと答へた。又汝は官から發布された命令を聞かなかつたか、 廣漢樓に登つて一人の女人が馬に乘つて缶を轍せて行くのを見たが、確に巫女らしかつたので、直ちに人を使 て一時に他郡へ逃避したのであつた。朱公は吾れの郡には更に一人の巫も呂ないだらうと自慢してゐた。 されたら、直ちに杖殺して一人も許さぬ積りだから。郡内一般の者に知らせよと云つた。巫覡等は聞き皆恐れ の輩を世間から騙除し得ようかと常に云つていたが、南原府使になつては、命令を下され、若し巫覡とし發見 決つして真巫の事ではなからう、小人は真巫であつて、官が殺さない事を知り安心して移住せなかつた 膳の酒肴を備へ、身には給與された着物を着用し、 空に向つて鈴を鳴らし、 多く佐語を使つて神の 仍つて一生

のに、 家へ往つて狀況を見て來報せよと云つて待つてゐた、少許あつて下男は反つて來たが、極寒の時だから先に焚 爲めに往くとの答へであつた。宰相は家にも週年祭及び四季の祭があり,且つ節句とか朔望とかの茶禮がある られるかと云つたが、母は吾は彼の世の人で、此の世にゐた時とは違ふからであると云はれた。宰相は今何處 出でようとしたが、餘り早かつたので、枕に倚つて假寐をした。夢に乘馬をして条內の途に出で、把子橋の前 公は歎じて吾は今始めて巫覡の奸僞でない事が解つたと云ひ、更に其の巫に賞與し、禁巫の令を取消された」。 悲痛に堪へず、嗚呼吾が友の精魂が果して來たかと云つて、命じて美酒佳肴を進め、款待して別れて往つた。 途に登つて共に政事に亦定した狀況,並に心肝相照らし膠漆相離れざるの情態を歴々と開陳したが,毫も違ふ 涯の間の交情を叙説したが、竹馬遊戯時代の事から始まつて、同牕時代の事、文官試験場へ赴きし事,及び官 と去つた。宰相は鰲き目を醒ましたが、記憶は明かであつたから、直ちに一人の下男に命じて、早速龍山の奴 人が神祀を厚くするから、若し神祀でなければ、魂靈は一飽を得る途がないと云つて、惚忙と別れをして飄然 に至り、 へ往かれるかと問ふと、母は龍山江の上に吾の奴隷の家があるが、今神祀を設けられたので,其れを享けんが 叉天倪錄に依れば、 母親はどうして奴家の神配を享けんとするか、母は祭祀はあると雖ども,神道を重要視せない、獨り巫 其の母親が獨り徒歩して來るのを見て、宰相は驚き馬から下り、母親は何故轎に乘らないで徒歩で來 殊に此の友人たけ知つて、他人は全く知らない事迄云ひ出されたので、公は之を聞き覺へず流涕して 「昔に | 人の名宰相があつたが,承旨の時代,早朝宮闕へ趣かんとし衣冠を整へ,將に

所へ入つて火に當つてゐた。傍に居合せた者は、酒の御馳走になつたかと聞くと、下男は其の家で大に神祀を

の事に疑ひ無きを確め、巫母を呼入れ盛大に神祀を設け、 宰相は室の中で此の話を聞くや、豊へず大聲で哭き出され、핓に下男からの詳細の報告を聞き、意々自分の母 張り、 行はしめた」と云はれたが、是れ乃ち徎有源の事だと傳へられる。 れた者だと云はれ、大盃の酒と一器の饌とを賜はつた。且つ來る時吾子と把子橋の前で出遇つたと云はれた。 巫の云ふには我主家の老夫人神は自己に降られたとて、吾の來た事を聞くや是れは以前より吾家は使は 以て其の母親を饗應せしめ、仍つて四季毎に神祀を

うと云ふので、敬命も其の家へ這入つたが、巫は我郡守様が來臨されたと云つて,上座へ迎へ御馳走をした。 ので、淳昌郡に入ると、路傍の民家で皷の音がする、使者は此の家へ諡入つて暫く休憩し、酒食を求めて行か かつたから、歛襲を一時遠慮してゐると、忽ち夢の樣に醒めて云ふには、 そこで使者と共に醉ふて歸つたと云つた。直ぐに人を使つて路傍の家を見させたが、神祀は未だ止めないし、 ひ官府に至ると,使者は内に入つて告げた,官の人は呼ばれた者は此の人ではないといつて直ぐに放還された 柳夢寅の於于野談に依れば「高敬命が淳昌郡守になつて、傳染病に罹つて死んだが、體溫が少しも冷却せな(密) 余は或使者に呼ばれて、

楊を亡魂に下す

且つ巫に問ふて見ると、全く其の通りの話であつた。

以て魏を招き亡魏の語りを異似して、愚俗を誘引し財を費さしむるは、國法に依つて禁ずべきであるのに、 て歛襲の後巫に就き裼を下すが、其の遺醴は恐らく聖人の敎へではなからう。余は宜く見たが、村巫は歌舞を 李漢星湖鏖説に「昔、 官司の巫は、凡そ喪事の時巫降の禮を掌る。註に降は下すので巫の下神の禮に 死し 焉

路案内に從

らずや中凸形の大鏡を掛く。又王神とは肖鎔王を指すので、王は最も皴異なる神であるからであらう神に事ふ ぞ反つて經訓として著はすか。又見るに國の風俗は鬼神を好み。萬明に事ふるが、則ち金庾信の母であつて必 る者は必らず髑髏衣を着用すするが、髑髏とは今の武士の服で、鏡と衣とは其の當時の制度であつて、今に傳

に告げて殃咎を加へんとするのである。 鸛傳に 「厥の心怨み、 厥の口訊ふ」 と云ひ、 詩傳に「此の三物を出 加へて事を神に誇ふを詛と云ひ、言を以て神に告ぐるを祝と謂ふ」と云つた。蓋し人を怨むこと甚しいので、神 中に亦た巫蠱の事變が多かつたが、何時も黨爭の具に利用されてゐた。又闆巷民衆にも常に訊呪の事があつて 元公主に密告し、大官金方慶は冤屈の刑を受けたが、事實無きを以て終に辨明された。李朝列王の朝にも、宮 し以て爾を謂ふ」と云つてゐる。濟景公は病氣に罹り容易に癒らないから、 しむるのを蠱と云つた。漢武帝の時代宮中に巫蠱の事變があつた。又高蹤忠烈王の時代に人は巫蠱の事を以て 釋義に見へてゐるが、女は能く無形に事へ、舞を以て降神をするのを巫と云ひ、左道を以て政を闟し人を惑は 大概は女巫階級のなされた事となつてゐた。張維谿谷謾策に「詛咒のことその來歷久遠なり、唐孔氏は殃谷を へられたのであらう。 巫蠱訊呪の事を朝鮮語では方子 (Pang Cha)と云ふが、釋義に訊咒とは即ち巫蠱であつた。巫蠱とは漢書の 晏子は人民は病に苦み、夫婦は皆詛つて善祝と雖とも貴億兆人の詛を勝つかと云つた。漢の武帝の宮中に 四 巫 盤(缸 咒 景公は巫祝の固史囂を誅せんとした

(303) 一五三二年

(30) 一五二七年

に教へたら自己には襲験かないと云つて終に云はなかつた。 依つて解けば反つて犯人に當らしむると云はれたので、余は其の法例を質したかつたが、 或は當るか、當らない事も多い。余は背つて華人朱佐に逢ふて支那にもこう云ふ事が多いと聞いたが、法理に つて往々死に至らしむる事もあり、或は他人に病毒が傳染せしめ事發覺して死に連坐する者も相繼ぐのであつ 妾の間に略怨恨があれば、鳥獸及び胔骨、偶人等を用ひ、法例に依り埒、屋、竈、 呪の術として小説に見へたるもの,一々あげられないほどである。我東にも此の風俗は盛に行はれて民家の妻 唐の呂用之は銅人を作り、 は既に巫蠱の事變があり、 巫覡の韶呪を退治するとは、人家に這入つて先づ凶物のある處を卜知して發掘する、又其の犯人を云ふて 其胷に釘を打ち、高騑の姓名を背いて埋めたと云ふ。其の外民間に於ける厭勝、 宋の元凶邵は嚴巫道育と共に巫蠱をなし、玉を以て朱王の像を拵へ宮中に埋めた。 突に埋葬し、人をして病に罹 彼れは此の法を他人 禁

中宗時代宮中の巫蠱(灼鼠の獄)

洪礪の奴僕は多く杖殺されたのである。(嶺縣) で、鼠に似てるから、 を記して掛けた。是の時仁廟は東宮にあらせられ、 人に廢せられ並に尙州の郷里へ謫居したと。初め丁亥二月二十六日に、東宮の亥の方に一匹の燒鼠と木札に字(※) 李肯翊燃藜室記述、 東宮の爲めの詛咒との評判であつた。宮中は朴嬪の所爲と指され、其の侍女及び唐城尉 中宗朝故事記述、朴敬嬪福城君の獄條に「庚寅に敬嬪朴氏は其の子福城君嵋と共に、 亥の年に住れて二月二十日は誕生日であつた。亥に卽ち猪 庶

仁廟は至誠の孝子であつたが、文定王后は少しも愛護せなかつた。 壬辰に東宮の近處に燒鼠の訊咒があり、(38)

且つ偶像を作り、木牌に不道なる言を現はしたから、嫌疑者を引致審問したが、嬪の所爲と判明し、 された。左議政沈貞は朴嬪との聯絡があるとて死刑に處せられたのである。 福城岩嵋は死刑に處せられ、兩翁主は庶人に降下された。唐城尉洪礪は杖殺され、 雑兆 記閣 光川尉金仁慶は外方へ竄逐 朴嬪及び

2 光海君時代宮中の巫蠱

光海君五年癸丑六月癸卯に、宮禁訓咒に由り、水連介は訴狀を捧げたが、彼れは七十になる老齡の國巫で、《劉)

る筈がない」と云つた。 甞つて臣が褚陵を咀呪したと疑ひ、官に引致されたが、事質無根の故を以て放たれたので、宮禁咀呪の事は知 巫女に引かれ、國巫金悌男の家に出入をする者であつた。其の訴へに「三年間懿仁の喪に服した。朴東亮は、

だ何等の得る處がない。 を引致したが、誰の所爲であるかは其の發見に苦む。淡城判尹朴公亮、活人署提調南瑾の照愈に依つても、未 た。○七日癸亥に敎へを以て巫女を審問して狀啓せよと云はれたので、推嗣廳は啓し「久しき以前から巫女等 續け、巫女六七人と一緒に咀呪を行ひ、獄にある十一人も亦某坊、某里の巫女で皆髙成の家に往來したと云つ 磯である。) は十一歳に當然王にならせらるべしと、其の後再三往來して大君の運命を稱揚した。天真は又語り弟永昌大君) は十一歳に當然王にならせらるべしと、其の後再三往來して大君の運命を稱揚した。天真は又語り 壬子に鞠天真(あるが父子阿名である)は刑に處せられた。乳母は白狀し「高成は乳母の家を假托して、大君(君の壬子に鞠天真(高成は幾父天真の女で)は刑に處せられた。乳母は白狀し「高成は乳母の家を假托して、大君(光海 一體今般の咀呪事件は、高成が黄金李非を云ひ出されたので、皆の巫女を逮捕するに

(3) 仁祖時代宮中の巫蠱

至つたと」云々(光海君)

吉の家へ遊はし「吾の病氣は漸次沉重に陥り、其の疑はしき點は旣に暴露されたから、 て裁決せん、卿宜しく諒解せよと云はれたが、蓋し王は貞明公主を疑つたのであつた 燃黎室記述、仁祖朝故事本末に「王は病に罹られ、宮中に巫蠱の事變があつた。王は一人の外戚重臣を崔鳴(※) 鳴音は「先王の子女は 止を得ず將に外庭へ出 且つ巫蠱の事は古よ

のみならず後日地下に於いて先王を見る而目がない」と云つたのである。 累し、公主をして心を傷しめ、天命を終へすして死に至らしめば、今日の首相たる者は責任を負はねばならぬ を思ひ出せば、 **ゐる。宣祖大王の子女は多かつたが、公主及び大君が大抵は老産で、成長に至らずして卒去せられ、襲時の專** 憤激する處であるが、臣の意の中には終に忌器の嫌がないと云はれないので、 を解釋するに苦しむ」と云はれた、鳴吉は龍灣に至り上剳し「今の宮中咀呪の事件は、國家の臣民として共に 臣があつて口では大言を云ふが、內心は正直でなく、獄事を等閒に附して終に闡問に慕せんとするは、其の意 怒られ、特命を以て瀋陽を旅行せしめ、又玉堂より女巫を出獄せしめたいと請願したが、王は批し「一人の相 り曖昧して分明せぬ」と云つた。 只公主があるのみで、今若し獄郭を起せば最初反亂平定後御即位の大意は何處にあるか、 數日の後王は其の事件を以て、公主の家の婢女を逮捕せんとせられたが、鳴吉は賓廳へ入り「別宮へ移御さ 宮人輩を瞬間すべきを誇ふた」が、王は厳命を以て允許されなかつた。鳴吉は屢々請ふたが、王は大いに 患痛に堪へないのである。今は只公主一人のみあるのに、若し判明せざる事を以て、 (湿川行駅道) **共の善後策に付き甚だ困却して**

時の永安宮の人は拷問の爲め死に至つた者多數であつて、禍の及ぶ處は豫測がつかぬ程になつた。

李植は無

-- 89 (244) --

事に解決する事を力說してゐたが、偶に或人が勵威の家から來て「永安尉宮の人は秘密に凶穢物を竹の筒に入 策略をするとせば、先づ吾を攻むべし」と云つた。(羅集) れて宮中に持つて往つた」と云つた。李は大いに怒り「吾の目の前では永安を殺害すべからず、若しそう云ふ

孝宗時代宮中の巫蠱

密がに死人の頭骨、 束をした。それからは巫は常に後門より内密に出入をして種々なる方術を敎へられ、昭媛は親任の僕隷をして されたので、婢等は妖巫鸚鵡を勸誘して、昭媛の母女に面育せしめたが昭媛は盃を舉げ祝願して互に堅きの約 ら、快よく承諾するかと云はれたので、婢等は命賭けて服從すべきを約したが、耳語で勞せずして成功するに て成就せば、只我の大福になる計りでなく、汝輩も並に安樂を享け、且つ汝の族為に迄賞功が及ぶだ らう か の國王父子を殺害して、洛城尉金世龍を王に推蹤する計盘だが、汝等の助力を借らねば仕事が出來ぬ。幸にし の口述に依れば「或日昭媛は、本人の外班婢、加督、春徳胥等を招致し、酒食の御馳走をしながら、内密に現 逆狀は確なる證據が立つたから、昭媛は別な處へ監禁し、其の他內外の凶黨は引致審問すべし、又趙氏の侍婢 婢兼先の白狀に據れば、昭媛趙氏は、女僕及び僧尼と結托して王所を咒ひ、且つ王躬に害毒を及ばさんとした 孝宗三年壬辰三月乙亥に、逆賊の討伐は終つたので、議政府は顛末背で添へて啓上し「臣等は、趙昭媛の侍(w) 棺の木片を取つて綿に尸汁をつけ、又は枯骨及び鷄、狗、猫、鼠等を干し、咀呪祈禱に使用する物は一切 咀呪が一番便宜だから、汝は女巫の中此術に精通せる者を深く結托すべしと云ひ、仍つて白金錦織を給與 手足、繭牙、爪、髪、落雷の木、墓上の樹等を求め、久は人をして墓を發堀して死肉を切

(308) : 七〇:

と云つた。(数) なる行為は、一々記されない程であつた。女巫鸚鵡、老尼彗明、僧侶法幸、普祥、慈運等を厳罰に處すべきだ」 尼をして寺を立てしめ佛を造り、自己の爲めには福を祈り、國王には禍を加へん罪を祈願するので、其の凶惡 鳩聚して常に德香をして箱に密封し王所へ持入り、暗夜に王大妃及び國王の室、又は通行の路へ逼く埋め、且 **〜歯牙を以て其女孝明翁主の裙帶に結び付け、或は骨屑を其の粧奩に藏し、又は王の房閣に撒き散し、且つ僧**

粛宗時代宮中の咀呪

(5)

せんとした形跡が圏然と現はれた。處が先日内殿より審問する時には、或は仁敬王后の爲めたと假稱し、又は れたが、丑生等は、王妃を仇讎の如く嫉視して、秘密に神堂を設け、人の目を避けて祈禱を爲し、國母を殺害 世子痘瘡の爲めに耐つたと虚僞を口述するなど骀憤に堪へぬ處であつた。 雪香の云ふには、「世子が痘瘡に罹られた時、常に神飯(顔を與て)を設けたが、時に撒き仕舞へないので時々遺 **粛宗二十七年辛巳九月己酉に、勅令を下され、內司の囚人丑生、雲香、時英、淑英、** (※) 明日仁政門の外で親しく願問すべきを云はれたが、丑生は許宮女であつた。庚寅に仁政門へ親臨謝問せら(第) 鐵英等を並に引出さし

り知る處ではない、蓋し仁敬王后は痘殖に罹つて斃去されたか、世子の痘殖は順調になつたので、益々天祐を 時英は答辯するに「自分は本は大殿の宮人たつたが、後世子宮に移風されたので、 内神堂設備の事は、固よ

つたと。又世子が眼疾に罹らるゝや、黑床 を 兩邊に設け、手 を 舉げて祈祝したが、少し癒るのを俟て停止し

たと

— 91 (242) —

洞の近處禧嬪の本宮へ移轉した事などを一々云はれた、と。 られて、一度往つて酒果を設け醴拜して歸つた。其の後一烈は自分を見て、神堂排設の事及び巫女死去の事龍(ヨ) 願ふ積りて、此の禱祝を設けたが、床卓等は禧嬪の (前缀は嬰氏である) 侍女一烈が負擔したのである。禧嬪は云 巫女は常に世子の厄運が多いと云ふから祈ると、併し自分は最初から神堂に往かなかつたが、禧嬪に勧め

o 英宗時代宮中の巫蠱

災が巷しいので、上下臣民は憂慮してゐる。妖巫獨甲房は能く埋凶の術をすると云つて闕内に出入し、直ちに 東宮を犯したのは、思ふに趙嬪に嫁禍する積りではないか」と云つた。(欸) で兩班と云ふ。乙卯に王は親しく趙徽等を拙章門の外で朔問せられたが、罪人李敬中が云ふのに、「先日以來天 英宗二十一年乙丑、正月甲寅に、右議政趙顯命は「巫女獨甲房なる者は中部洞に居住するが、其の夫は柳姓(ヨ)

五 巫祝の辭及び儀式

(1) 於羅瑕萬壽

の巫覡が王及び后の遐齡を祝ふに「於羅瑕萬恭」於陸何萬壽」と唱へたものと想像される。即ち我王萬巖、我 う。百濟の方言に、王を於羅瑕「M蚪 杏J(Orah)) と云ひ、后を於陸何「M早 杏J(Orah)) と云つたから、當時 后萬歳の意義である。李朝光海君時代、女人柳夢寅著した於于野談に「今の巫覡が必らす我王萬蒜」と呼ばれ 巫歌の始りに於羅瑕萬裔「������(Orahmansu)と云ふが、恐くは百濟時代の風俗が傳へられたのであら

るが、それは遼瀋に移植された高麗の遺民が、其の舊王を祝ふ事から出でたのであつた。蓋し我王と於羅瑕と

は其の意義が同じてあるが、弦に原文を引いて證明する。

るのあつて、支那人は爺々と呼ぶが爺々とは父である。朝鮮の人は阿媽と呼ぶが阿媽とは母の事で、母を先(ヨロ) 先に朝鮮語を教へる、且つ配神をするに我王萬蒜を祝するは、蓋し本を忘れない爲めであらう」と。 時の從者數百人は皆瀋陽に居住して歸るを得ず、今の瀋陽の東寧衞がそれである。其の風俗に子が生れたら 東寧衞より出でたのである。魔朝時代に忠宜王が支那へ旅行して遠られず、仍つて瀋王に封せられたが、當 にして父を後にするのは、支那と正反對になつてゐる。今の巫覡が我王萬蒜と呼ばれるが、そは支那遼東の 於于野談に「凡そ人間の言語は心に由つて發する。古より疾病悲痛に罹れば必らず父母を呼ぶは情より出づ

(2) 江南朝鮮

夷と境界が接近したので、朝鮮の巫俗は恐く出尤氏より韓化されたのであらう。 遺族が多かつたが、其の風俗が巫祝を尙び鬼神を好み、又九黎の王蚩尤氏は涿鹿(☆タル)に都をしたが、 星媽々」と云ふので、巫言ではありながら、又史的研究の價値がある。蓋し支那の江南地方には、 巫祝の歌に江南朝鮮の詞がある。蓋し巫の歌に多く江南を用ふるが、 例へば痘瘡の神を呼ぶに「江南戸口別 古の藜苗の

日出世界、月出世界、四海世界

(3)

巫祝の歌に「日出世界と、月出世界と、四海世界とが、又朝鮮の漢陽は無學懶翁が地を卜して定めて五部を置 宗廟及び社稷を立つ、宮闕を設け官署を設立した」云々としてあるが、 蓋し李朝の太祖が都を建つる時

古俗が、巫歌に轉用されたのであらう。 王師無學(4超)が地を卜し称を淡陽に奠めて部署を整へ、四海一家の如く日月明朗、卽ち太平の氣像を現はし たので、巫女が歌祝に用ひられたのであつた。日出世界、月出世界とは、或は新羅時代に日月の神を崇拜した

4) **5**

教であつて、考古學者の研究上重視されるのである。 **휥神宅と云ふが、或は此の故ではなからうか。萬神の稱が巫祝に傳へられたので、朝鮮の巫俗は卽ち原始的宗** 祭すれば、朝鮮墳若 (境を設けて天神を祭った) は、或は紫府先生の系統であるかも知れない。世の人は皆朝鮮を仙 神仙とは、即ち人間として善く神に事ふる者である」との類である。青丘は即ち朝鮮であるが、是れに由つて 民俗の古代神事の記錄であつて、所謂紫府先生とは、即ち神祗祭主の巫である。例へは李躐星湖像說に「所謂 得たが、名を萬神と云ふ」としてある。此は漠然たる仙家の說で、十分信じられないが、恐らくは萬神とは東夷 であつた。抱朴子 (@名) に依れば「黄帝東の背丘に到り風山に過ぎ、紫府先生に遇ひ、三皇内文の刻んだのを

巫歌の中に「萬神」の詞がある。蓋し朝鮮の風俗に巫を萬神と呼ぶが、萬神の稱は、其の由來久しかつたの

[**5**]

神

ある。 の系統が巫祝に傳へられたが、巫祝は原始的風俗を保有するばかりで、少しも變化がなかつたから、却つて現 巫祝の歌に,三神帝釋との詞があるが、三神とは三聖の事で、卽ち啦若の三世桓因(帝釋とじこ)桓雄、王儉で 黄海道九月山三龜詞が即ちそれである。蓋し三聖とは古朝鮮神權時代の王で、天神の祭主であつた。其(33)

第一秦廣大王、

第二初江大王、第三宋帝大王、第四五官大王、第五阴羅大王、第六變成大王、第七泰山大王

第八平等大王、

代の社會に低級視されるのである。

ある。按するに、 蓋し後世に附加へたのであらう。大王の稱號は梵音集(胡蝉5刹ハ佛平の機式に) に見へたが、即 ち 左 の 如くであ 巫祝の歌に、 十王世界との語があつて、又神位に十王の位を設けられたが、 **佛經に『閻摩羅天子が冥界を主宰する』との説があるが、今九王を加へて十大王と云ふのは** 王 即ち道教或は佛教化されたので

朝に國師堂の神祀があつたが、その神を國師大王を稱へたのは、東國李相國集(商衆居士李)に見へてある。 まつたもので、宋帝を何故大王と稱するかとの事に就ては、盜し淫祀の神を多く大王と稱する、例へば松郡王 て、冥府の大王になつたのと思つて云ふたのではなからうか。冥府の十大王の稱は、恐く趙、 からうか。其の朱帝大王とは朱の徽宗皇帝が道教を好み、自から道君皇帝と稱へたから.或は此の帝が死なれ 王とは、幾分かの據る處があるが、其の他の八大王は其の本源が詳かでない、恐くは道家が作つた稱號ではな 主として人の魂を招致する。又東方は萬物の始りであるから、人の壽命を知る」と云つてある。然らば太山大 後漢書に依れば、「支那人の死者の魂は神岱山(薬山である。)に歸ると云つて、註解に太山は天帝孫であつて、 第九都市大王、第十轉輪大王。 宋の時代より始

ば朱帝大王とは、即ち一國師大王の類にてあらう。

補處大勢至菩薩であつて、 巫の歌扇 (作ク骨がある) に三佛を盐かれたが、蓋し此の三像は恐く極寒世界阿彌陁佛、 (7)

た補處觀世香菩薩

右

巫は時々佛を呼ばれ、以て祈祝をするは、乃ち神佛が混合された證據である。

萬明とは新羅金庾信の母の神號である。嘯雲居士李圭景五洲行文に「輿地勝覽、軍威縣の西岳に、

信の神祠があるが、其の母の萬明も配られてゐる。

今の巫女は萬明と呼んで祭つてゐるが、その祀る所に必ら

新羅金庾

ず銅の鏡を掛け、名を明圖と云つてある」とある。

七 金

現時の巫女は七つの金鈴を持つて、

喃々と語るが、朝鮮の古代を按考するに、馬韓時代鬼神に事ふるには、蘇塗に木を立つ鈴を掛くる法があり、 歌ひ且つ搖らし、叉鵲扇を持つて卷いたり、伸ばしたりし、儺々と舞ひ

扶餘時代天を祭るに鈴と皷との儀式があつたのである。蓋し巫の鈴を用ふるは、日本の神宮や粛洲の薩滿も皆

(10)

同様である。

嬢は神衆位、下坂は人鬼位である) 巫祝の初境を「礼礼」(Sin Kil)(即路)、或は「지上刊」(Chin Nuk Wi)(鬼) と云を散けるが、上坂は佛蓉厳位、中) 巫祝の初境を「礼礼」(Sin Kil)(即ち神)、或は「지上刊」(Chin Nuk Wi)(指路)と云 巫が神祀を行ふに、初二三墳の祝式があるは、丁度佛事の時上中下三墳の儀式を行ふと同じである (佛事をす) 即ち佛事をする時、引路王菩薩が、極樂世界を指示するとの事で、巫は十王の路を指示するものだと云

96(237)—

云ひ、法門所ಣを法供発と云ふ。) 巫の説に「付왕州」(Sun Wang)とは、即ち偕家の現王祭で、現王經に依つて種類あるが物品を供ふるを財供養と)。 巫の説に「付왕州」(Sun Wang)とは、即ち偕家の現王祭で、現王經に依つて 祭(佛事を行ぶ)或は百日祭を行ひ、「中陰身」即ち幽冥の身をして極樂に歸らしむるので」ある。 然らば巫は僧の祭(七日の辞に)或は百日祭を行ひ、「中陰身」即ち幽冥の身をして極樂に歸らしむるので」ある。 然 巫祝の三墳は法食を受くると云ふが、法食とは佛事の事で、即ち佛家の儀式を模倣したのであつた。 (絵家の供 佛事に倣ひ「私日乳州日」(Chin Nuk Wi Sia Nam) 行ふは、矢張り亡靈の冥福を神に耐求するのである。 た。佛家では「人が死ねば初めは其の靈魂が「中陰身」になつて空界に飄流して歸着の處を知らずとて、七々 云ひ、鰀魂を「��」(Nuk) と云ふてゐる。巫祝の二墳を「Mb」(Sai Nam)と云ふが、即ち「散陰」の訛であつ き神配を行ふを「私早なハ仏」(Ohin Pu Chung Ka sim) と云ふて、即ち死亡の不淨を洗滌するとの意義と つてゐる。「전写引」(Chin Nuk Wi)は亡糳の位の意義で、俗に死亡を「전」(Chin) (例へば喪家が巫女を招 **L競の冥福を祈る式である。**

(11) 降

抻

したからとて、仍つて名称を付けたのであつた(縦樂誌に見くてゐる)。 現に貴家の見竜を徒領と稱するは、新羅の て徒領「도号」(To Ryong) と云つたのである。蓋し徒領とは新羅時代に花郎が徒衆を敷百或は數干人を領率 僧家で供養をする時、僧侶は法文を誦しで佛菩薩が道場へ降臨する事を請ふのであるが、 遺語である。今俗に老總角を Kang Nim to Ryong と云ふのは巫語より出たのである。 巫祝の詞に「な出上号」(KangNim To Ryang)と云ふ語があるが、 此の用語も僧家より出でたのであつた。 巫祝は道場を訛稱し

魚鼻大王と辞里公主

と云つたので、痘疫の神は處容を見て直ぐに退去したからとて鉢里公主(メヒックサン)と云ふたのである。今處容の が、形は餘り恠異で恐しいから、魚鼻と稱したのである。 ではあるが、必らす據り處があらうと思ひ、或る老嫗に問ふて見ると、巫の所謂鉢里公主とは、乃ち其の夫婿 處容大監の事だと云はれ、 大いに悟つたのであつた。 所謂魚鼻大王とは、 鉢里公主と名付けた」 (5*鉢里公主と云つたと、遊し鉢里とは歌つるの意義である) 云々。 魚鼻 大王鉢里公主 とは 俚俗の語鉢里公主と名付けた」 (女を係り多く確んだから、王は怒り命じて西海に投じたか) 云々。 魚鼻 大王鉢里公主 とは 俚俗の語 師に依頼して米を擲ちトひをしたが (玉登に米を投げ一、二、三の等があ)• 聖訓語法 (数の)「含 引 智 智](Snng Sin Mal Pup) に「王后 (珊瑚宮魚桑大王は三國を統治され)は、結婚の後、ト(潔) 處容の記事は新羅統一の後憲康王時代であつた。 新羅の人は門口に處容の形を張り付けて邪鬼 を 庁 け た 海龍の

居所は

珊瑚を

以て

宮闕をなしたから、 續けて七人の女を産み、第七人目の女は 三國遺事 に見へてゐる處容郎の事 珊瑚宮

は公の妻を慕ひ今犯したが、公が怒らずを見て大いに甌じた。今後は公の祢像を見て決つして其の門に入ら うとした。其の妻は甚だ美かつたので、痘疫神が戀蓀して暗夜無人の時を機として竊かに宿泊したが、 子は、王に隨ひ京師へ入り、王政を輔佐して名を處容と云つた。王は美女を以て妻となし、其の意を留めよ 遊んで歸らんとする時、 〔三國遺事〕「處容郎」第四十九憲康大王の時代は、 が外より家へ入り、二人が寢てゐるのを見て歌つたり踊つたりして退去した。疫神は處容の前に跪坐して吾 もなかつた。笙歌は道路に絶へず、四季の風雨はよく調和されて年事豐富であつた。大王は開雲浦(奪州)に 東海の龍は七人の子を率ゐて車駕の前に現はれ、 京師より四海の内に至る迄、家屋が櫛比して草屋は一軒 舞樂を獻奏したが、其の中一人の

記事を原文に對照すれば

ぬ積りだ」と云つたので、國の人は皆戸口に處容の形を張り付け、 邪鬼を排除したと。

是れに依つて見れば、處容は卽ち魚鼻大王で珊瑚宮は海龍の居所である、又處容の妻は鉢里公主であつたの

である、

出でたのであつた。 を救つたとは、亦三國史記金春秋傳に所謂東海龍女が心臟病に罹つて、兎の肝を得て病を直さんとした說から 云つてゐるが、東海龍が七子を率いて王駕の前に現はれ、舞樂を湊した事と相應じてゐた。龍珠を以て父の病 甕神語法に、又「鉢里公主は無上仙に嫁り、七人の子を帶同し競樂を持來り、死去の父を甦生せしめた」と ト師又は博士は皆古の巫師であつた。俗に男巫を「��宀」(Pak Soo)と云ふが、卽ち卜師或は博士の訛傳であ 新羅に天文博士と云ふ稱があつたが、恐くは師巫の稱であらう。 また粛語で薩粛を Paksuと云つてゐる。

聖神語法に依れば、巫が亡蠓の冥福を祈祝する時、終結の詞に

自から組織的教理があつて、自教を發展せしむる計りでなく、進んでは他を同化する能力があるか ら で あ つ るにあつた。其の譯合は亦程度問題で,巫祝は尚ほ原始狀態であつて,幼穉を発れないが,佛教に至つては, 云々とあるが、此の巫書を見ても、其の耐祝の目的は神鬼と妥協するにあつて、信仰の對象は佛陀に歸依す 十方願佛法相圓融、四十八願清渡衆生,唯願往生極樂世界上々九品蓮花之臺,南無阿彌陀佛s 佛家の屍陁林儀式に、新羅の義相大師の法性戒を誦するが、巫もそれを用ひられてゐる。 又佛家結道場儀

文に「一灑東方結道場」云々の語句があるが、巫祝にも使つてゐて.其の類例は一々枚舉するに遑がない。

蓋し僧の焚修(殿に焚修の僧があるとは足れである)と、巫の祈祝とは、其の名稱は異なるが實は同じである。 然らば(翌)(四)の「田道神新羅毗建王の射琴匣像に内)と、巫の祈祝とは、其の名稱は異なるが實は同じである。 (※)

(To Kta Ryong)等は、恐く皆新羅の僧師の作品ではなからうか。巫の新祝は又一種の歌曲であるから、其の 現俗に流行してゐる弩肹夫歌所謂鸞の脚「モ早小」(Nol Pu Ka)とか、又は龍宮歌所謂兎の肝「E키ヨヨ」 僧巫の接近、卽ち神佛の混合は、 既に新羅時代からであらう。新羅時代の僧師は宜く郷上の歌を作つたので、

(13) 法 祐 和 尙

曲本は僧の手に由つて作られ、久しき以前から傳へられたのだと思はれる。

侚を呼びながら、坊曲に歴行して巫業をなしたのであつた。それ故世に大巫と云はれる者は、必らずや一度は 産み漸次子孫が殖へるので巫術 (宮処村がある。) を致へて金鈴を揺らし、彩扇を以て뢣ひ、阿彌陀佛及び法祐和 因縁があつたので、遂に水術を用ひ自から媒介したと云つて夫婦になり、家屋を構へ居住したが、八人の女を 或日端坐してゐたが、晴天であつて山澗の水は忽ち漲れて來たから、其の水原を尋ねて天王峯の頂に至り、 が、時に法祐和尚を呼ばれる。世の傳へに依れば「智異山古厳川寺に法祐和尚があつて道行の稱譽が高かつた。 人の長身大力の女子に逢つたが、自分は聰母天王(麗朴金之煎巖寺薫創配に見へてゐる)たが、人間に調降されて君と 巫女蹇神の時一手では金の鈴を搖がし、一手では彩扇を持つて喃々と語りながら且つ踊る。 俳の號を唱ふる

六 巫が行ふ神事の名目

智異山に往つて、聖母天王に祈禱をして神術を授けらる」云々。

ば雨天の日を「子礼せ」(Kuchinal)と云ひ、 巫が行ふ神事を「天」(Kut)と云ふが、蓋し朝鮮の風俗に、凶惡なる事を「天」(Kut)と云ふのであつた。例 爽の事を「犬型皇」(Kuchinil)と云ふ。是れに依つて察すれば巫の

稱を「平日」(Pri)又は「召」(Suk)と云ふが、「平日」は「解く」と云ふ意義で、 行ふ神祀の目的は、凶災を祈禳するにあるから、仍つて「犬」(Kut)と名付けたのであらう。 即ち罪を解き福を求めると云ふ 「子」(Kut)の別の

事である。 其の意義を證明せんが爲め、弦に莊子翼を引いて吹ぎに揭ぐ。

るを言つてゐた」と。)が、罪を解き顧を求め) 人共に大不祥とする處であると。 莊子人間世舘に、 白瀬の牛、 女鼻の豚、 (約の事の如きである。羅尅道が云ふには「古に天子は春に解祀を行ふとは"漢郊祀志に見へた(駐解に、祭祀は楽神の事で"河に往くとは、司馬が云ふのに、人を河の祭に沈めるので、西門 痔病持の人は河に往くべからず、 之れは皆巫祝が知つてゐるの

祀の力に頼み、釋放解脱の道を得るとの事である。「凡」(Snk)の語源は、佛教から出たのであつた, の佛寺に於いて、 | 4 (Suk)は釋の事で、 曉の鐘を打つ、 卽ち釋放解脫を意味するのである。 枕唄を唱ふるを「母」(Suk)と云ふて、 蓋し生命が、 其の意義は、 災苦に縛られてゐるのを、 即ち地獄の衆生は、 蓋し朝鮮 この 此の 椨

願此鏡聲遍法界,鐵園幽暗悉皆明。三途雕苦破刀山、一切衆生成正覺。

南無毘盧教主華藏慈尊.

演費傷之金文、

布琅耐之玉軸、

盛々渾入刹々圓融、

北九萬五千十八子一乘圓教大

鐘と唄を聞き、其の苦惱より釋放されるとの事であつた。今其の文を擧くれば、

左の如くである。

方廣佛華嚴經第一個、 若人欲了知, 三世 一切佛。 應觀法界性、 切唯心造

破地獄兵言、 **<u><u>唯</u>迦羅諦仰娑婆訶**</u>

Ę

極樂世界十種非嚴

地獄途中受苦衆生、 彌陀國土安樂莊嚴、南無阿彌陀佛、 三大士觀寶相莊嚴、南無阿彌陀佛、二十四樂淨土莊嚴、 法藏緊顧修因非嚴、 聞此鏡聲雕苦得樂、餓鬼途中受苦衆生、 南無阿彌陀佛、 實殿如意樓閣非嚴、 四十八願願力莊嚴、 南無阿彌陀佛 南無阿彌陀佛、 南無阿彌陀佛、 開此鐘聲雕苦得樂、畜生途中受苦衆生、開此鐘 三十種益功徳莊嚴 彌陀名號壽光莊嚴、 **我夜長遠時分莊嚴、** 南無阿彌陀佛、 南無阿彌陀佛 南無阿彌陀佛,

阿彌陀佛在何方、著得心頭切糞忘、念到念窺無念處、六門常放紫金光。 **聲雕苦得樂、修羅途中受苦衆生、聞此鐘聲雕苦得樂。**

阿彌陀佛本心微妙真言、呛哆哪陁。

願共法界諸衆牛、同入彌陀大願海、

盐未來際度衆生、自他一時成佛道。

巫家が神祀をする時、或は念佛をする時に、巫が搖らす所の彩扇には、三つの佛像を蟄きてゐるが、是れは **呛阿里多**戰娑婆訶。

ことを、贈明するものである。今巫家の神事の名目を繋ぐれば、左の如くである。 [城主神紀] 俗に城主「굿」(Song Chre Kut)、或は城主「平司」(Song Chu Pri)(潮南では都)と云つて、毎年

巫家の所謂「早时」(Puri)と「母」(Suk)とが、莊子の所謂「解く」と、佛家の所謂「釋」と、同 | の意義である

(2) 蓋し昔より傳來の風俗であつた。(鱗主は或は成遊とも云ふが)

の十月農事が終了した時、戊午の日を撰んで(戊午は俗に馬の日 (mruomanal)と稱す。)此の神祀を行ふが、

【蕃成神紀】 俗に落成「犬」(Nak Song Kut)と云つて、家屋の建築が、竣功した時行ふが、女巫は地理歌

--- 102 (231) ---

を唱へて、地徳を讃美し以て、福を祈祝するのであつた。

變らなかつたのである。 家の所謂帝釋天王の名であつて (城対係に辨説されてゐた) 夫婁帝釋神祀は、古へより巫祝に傳へられて、今まで家の所謂帝釋天王の名であつて (此の混識に就ては難しく) 夫婁帝釋神祀は、古へより巫祝に傳へられて、今まで を亦夫妻帝釋神配とも云ふが、三國遺事に「壇君の子は解夫婁で,又槪君の祖は天帝桓因である。」桓因は佛 じて主穀鰰と爲し毎年農事が終つた時に神配を行ふが、其の儀式は詳しく帝釋條に記されてある。 〔帝釋神祀〕 俗に「叫母子」或は「平司」 (Chei Suk Kutor Puri)と云ふが、朝鮮の風俗に、家々帝釋を牽 帝釋神祀

後代(三國時代)に至つては、道佛の函教に混化されたのであつて、巫覡が行ふ神祀は、多く道、佛函家が 〔七星神祀〕 俗に七星「平町」(Chil Sung Puri)と云ふが、朝鮮の巫風は 上古より獨立して傳來したが、

稱する所の神を楽じたのであつた。卽ち帝釋とは、佛經が云ふ所であつて、七星とは道經の云ふ語である。 〔祖上神祀〕 俗に祖上「天」(Cio Sang Kut) と云ふが、是れは女巫を用ひて、 祖先の神を饗應するので

と云ふから、所謂三神とは、 恐くは高麗以來衝離(家に託す)の遺法であつたらう。 〔三神々祀〕 俗に三神「平可」(Sam Sin Puri)とて、胎の神を三神と云ふてゐる。朝鮮語に胎を「三」(Sam) 胎神の事を云ふのであらう。俗に三神の「三」を數字と湑做すは誤りである。

(6)

〔地神釋〕

是れは土地神を安安する神心である。

(8)(7)横幌がある處には、仙王堂と云つて祭るが、即ち城隍の誤であつて、古袋祠の遺意であらうか。是れは支那 [城隍祭] 此れは城隍堂に於いて、 行ふ神祀である。李圭景華東淫龍辨證散(兎/てゐる)に「朝鮮の八路に

— 103 (230)

建てゝ居るが、山神を祀る神祠である。又都堂祭と云ふのがある。 李圭景五洲衍文に「朝鮮の郷村に虎の恵害 祀るが、通行の人は必らす拜み、又は睡をして去るのである。或は布切れ又は紙繩を掛け、騒髪累々して、 其の積み上げた石上に祠を作るのであつた。是れ或は馬韓の時代、鬼神を祀るに、 の嶺上の關索廟の如きであつて、或は堂宇を立つ以て祀り、或は砂石を疊し、磊磯を叢林古樹の下に成して たのでなからうか。(皷とを垂れた」と、趾に蘇強は浮強に似て、即ち浮悶だが、浮闊は塔である。」たのでなからうか。(演繁路に依れば通典に「馬牌が鬼神を祭るに蘇掖を立つ、大木を立て以て鈴と) 〔堂神々配〕 俗に基神「天」(Tang Sin Kut)と云ふ。各州郡及び、各村落の鎭山(都邑の後方)に多く神堂を 多くて、夜出が能く出來ぬからして、村民等は錢を集めて犠牲を供へ山君 (號。) を、自村の鎭山に祭るが **蘇塗を立つ遺俗から出で**

(9)

(10) の變り目には、期日を撰定(或は三日)し、城隍神祀を行ふが、人民が集會して、晝夜を問はないで酒を飲み、 賭博を打つても、 は是れの轉變であらうか。(昔が同じてある) (駆を招呼するのである)蓋し巫覡が歌舞を以て、饗神するのを安遠と云ふが、今歌曲を俗稱で「打合」と云ふの(巫は歌を以て山川の神)蓋し巫覡が歌舞を以て、饗神するのを安遠と云ふが、今歌曲を俗稱で「打合」と云ふの 木を立て、神位を設け、 〔別神祀〕 俗語に別神(Pyel Sim)と稱するが、朝鮮の古俗に、各地の都會及び市場に於いて、毎年春夏 官が之を禁じない。是れを別神と云ふが、蓋し特別神祀の縮稱であらう。其の儀式は、 쮅 果、酒、食を卓上に供へ、 巫覡を聚めて、 歌舞を爲し、 其の神を安するのである 南孝溫秋江冷話に「蟲東の民俗は、毎年三、四、五月中には日⁽³⁾

を彈き、三日を續けて、酔飽を恣にしてから家に歸り、始めて賢買をするが、若し祭祀をせなかつたら決し

以て山神を祭るが、寓者は馬に載せ、貧者は背負ふて、

以て鬼席に陳設し、笙を吹き窓

巫を迎へ、

— 104 (229) —

大

巫覡は多く参加して紊りに皷を打つので、是れを都堂祭と云ふてゐる。

て人と物の授受せない」云々。按するに是れが即ち別神配である。

(11)一年の災厄を除けるのである。 〔度厄神祀〕 俗稱の「叫맠이犬」(AikMaki Kut)であるが、毎年正月の十五日の前に、 此の神祀を行ふて

巫女

- (12)(13)南より傳來したとて、叉「モリ人Sm Nim)とも云つてゐる。譯義に「見童が天然痘に罹ると、紙で旗を作 を用ひて、災厄を豫蔵するのである。 [媽々神祀] 痘神を俗稱で媽々と云ふが、媽々とは尊稱であつて、即ち娘々の如きである。(※) 〔豫探神祀〕 俗稱の「引む犬」(Yotam Kut)である。男女の間婚約が成立ち国煞の恐れがあるとて、 俗に痘神は江
- (14)日も立つと、始めて疥瘡が落ちるので、其の時女巫を用ひて痘神を送るが、是れを拜送と云つてゐる。 を作りて、馬夫が引けば、巫は馬夫打令(&名)を唱ふる、觀覧する者は錢を擲つて、女巫を貨與するのであ 〔龍神々配〕 俗に「��乜子」(Yong Sin Kut)と云ふて、此の神祀を舟の上に於いて行ふが、又水府釋とが 族面に「江南戸口別星司命族」と書き、門口に挿み、以て痘家を標示するのである。痘を患ひて、十餘
- (15)神を招安して安駿する意味である。又來臨釋があるが (Tairim Sok) 即ち神祀を行ふ時、神祇を招請し,道 【招魏釋】 凡そ大神配を行ふ時には、先づ招魏釋を行ふが、 俗に謂ふ招安釋とは、それであつて、蓋し魂

あつて、此等の神祀をするには、栗て飯を炊き、水に投げて魚族を飼ひ、名を魚布施と云つてゐるが、俗語

に「の早台」(OPu Sim)とは是れである。

場へ來臨して、供養を受けしくむるのである。

中陰身と云ひ、七々癬及び現王癬を設け、速かに極樂へ往く樣に迫薦するのである。蓋し朝鮮の巫俗は、佛 薦する祭りである。人が死した後魂は空界に寄り、悠々として、歸向の處を知らないのを、佛家では其れを 〔指路歸散陰神祀〕』俗稱の「イヒ刊州廿」(Chion Kui Sai Nam)であるが、是れは亡災を、神の冥福を追(宮)

―――(つ事に雑せてあるから、此の神配を行ふので、終には亦た念佛をするのであつた。

-(5 x c)-

- 1 国史記』の本文は本論文「新羅の巫俗」の項で李能和自身が引用している。同様の記事は『三国遺事』巻第一、紀異第一の南解王の項にもみられ 少し舌足らずの表現である。正しくは「次次雄は尊長者のこと、慈雲ともいい、それらは巫を意味する方言である」と記すべきである。この「三 『三国史記』巻第一、新羅本紀第一の南解次次雄の項に、この李能和の付した注の内容が記されている。ただし「方言は巫である」というのは
- (2) 高句麗のこと。
- 3 これは三一運動後の朝鮮民族に向けてぜひとも残さなければならないメッセージだったのだろう。 壇君神話からはじまりその余風が新羅や高句麗、韓、駕洛などの諸国に伝わって残ったと主張した。もちろん明証はない。だが、李能和としては、 李能和は当時、 朝鮮史編纂委員を一五年つとめたあとであり、歴史叙述に必要な厳密さは十分承知していたであろう。にもかかわらず、巫俗は
- は道教儀礼を禁止したため、王朝実録にはこの意味での醮祭の記事はみられない。 たとえば文宗年間(一○四七−一○八二)だけでも、北斗、本命星宿、太一、百神のために国王がみずから醮をおこなった。しかし、朝鮮王朝で 道教の儀礼としての醮は高麗時代には一般的であった。『高麗史』志第一七巻礼五の「雑祀」の項によれば、さまざまな醮が宮中でおこなわれた。
- る) 徐もそのようにみられるといった(李在崑訳)。
- 巫覡の風俗なりといっている(李在崑訳参照)。 宮中では舞をし、家にあっては、楽しく歌を歌うが、これは巫風からきたものだという。疏文では、歌舞をもって神に事えるがゆえに、 歌舞は
- (7) 女はよく形 無きものに事え、舞をもって神を降ろす。これを巫という(李在崑訳参照)。
- 乞い)の類いに似ている。皆舞うことで和気に通暢い神明に達するのであろう (李在崑訳参照)。 巫はその舞をもって神に尽くす。巫とは工の両辺に人の字をもってする。それはその舞を取象したものである。巫者の神に托けるさまは舞雩(雨
- 9 李圭景(一七八八-?)は朝鮮朝後期の実学者。中国と朝鮮の古今の事物を考証して『五洲衍文長箋散稿』を著わす。
- 今わが郷里には女巫、男覡がいて、ドンドンと鼓を撃ち、怪しげに呪文を唱え、人目を欺くように舞い逐鬼降神するという。
- 列伝第三二鄭道伝の項にある。「北訳」第十冊、三九九頁参照。 国王の即位以来、道場は宮廷よりも高く峙ち、法席は仏字に常に設けられ、道殿の醮は時無く、巫堂の事は煩しくも瀆しい。この文は『高麗史』
- (13) この記事は成宗二年(一四七一)六月已酉にみえる。
- 14 男人の花郎と号称える者有り。その誣詐の術を售り、人の財貨を漁取ることは略、女巫と同じだ。
- 李晬光(一五六三-一六二八)は王朝中期の人。新羅の時に美男子を取って粧飾らせ、類聚させてその行儀を観た。花郎と名づけたが時には郎

徒ともいい、また国仙ともいった。永郎、 述郎、南郎なども、この類いであろう。今、男巫を花郎というのはその旨を失ったものである(李在崑

- 身を飾り、大勢集まり、互いに道義を磨き、また歌楽をして悦びあった。山水に遊び、遠きところへもいかないところはなかった。花郎の服章は いである。唐令狐澄の新羅国記には、人の子弟の美しき者を択んで飾らせて花郎という。国人は皆師と尊んだと述べてある。 丁若鏞(一七六二-一八三六)は後期の実学者。花郎は新羅の貴遊 (貴族) の名である。今、 巫夫や倡優の賤しきをもって花郎というのは間違 東史には
- 男巫で花郎博士と称する者があるが、これはその美名を取って勝手に自号としたものではなかろうか。
- 南道とは一般に京畿道以南の地、すなわち忠清道、全羅道、慶尚道。また西道は黄海道と平安道。北道は北関ともいい咸鏡道
- 19 在位五四〇-五七五年
- 20 この記事は燕山君九年(一五〇三)四月甲子にある。
- なおまだなくならない。願わくは三道に諭して禁じるようにといったが、王は答えなかった(CD-ROM) 甚だしいのは女の服に変えて出入りする者もいる。それゆえ安琛 (人名) が観察司となり、その弊を痛しく革めたのでその習いは稍衰えたが、
- 23 男の居士と称する者や女人の回寺と称する者(女人の山寺に遊び 寓 する者を方言で回寺という)たちが皆農業に事えず…。
- 両中よりひどい者はない (俗に花郎という。男巫のことである)。
- 人びとをして耳驚かし手を打って笑わせ、これを快楽とさせる。
- 25 26 晩に女巫とともに堂室に雑り坐し、隙を伺って人の妻女を奸すのだが…。
- 27 これは明の年号で一四八二年。

刑曹受教でいうには、花郎や遊女などは所在官をして摘発させ、

大明律の犯奸の条により、すべて本罪に一等を加える (CD - ROM)。

 $\widehat{28}$

- $\widehat{29}$
- 30 魚叔権は中宗(一五〇六-一五四四)、明宗(一五四六-一五六六)のころの人。
- いて戯に作った。そこで国王はその税を除いてやった。優人もまた民にとつて有益なのだ。優人にはなおその戯を作さしめ、 める時期を緩めてほしいと乞う。このようにすることは何日にもわたることがあり、苦しい事が多かった。たまたま優人らが此のことを朝廷にお 故事とした。

俗伝に、官府では巫堂から布を徴収することがひどく重く、官吏が門前にくるやいなや一家はあわてふためき酒肴を整えもてなす。そして、納

かし、優人の本来持っていた批判、諷刺の精神については認めてもいる。いずれにしても巫俗史のなかでクヮンデを論じたことそのものが注目さ れる。この視点はそののちの研究者から落ちていった。 李能和はここでいわゆる「楊州別山台戯」のことを述べている。もっともみた上での感想は不愉快だったのだろう、あまり評価していない。

- 34 王が謝らせたところ、たちまち癒えた。 祭天の牲をどうして傷つけたのかといい、遂に二人を坑中に投げて殺した。九月に王が疾病んだとき、巫は、託利と斯卑が祟りを為したといった。 郊に豕が逐げた。王は託利と斯卑をしてこれを追わせたところ、長屋の沢の中にてこれを得、刀でその脚筋を断った。王はこれを聞いて怒り、
- 36 君がもし修徳するならば転禍為福とすることができる」といった。王は「凶なら凶、吉なら吉といえ。 爾はそもそも妖だといっておきながら又福 となるという。誣くのか!」といって殺してしまった。 いわんや白というのは怪しむべきだ。しかるに天は諄々とものいうことができないので妖怪をもって人君を恐れさせ修省させようとしたのである。 王が平儒原で狩りをしたとき白狐がついてきて鳴いた。王はこれを射るがあたらないので師巫に問うと、師巫が「狐は妖獣であり吉祥ではない。
- 女」と名づけた。 王子郊彘の母を小后とした。先に小后の母が孕み未だ産まぬとき、巫が卜して「必ず王后を生まん」といった。母は喜んで子が生まれたとき「后

みたが、憤 恚に勝えず遂に戦った。しかし退いて思うと恥ずかしくて国人を見ることができない。 爾、朝廷に告げて我を物をもって遮るようにし てくれ』といった」と告げた。そこで陵の前に松を七重にして植えた。 なら、わたしを山上王の御陵の側に葬ってほしい」といった。そのとおりにした。巫者が「国譲王がわれに降って『昨日、于氏が川上に帰くのを。 太后于氏が死んだ。太后は臨終に遺言して「わたしは失行したので何の面目をもって地下において国譲王に見えようか。 群臣が溝壑に上れない

東城には朱蒙祠が有った。その祠には鎖甲、銛矛が有ったが、妄言で前燕の世に天から降ったものだといわれていた。城の包囲が危急のときに、 女を飾り立てうるわしくして神の婦とし、巫が「朱蒙が悦ぶなら城は必ず完からん」といった。 昼夜休みなく一二日もつづいた。唐の太宗が精兵をひきいてきてこれを集め、遼東城を幾重にも取り囲んだ。鼓噪の声は天地を振動させた。

 $\widehat{45}$ 百済は月の輪と同じく、新羅は月の新しきのごとし。

- 満ちれば虧ける。
- 47 いまだ満たざれば次第に盈ちる。
- $\widehat{48}$ 南解次次雄、在位四一二三年。

朴赫居世、在位紀元前五七年 - 紀元後三年

 $\widehat{49}$

- 50 金大問は善徳王(六三二-六四六)の時代の学者
- 51 方言では巫のことである。
- $\widehat{52}$ 巫が鬼神に事え、祭祀を尚ぶので、世人はこれを畏敬する。そして遂に尊長者を称して慈雲とした。
- $\widehat{53}$ このカギ括弧は朝鮮と号をなす云々までで閉じるべきである。
- 干曝をもって巫が祈雨をする。

- (62) 日照りの為に市を移す
- (67) 他者を貶める呪術 (李在崑訳)。
- (8) 役事において地神の怒りを買い災いを被る前に、これを退けること(李在崑訳)。
- (70) 拓俊卿 (人名)。
- 71 のことである。 巫が「拓俊卿が祟りを為した」といったからである。また内侍を遣っていわせた、金堤郡にて新築した碧骨池の堤堰を壊せと。巫の言に従って
- (73) 陝洲は現在の慶尚南道陝川郡のこと。
- (A) 至る所で人の声で呼ぶ。空中から隠れて喝破して道うごとし。
- 75 が赦しを乞うたので放免してやった(「北訳」参照) 安 珦は巫を捕えて刑に処した。巫が託神して「安珦は禍福を恐るべし」といったので、州人は皆懼れたが、安珦は動揺しなかった。数日後、

巫

- (77) 斎安公、(王) 淑、金方慶等とあるべき (「北訳」参照)。
- (7) 柳璥 (人名) が泣いて諫めたので、公主は感動して皆を釈放した。
- (79) 甲申の日
- 81 80 呪詛したということは根拠なくして起きたもので、あなた(元帝)がよく調べてみれば、よくおわかりになるでしょう(「北訳」参照)。 忽刺歹(ホルラルデ、人名
- 城隍の問題はのちに「十七(城隍」の箇所で再論される。これを取り上げたことそのものが慧眼というべきである。
- というべきである。 今日なお東海岸で盛んにみられる別神クッのことで、これを高麗時代の遺風としたことは首肯できる。これまたすぐれて歴史的な究明であった
- (8) 朔方道は江原道。また登州は咸鏡南道の最南端(李在崑訳)。
- 85 **| 揖だけして拝礼をしなかったところ、有司は国王に褒められることを願ってかれを罷免してしまった(「北訳」参照)。 *******
- (8) 妥霊とは神主(位牌)をまつること(李在崑訳)。
- 87 将士を賞めて我に禄を授けぬは何故か。必ず我を定寧公に封じるように』といった」とのことであった。鄭可臣はその言に惑わされ、国王にそれ となくいい、定寧公に封じさせ、かつ、その禄米五石を集めて毎年、その祠に送らせた(「北訳」参照)。 一二七六年に宝文閣待制に叙されたのだが、羅州の人がいうには「錦城山の神が巫に降って、『珍島と耽羅の征では、我、 実に力有り。しかるに
- 88) お前がもし錦城神堂の巫にならなければ、必ずお前の父母を殺すぞ。
- 絹の衣を着させ、馬の尾の笠を被らせ、別に一隊を作って「男粧」とよんだ。この記事は『高麗史』志第二五巻楽の俗楽「男粧」の条にある(「北

訳」参照)。

- (91) この記事は李能和の錯誤。『高麗史』巻第一三五列伝第四八辛禑一○年(一三八四)八月乙亥の記事である。すなわち辛禑は郊に畋をし、夜、 りては笙歌鼓舞し、 には何ら寄る辺のなかった青年王国の、この行為は李氏王朝時代の燕山君を彷彿させる。 巫覡戯をした。そして「人の世間に生きることは草露のごときだ」といって歎き泫然と涕を流した。巫覡のあそびと酒色以外
- 朝にはいってまた復活されていた。これは世宗八年(一四二六)に司諫院が上訴して、淫祀の根源だとして廃止するように訴えられている。しか 師堂ともよばれる (CD-ROM)。 それ以後、実録の記事には表だった国巫堂の記事はみられないが、宮中には国巫堂とされる巫女が出入りしていた。なお施設としての国巫堂は国 し、成宗八年(一四七七)一一月の記事には国巫堂なる巫女が開城の公館で国王のためのクッをしていて、そのことが官僚により批判されている。 とを示す記事といえる。なお、国家の設置した巫堂(国巫堂)は高麗明宗の時にはじまり、朱子学の台頭とともに淫祀として廃止されたが、朝鮮 恭譲王、在位一三八九-九一年。以下の記事は『高麗史』列伝第三三金子粹の条にある(「北訳」参照)。これは巫堂がもと施設の名であったこ

3) すでに正当なことではないのに

- (94) 一年間の浪費は述べることができないほどだ
- (95) 九街は「にぎやかな十字路」(李在崑訳)。
- (96) どんなことでもして
- 97 有司に命じて、祀典に記載されたものを除いて、あらゆる淫祀を禁じ諸巫の禁中への出入りを断つように(「北訳」参照)。
- (98) 毅宗、在位:一四七-一一七○年。
- (9) 忠蕭王、在位一三一四-一三三○年。
- (10) 巫となって松岳祠に食われた。
- (⑫) 巫や匠人の生業のなかから貢布を徴収した。
- $\widehat{104}$ 両府をして巫祝のところにいかせ、馬を出させて、進献させた。
- 107 全訳を掲げる。なお李在崑訳はあまり正確でない。 作者は李奎報(一一六八-一二四一)、詩文集に『東国李相国集』五三巻がある。以下、「民族文化推進会」の『東国李相国集Ⅰ』を参照しつつ

にした。わたしは、東家の淫祀が掃き清められたかのようになることを喜ぶばかりではなくまた、京帥の内に淫らな詭弁がなくなり、世が質朴に はあるが、これを追いやるいわれがなかった。ところがちょうど今、国家から勅令が下され、諸々の巫をして遠方にやり京帥に隣接させないこと わたしの住まいの東隣に老巫がいる。日毎に多くの士女が集まっていて、その淫らな歌と怪しげな言葉が聞こえてくると、私は非常に不愉快で . 人びとが純真になり、太古の風が戻ることを祝賀する。そこで、わたしは詩を作ってこのことを祝賀するところである。また明らかにして

君に事えるならば、終身、過ちも無いが、妖をもって衆を惑わすならば、たちまちに敗れるであろう。もとよりそれが道理というものである。 されることになったのであり、これは自らが招いたことであり、だれをとがめるわけにもいかない。そして、人臣もまた同じである。忠をもって おくべきは、この輩も、醇朴であったなら、王京から追放されることはなかったであろうということである。結局、淫巫に委託したがために追放

のことを書しておき、どうか身を慎み淫怪に近づくことないように とである。わたしは今、幸いに役に立たない身であるだけでなく。王京に接してしかも我が身を驚かす事は無い なわち清浄になり やかましい鼓の声もわが耳に無し は限りなかるべし(声有るときに人の耳を閉ざすことはできず)形有るときに人の目を閉じさせることはできない。 丹に朱を塗りなお幻と謂う とされんことを て直截であり「署名し牘を抗げ各自言うことを「これは臣のためのものではなく、誠に国益のためのものである「聡明なる天子はその訴えを可 後にまたまたわき起こり せたのを「また見なかったか、今日、咸尚書(咸有一)が坐して巫や鬼神を掃討し暫しも接することができなくしたのを「この翁が亡くなった のことだけではなく。民字すべてを逐滌めんとおもうのである。君は見なかったか、昔、鄴の県令が、河に大巫を沈め河伯が娶ることを止めさ に祟り為すことを恐れてではない。東家の巫は、年を取り終末に近い。朝死ぬか夕べに死ぬかいずれ久しくはない。わたしの今念うところはこ ごとき鋭い利剣がある「幾度も駆けつけようとしては辞めた」それは、ただ守らねばならない法があったからである「けっしてその神がわたし 天の気機(意向)を横ることなどできはしない。四方の男女の食をこぞって掠め取り。天下の夫婦の衣を奪いつくしている。わたしには青水の **鄠(九天、空)のなかにあるのだから「どうして汝に従ってその壁にとどまるであろうか」死生禍福を妄りに推し量るけれども「吾らを試して** どうして汝の屋に入り一隅にとどまろうか「丹青をもって壁中に神像を描き「七元(北斗七星のこと)九曜の額を掲げているが「星官は本、 木為龕僅五尺 ち幸いひとつ中ると「愚かな女と男はいよいよ敬い奉るので「酸甘の酒におのずと満腹し」起ちあがり身を躍らせると頭が棟柱に達する つけはち合わせをして出入りする。喉中のか細い声は鳥の声のようだ。とりとめもないことばは緩であるかとおもうと急である。千言万語のう 林の中の九尾の狐にちがいない いにしえの巫咸は、神にして奇であったために「すべての者は、山椒や米を捧げ疑念を解いたけれども「かれが、上天してからは、継ぐ者は 爾らは身を隠すことも難しいことよ 今や徒党を率いて遠くに移徙るという 小臣は国のために誠に喜ぶところだ 日ごと遊んだ帝城がす **沅湘の間でも鬼を信じ** その荒淫にして人を騙すことは笑うべきほどだ 自ら神がわが軀に降ったというけれども「私が聞くにはおかしくもありまた吁かわしいばかりである」穴中の千歳の鼠でなければ 千百年過ぎた今に至るまで、ただ漠然としている 肹、彭、真、禮、抵、謝、羅の巫は 霊山にいて道は遠く、 | 木でもって五尺ほどの龕||室を作り | 異本) | みずから「帝釈天だ」というけれども | 帝釈天皇は本、六天の上にあるのだから 朝の夕に及ばぬにさながら掃き清めたかのようだ。万一爾らがわたしに術の神奇ということを謂うなら、変化の恍惚たること。 醜鬼老狸が争って集まりだした。あえて祝賀する、朝廷に固い計画があり。群巫を逐いやることを議するに切実にし 東家の巫は衆の惑うところであるが みずから念うに臣下の一党で巫のような者があるなら 誅流や配貶はもとより当然のこ 面は皺がより鬢は半ば白く年は五十 士女はその家に雲集した 肩をぶ 海東(朝鮮)にもまだこの風が残っていて およそもろもろの士子よ、こ 追っていくこと 女は巫、男は

- 109 臣の願わくは、国王の回天(こころを変えること)を聴かんことを。国王の決心において巫覡を遠地に放しても、京城と同じにはならないでしょ
- 111 **雩壇は雨乞いの壇**。
- 112 成俔(一四三九-一五〇四
- 123 116 京畿道開城から四○キロほどのところにある。
- 在位一四七〇一一四九四年
- 九二三年、一二五-一二七頁参照)。一方、この泮人たちは山台戯をも担っていた。一七世紀半ば以降、宮中の山台戯が廃止されたあと、かれらは は牛肉の商いを独占して利益を得たが、一方では泮人とか館奴とよばれて社会的に差別を受けた(李覚鐘「朝鮮の特殊部落」『朝鮮』一○四号、一 船着き場や市場の商人から金や穀物を集めて仮面戯一座の費用に充てた(秋葉隆「山台戯」『日本民俗学』第九号、一九四八年参照)。 成均館のこと。もともと孔子廟を泮宮とよんだことに由来する。成均館周辺には孔子の祭祀のために牛を屠殺する者たちが住んでいた。かれら
- 125 一五〇三年四月甲子の記事である(CD-ROM)。
- 126 一五〇三年四月乙丑の記事である (CD-ROM)。
- 127 この巫女は守令が崇拝するようなことはないから(CD-ROM)。
- 129 128 権憲がふたたび上奏したけれど(CD-ROM)。 一五○三年五月丙寅の記事である(CD−ROM)。
- 131 この野祭とは屋外における死霊祭で今日のチノギを連想させる。
- 132 松岳は高麗の都松都の背後にあった。
- 133 成宗のこと
- $\widehat{136}$ 明宗(一五四五-一五六七
- 137 章甫は殷代の礼冠の名。孔子がかぶったので、そののち儒生がかぶるようになった(李在崑訳参照)。
- 在位一六二二一一六〇九年

- 142 桃茢は桃の枝で作った箒で鬼神を追いやるのに用いる(CD-ROM)。 この箇所は、「CD-ROM」では「承政院が儀註のなかの巫祝・桃茢・執戈などの事をもって稟請した…」とある。並列ととるのがよい。
- $\widehat{143}$ 「CD-ROM」によると、これは粛宗一○年(一六八四)二月二一日(丁子)の記事である。
- 144 国王の着用する衣服。
- 一六八一一一七六三年

- (48) 一八六四-一九〇六年
- 国王は意見を聞くにとどめたようである。 とを臣下が諫めたが、国王は、これは祖宗のときからあったものだといって退けた。翌年にも臣下が星宿庁のことを取り上げて諫めた。ただし、 朝鮮王朝実録では「星宿庁」(星まつりを担う官庁)の語が成宗八年九月九日(癸酉)の条に初出する。そこでは成宗が星宿庁の修理を命じたこ朝鮮王朝実録では「星宿庁」(星まつりを担う官庁)の語が成宗八年九月九日(癸酉)の条に初出する。そこでは成宗が星宿庁の修理を命じたこ
- あった。にもかかわらず、その年、乞食、餓死する者が多数いて国王は臣下の仕事ぶりを責めた。また世祖一二年一月一五日(戊午)にはふたた がある)。太宗一〇年(一四一〇)四月二日(戊戌)には、東西活人院のことが取り上げられた。それは京中の乞食、飢えに苦しむ者の救済施設で 後述されているように、太祖元年(一三九二)に高麗の制度を受けて設けられた医療機関「東西大悲院」に由来する(七月二八日、丁未に記事 活人署に改めた。
- (51) 「CD-ROM」では成宗九年一一月三〇日(丁亥)の記事である。
- (52) 星宿庁でまつる神は
- (15) 「CD-ROM」では世宗一八年五月一二日(丁丑)の記事である。
- (語) 「CD-ROM」では世宗二五年九月二日(癸丑)の記事である。
- (18) 「CD-ROM」では成宗五年六月四日(丁巳)の記事である。
- 「CD-ROM」では中宗一一年(一五一六)六月三日(癸丑)の記事である。

 $\widehat{161}$ $\widehat{159}$

(l6) 「CD-ROM」では世宗二七年一一月六日(丁丑)の記事である。

一四一四年。帰厚署とは棺槨の製造、和売と礼葬に必要なあらゆる物を供給する事務を司ったところ、従六品の衙門(CD-ROM)。

- (65) 「CD-ROM」では「服妖」。
- (16) 一六一二年。壬辰の乱のときに廃止した。
- (邰) 「CD-ROM」では仁祖二二年七月二一日(丙午)の記事である。
- 168 四名」とある。 「CD-ROM」にはこの記事はない。類似したものとして仁祖二四年一月甲戌「東西活人署の患者数は飢渇した百姓一三八○名、患者は一○
- (印) 「CD-ROM」では、この箇所のデータが異なる。それぞれ百数十人だと答えている。
- (II) これは英宗八年五月癸酉の記事である (CD-ROM)。
- (四) これは英宗四六年(一七七○)二月癸酉の記事である(CD-ROM)。
- (17) そして、この建議のとおりしたという (CD-ROM)。
- 「CD-ROM」によると、これは世宗五年(一四二三)六月(庚午)の記事である。またこの箇所の本文の読みは、李能和とは少し異なる。

すなわち「巫女の業中税と奴婢の身貢、および魚箭の行状税などもひとしく楮貨を用いること」は馬の値を楮貨で支払うのと同じようにするとあ 魚箭は魚を捕る梁、 楮貨は楮で作った紙幣

- (图) カミをまつるための税。はじめは巫覡から徴収したが、のち民戸から集めた。
- (慇) 「CD-ROM」では世宗一一年四月(癸巳)の記事である。
- 186 る税が守令たちには重要な収入源となっていたことがわかる。「淫祀」が消滅しなかったひとつの理由でもあるだろう。この巫覡と税との関係が根 **本的に問題であるということは朝鮮朝の学者たちも指摘している(後述される李濃や李肯翊の説参照)。** 「CD-ROM」では、以下の一連の議論は中宗九年九月の記事である。この年と一三年の国王と臣下のやり取りを通して、当時、
- (昭) この箇所の申用漑のことばは「…と力言したが」までである。
- (懇) 「伝へて」のあとの「領相の…」以下は中宗のことば。
- 190 紀のこの時分に徹底して規制されたのだろう。王朝実録ではこれ以後錦城山は言及されない。とはいえ、それ以降もここを拠点とした祭祀活動は つづいた。近現代にいたるまで、ここには巫堂たちが集まり信徒も相応に多かった。 全羅南道錦城山は高麗時代から霊験のある山として人びとの信仰を受けてきた。それだけにこの「淫祀」に対する官僚の攻撃も激しく、一六世
- 192 英宗(一七二五-一七七六)時代、朝鮮では巫女ばかりが目についたという指摘は注目される。
- 193 一八世紀の朝鮮の文人のあいだでは、南方の中国の楚では巫俗が盛んだという認識があったのだろう。
- (g) 人びとは真心から、また官吏らは税収の面から巫俗にかかわっていたという指摘は興味深い。
- 19) 摩天嶺の北、咸鏡北道。
- (別) 墦は塚、墓。墓地における祭儀で得られる酒食は一回分のものに過ぎないということ。
- (198) 慶尚道玄風郡。
- 199 京畿道開城の郊外にある徳物山上の崔瑩将軍の神堂は巫覡の集まることで古来有名であった。ここでも神税をとっていたことがよくわかる。
- (20) 一八〇十一一八三四年
- (20) 摩天嶺の南、咸鏡南道。
- (203) 両西は黄海道と平安道。
- (26) 一七七六年九月庚寅の記事である (CD-ROM)。
- $\widehat{206}$ 身布を差し出す軍士の数を減らすこと。東萊では実際に軍士となる者の数が不足していた。身布は労役の代わりに差し出す布。
- は無頼の徒とみられていたことを意味するだろう。それは高麗以来の才人(優人、クヮンデ)に対して朝鮮王朝社会が形成してきた固定観念の名 一八六六年に起きた、シャーマン号事件とフランス艦隊襲撃事件をさす。俳優たちの軍隊が組織されたということは、朝鮮朝において、

残ともいえる。

- 09) 忠青道鬼山郡。
- 王家の祈福のために霊験のある所で儀仗を整え、巫や宦官、司鑰をして祈祷させたこと(CD-ROM参照)。
- 43) 「CD-ROM」によると、これは太宗一一年七月(甲戌)の記事である
- 刈) 南方にある星でそこを守る神霊。赤い鳳凰を象り、昔から墓と棺の前面に画いた(李在崑訳)
- は重複して行うものだ」と礼曹がいうと、王は…とつづくのがよい(CD-ROM参照)。 この箇所は李能和も李在崑訳本も不正確。「本曹の月令に照らしてみると、白岳などでは春秋に祭祀をおこなっているのに、また別に祈恩するの
- 26) 房星のこと。馬祖壇といい東大門外にあった。太祖のとき設け高宗年間に廃止(李在崑訳)。
- ⑴ 乗馬術をはじめた人、あるいはその人をまつった社堂。
- 219) 巫女の宝文は、の誤り。
- (22) この記事は太宗一八年三月乙卯にある。
- 3) 咸鏡道の古名。
- 置し、また山川城隍の祭祀の上に「厲祭」をもおこなうことだといっている。この厲祭は要するに孤魂野鬼を慰撫する霊魂供養だが、これが民間 祀が絶えず、「礼を越え分を犯して山川城隍」に対してまつりをしているという。そして、その担い手は巫覡であった。根本的な原因は国巫堂を設 分に応じた祭祀が秩序をもたらすと考えていた。庶民はイエのまつりだけを礼に従ってやればよいと官僚は考えたが、現実にはイエの内外での淫 一四二六年。以下の上疏の内容は、朝鮮王朝がはじまって三〇年余りの時点における宗教事情がよくうかがわれる記事である。官僚としては、
- ここは「巫覡の祀るのは」とあるべき。

のクッのひとつの大きな動因であったことが認識されていたわけである。前掲の注92も参照のこと。

- 226 これは次項の野祭のほかに、各種の財数クッ(福運を祈る祭儀)、あるいは都堂祭のような洞里の祭がおこなわれていたことを意味するのだろう。
- 22) タリクッ、チノギ、オグクッ、シッキムクッなどとよばれる死霊祭のことであろう。
- ROM参照)。つまり、あるいは巫覡、あるいは僧徒が似たような死霊済度の儀礼をしていた。これがやがて巫堂の儀に収斂されていくことになる のだろう。 李能和はここで次の文を省略した。「また僧徒を引き入れ仏像を据え香花と茶食を並べ、歌舞、梵唄が入り交じり淫らで怪しげであり」(CD-
- ⅓) 一四三六年五月乙亥の記事である(CD−ROM)。
- (31) 張莪 (CD-ROM)
- **一四三六年五月丙子の記事である(CD-ROM)。なおCD-ROMでは「別祈恩」は「別途におこなう祈恩」というように解釈している。**

城外四十里 (原文)。

247 246

成宗九年一一月丁亥の記事である(CD-ROM)。

能和はこれを一語としている。とはいえ、どのみち同じ意味となる。

- 233 四三六年五月丁丑の記事である(CD-ROM)。
- 234 東西活人院(CD-ROM)。
- 235 一四三六年五月辛巳の記事である(CD-ROM)。
- 236 五家隣保の管領(CD−ROM)。五人組の類い。太宗七年(一四○七)一月に一○戸あるいは三、四戸でひとつの隣保とすることが論じられて

- 237 中外は京城と地方のこと。
- 238 世宗二五年(一四四三)八月丁未の記事である(CD-ROM)。
- 239 この記事は、当時山野での死霊祭、また城隍祭が頻繁に催され、巫家でも治病のための個人クッがおこなわれていたことを意味する。
- 240 成宗三年(一四七二)一月辛丑の記事である(CD-ROM)。
- 241
- この一条はCD-ROM本にはみられない。李能和の原本にはあるが。
- 244 CD-ROM本ではこのあと、さらにふたりの官僚が巫女の入城の非を告げている。それをきいて成宗は禁令を下した。
- 248 度厄 (原文)。
- 249 ここの読みは「身をもって教えれば従い、ことばをもって教えれば争い、命令するところが気にくわなければ、 民は従わない、という教えがあ
- る」とする方がよい(CD-ROM)。
- 250 祈恩使は巫堂やクヮンデをよび集め、王家の福を祈る行事を司った(CD-ROM)。星宿庁については注望を参照のこと。
- 251 一四七〇 - 一四九四年
- られるという(徐永大「李能和朝鮮巫俗考校勘」(Ⅱ)『比較民俗学』第六輯、比較民俗学会、一九九○年、二○頁)。 |慵斎叢話は成俔の随想集。注12参照。ただし、徐永大によると、この話は慵斎叢話にはみられず『五山説林草藁』(「大東野乗」巻五所収) にみ
- <u>256</u> この部分の読み方は不正確。この文は臣下のことばであり「巫に事えて免れるはずのものではない」、すなわち臣下柳成麟がみずからの決意を述 、たものと解すべきである(CD-ROM参照)。
- 257 この部分は「けっして巫がみずからの意志でやるのではない(宮中の命令があるからだ)」の意味(CD-ROM参照)。
- 258 「太鼓を叩けば」の意。
- 259 ムーダンのクッのこと

- 260 「臣者は…恐れてゐる」とつづく。
- 261 一五三三年
- 262 一七七七一一八〇〇年
- 263 有庳の人民とは賤民のこと。
- 266 居住せしめたが

267 世宗一八年(一四三六)五月丁丑(CD-ROM参照)。

これは先にもあったように、世宗二五年八月丁未の記事である。注28参照。

- 269 成宗二年(一四七一)六月己酉(CD-ROM参照)。
- 270 疫癘 (CD-ROM参照)。
- 271 少艾(年若く美しい者、CD-ROM参照)。
- 273 272 一四七五年。 「…伏して願はくは…事を」と請ふた。
- 274
 - 「今番」の箇所は「今、番上した」とあるべき (原文)。
- 276 属せしめたが
- 細民の家に出入りするならともかく
- 五部とは京城を中部以下、東西南北の四部に分けた区画。

279 278

- 280 毎年歳抄(六月と十二月)に(CD-ROM参照)。
- 281 中宗がことばをくだして、の意。
- 282 これは中宗三二年(一五三七)二月癸酉の記事である(CD-ROM参照)。
- 中宗の判断を仰がなければならないといったところ、命令がくだり、臣下の訴えたとおりになった、の意。
- 一七四五年。なおこの箇所の李能和の要約は少し意を取り違えている。李健命は、 現実に何百名もの巫を追放したら、かれらの居所をどうするのかと訴えている。そして、これに対して太子はその訴えを承認している(CD 国政全般に対して穏健かつ漸進的にことをすすめるべきであ
- これは世宗二五年八月丁未の記事である。注238参照
- 291 この記事は燕山君九年(一五〇三)四月乙丑にある。 前出注20も参照
- 李漢は英宗時代(一七二五-一七七六)の人。

王后の名前。

- 293 李圭景は前出注9参照
- 294 この記事は燕山君九年(一五〇三)四月乙丑にある。
- $\widehat{296}$ 「青莊館全書」の著者は李徳懋(一七四一 – 一七九三)、正祖の時代の学者で清にいき、中国の考証学をおさめる。息子がまとめて刊行したもの
- 297 李晔光は注14参照

(一七九五)。

- 298 栲栳とは柳器、すなわち行李の意味
- 299 300 今日、京畿道のチノギクッには、この冥府の使者が登場し、故人の霊をあの世に連れ去ることを遺族に演じてみせる。 柳夢寅(一五五九-一六二三)の『於于野談』は民間伝承をおさめた物語本。
- 301 語大辞典』参照)。 李肯翊(一四七六-一五五二)は少論に属し、老論により退けられ不遇のうちに終わった。著書『燃藜室記述』は唯一残ったもの(李熙昇『国
- 仁宗、位一五四五年。
- 309 丑生らは
- 306 在位、一六二三-一六四九年
- 312 自分は(時英は)

311 310

313 巫女が死んだあとは、龍洞近くの禧嬪の本宮へ移して排設したこと(CD-ROM)

にわかに仕舞うことがむずかしいので、そのままにしておき時々神に祈った(CD-ROM)

- 314 英宗二一年(一七四五年)二月甲寅の記事である(CD-ROM)。
- 316 315 「我国之人」(原文) 「中国之人」(原文)
- ころは多いだろう。たとえば痘瘡の神を尊貴の客人のようにもてなすこと、李能和が鋭くも指摘した巫儀と仏教儀礼に三段構造がみられること、 この指摘は李能和自身によって発展させられなかったが、取り上げ発展させるべきものである。朝鮮巫俗は江南の巫俗との対照によって得ると
- 孤魂への施食のような儀礼が重要視されることなどは彼我共通するものである。
- 318 三聖祠(原文)
- 319 今日、中国における十王信仰の隆盛は唐宋のころからとされていて(葛兆光著、坂出祥伸監訳『道教と中国文化』、東方書店、一九九三年、

- けて今日の朝鮮巫俗が形成されていったことをものがたる。 九 – 三四〇頁)、李能和のこの推定は認められる。そしてこの神位が朝鮮巫俗のなかで重要な位置を占めていることは、宋代以降の道仏の影響を受
- 神霊が朝鮮巫俗の核心にあるということである。 の核心であるというのだ。しかも、帝釈、十王、城隍などが中心の位置にある。これはつまりは高麗時代に受容した仏教と道教の構造、またその 李能和のこの「神壇」の構造分析は炯眼というべきである。神がみを迎え、死者霊・雑神を済度し、 施食させて送る、こうした三段が神祀(クッ)
- 第二壇で中陰と同じだという指摘は李能和の独創的な見方である。そののちの研究者はこれを取り上げないでチノギの語義だけにかかわっている チノギセナムをおこなう。その意味は亡霊を薦度するためのクッだということである。このばあい、チノギは初壇の「神の路」であり、セナムは が、セナムまで含めて捉えるべきであろう。 李能和は原文で「然巫效僧斎而行「진덕위재당」(Chin Nuk Wi Sia Nam) 其義則為亡霊薦度之神祀也」といった。つまり、巫は僧の斎に倣って
- この書は未詳。また李能和の以下の説明、パリ公主は処容の妻だという指摘は根拠が弱く、今日からはこじつけのようにみられる
- い込みだろう。仏教や道教のうちから借りてきたものはいずれも中国中世社会の刻印を帯びていて、これを置いて論じることは無理な話である。 クッについての李能和の解釈は、「凶災を祈禳する」ことだという。これは注目に値する。単に祈ったり、称えたりすること、あるいは祝祭のよ

李能和は、巫俗と仏教の混融を新羅の時からとして、パンソリのノルブ歌や竜宮歌(水宮歌)も新羅のころにできたとみたが、これはやはり思

- うなものもクッのなかに含まれるが、前提として「凶災」があったというのである。淵源はともかく、そこには孤魂とか野鬼の存在があったはず
- 325 『比較民俗学』第六輯、比較民俗学会、一九九○年、五六頁)。 南孝温(一四四四-一四九二)。ただし、徐永大によると、以下の話は「秋江冷話にはみられない」とある(徐永大「李能和朝鮮巫校考勘」 $\widehat{\mathbb{I}}$
- 326 媽媽 mama はもともと漢語で、「母、お母さん」のこと。朝鮮語でも発音は似ていてママ。

327

ここは単に「亡霊を追薦する祭りである」とすればよい。

120 (213) —